

官報

号外

平成十六年四月十三日

○第百五十九回国 衆議院會議録 第二十三号

平成十六年四月十三日(火曜日)

議事日程 第十四号

平成十六年四月十三日

午後一時開議

- 第一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案(内閣提出)、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案(内閣提出)、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案(内閣提出)、国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案(内閣提出)

平成十六年四月十三日 衆議院會議録第二十三号

法律案(内閣提出)、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案(内閣提出)、武力攻撃事態における捕虜等の取扱に関する法律案(内閣提出)、自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅰ)の締結について承認を求めるの件及び千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅱ)の締結について承認を求めるの件の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

日程第一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長小沢鋭仁君。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(小沢鋭仁君登壇)

○小沢鋭仁君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、海洋における廃棄物の処理に関する規制の一層の充実が求められている国際的動向等にかんがみ、我が国においても廃棄物の海洋投入処分等の規制を強化しようとするものであり、その主な内容は、

船舶または海洋施設から廃棄物の海洋投入処分をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならないこと、

廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶または海洋施設への積み込み前に、海上保安

庁長官の確認を受けなければならないこと、

何人も、船舶または海洋施設において発生する油等以外の油等の焼却をしてはならないこと、

環境大臣の許可を受けて海洋施設の廃棄等を除き、船舶等を海洋に捨ててはならないこと等であります。

本案は、三月二十九日本委員会に付託され、翌三十日小池環境大臣から提案理由の説明を聴取した後、去る四月九日質疑を行い、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長山本公一君。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔山本公一君登壇〕

○山本公一君 たいま議題となりました暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における暴力団をめぐる情勢にかんがみ、指定暴力団の代表者等は、凶器を使用した対立抗争または内部抗争によりその指定暴力団員が他人の生命、身体または財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずることとするほか、暴力的不法行為等の範囲を拡大しようとするものであります。

本案は、去る四月二日本委員会に付託され、同月七日小野国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取いたしました。同月九日質疑を行い、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案(内閣提出)、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案(内閣提出)、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案(内閣提出)、国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案(内閣提出)、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案(内閣提出)、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案(内閣提出)、自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅰ)の締結について承認を求めるの件及び千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の重大な違反行為の処罰に関する法律案について承認を求めるの件及び千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の重大な違反行為の処罰に関する法律案について承認を求めるの件、趣旨の説明を順次求めます。

〔国務大臣井上喜一郎君登壇〕

○国務大臣(井上喜一郎) たいま議題となりました武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案及び国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

初めに、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、事態対処法と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とするものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

総則的事項としては、国、地方公共団体及び指定公共機関等は、国民の保護のための措置の実施に当たり、相互に連携協力し、的確かつ迅速な措置の実施に万全を期さなければならないこと、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないこと、政府は国民の保護に関する基本指針を策定し、地方公共団体及び指定公共機関等は基本指針等に基づいて国民の保護に関する計画または国民の保護に関する業務計画を作成すること等を定めております。

住民の避難に関する措置については、対策本部長は警報を発令するとともに避難措置を指示すること、都道府県知事は住民に対し避難を指示すること、市町村長は避難住民を誘導すること等を、避難住民等の救援に関する措置については、都道府県知事は避難住民等に対し、食品の給与、医療の提供その他の救援を行わねばならないこと、都道府県知事は救援のため必要があるときは、医薬品、食品その他の救援の実施に必要な物資の売り渡しを要請することができること等を、武力攻撃災害への対処に関する措置については、国は武力攻撃災害への対処に関し必ずから必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体と協力して的確かつ迅速に措置を実施しなければならないこと、内閣総理大臣は放射性物質等による汚染への対処のため関係大臣を指揮し必要な措置を実施しなければならないこと。

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案、国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案、武力攻撃災害への対処に関する措置、避難住民の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、事態対処法と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とするものであります。

以上が、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

総則的事項としては、国、地方公共団体及び指定公共機関等は、国民の保護のための措置の実施に当たり、相互に連携協力し、的確かつ迅速な措置の実施に万全を期さなければならないこと、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないこと、政府は国民の保護に関する基本指針を策定し、地方公共団体及び指定公共機関等は基本指針等に基づいて国民の保護に関する計画または国民の保護に関する業務計画を作成すること等を定めております。

ならないこと等を、国民生活の安定に関する措置等については、指定行政機関の長等は生活関連物資等の価格の安定のために必要な措置を講じなければならぬこと等を、復旧、備蓄その他の措置については、指定行政機関の長等は武力攻撃災害の復旧を行わなければならないこと等を、財政上の措置等については、収用その他の処分が行われたときは損失を補償すること、地方公共団体の措置に要する費用は原則として国が負担すること等を定めております。

また、緊急対処事態に対処するための措置については、内閣総理大臣は緊急対処事態の認定について閣議の決定を求めること、国民の保護のための措置に準ずる措置を講ずること等を定めております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。引き続きまして、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置等について定めることにより、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とするものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

合衆国軍隊の行動による国民等への影響を考慮した措置として、政府は、合衆国軍隊の行動に関する状況等について情報の提供を適切に行うこと

と、合衆国軍隊の行動等について関係地方公共団体との連絡調整を行うこと、合衆国軍隊の緊急通行等による損失を補償すること等を定めるとともに、合衆国軍隊に対する支援に係る措置として、自衛隊が物品及び役務の提供を実施すること、内閣総理大臣は、合衆国軍隊の用に供するため緊急やむを得ない場合に土地等を使用することができると等を定めております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。引き続きまして、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、武力攻撃事態等における特定公共施設等、すなわち、港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波の利用に関し、指針の策定その他必要な事項を定めることにより、その総合的な調整を図り、もって対処措置等の確かつ迅速な実施を図ることを目的とするものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

対策本部長は、対処措置等の確かつ迅速な実施を図るため、特定公共施設等ごとに、その利用に関する指針を定めることができること、港湾施設及び飛行場施設の利用に関し、対策本部長は、港湾管理者や飛行場施設の管理者に対し、利用の確保に関する要請を行うことができること、内閣総理大臣は、対策本部長の求めに応じ、港湾管理者や飛行場施設の管理者に対する指示等を行うことができること等を定めております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。最後に、国際人道法の重大な違反行為の処罰に

関する法律案について御説明いたします。この法律案は、国際人道法に規定する重大な違反行為を処罰することにより、刑法等による処罰と相まって、国際人道法の確な実施の確保に資することを目的とするものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

この法律案では、重要な文化財を破壊する罪、捕虜の送還を遅延させる罪、占領地域に移送する罪、文民の出国等を妨げる罪を新設するほか、これらの行為その他のジュネーブ諸条約等が規定しております重大な違反行為について、国外犯の処罰を可能とするため、所要の法整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 国務大臣石破茂君。

(国務大臣石破茂君登壇)

○国務大臣(石破茂君) 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

まず、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案について申し上げます。本法律案は、武力攻撃事態に際して、我が国領海または排他的経済水域を含む我が国周辺の公海における外国軍用品等の海上輸送を規制するため、海上自衛隊の部隊が実施する停船検査及び回

航措置の手續並びに外国軍用品審判所における審判の手續等を定め、我が国の平和と安全の確保に資することを目的とするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、外国軍用品等の海上輸送を規制する必要があると認めるときは、防衛庁長官は、内閣総理大臣の承認を得て、停船検査等の措置の実施を命ずることができることとし、そのために必要な規定を整備するものであります。

第二に、外国軍用品等及びそれを輸送する船舶に係る規制措置について、必要な規定を整備するものであります。

第三に、外国軍用品等を輸送している疑いのある船舶に対する停船検査及び回航措置の手續、武器の使用について、必要な規定を整備するものであります。

第四に、防衛庁に臨時に外国軍用品審判所を置くこととし、審判の手續等所要の規定を設けるものであります。

第五に、補償、罰則に係る規定等を整備するものであります。

次に、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案について申し上げます。

本法律案は、捕虜等の拘束、抑留その他の取り扱いに関し必要な事項を定め、自衛隊の円滑かつ効果的な行動の実施に資するとともに、武力攻撃事態におけるジュネーブ第三条約その他の捕虜等の取り扱いに係る国際人道法の確な実施を確保することを目的とするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

平成十六年四月十三日 衆議院會議録第二十三号

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案外二案についての石破国務大臣の発言説明、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求める件外二件について川口外務大臣の発言説明

四

第一に、捕虜等の人的な待遇を確保すること、その他捕虜等の取り扱いに関する責務等を定めるものであります。

第二に、捕虜等の範囲を定め、自衛官による捕虜等の拘束権限及び資格認定手続を規定するものであります。

第三に、臨時に捕虜收容所を設置できるとし、ジュネーブ第三条約その他の国際人道法の規定に従って、食糧、衣服、衛生、医療の提供等の規定を整備するとともに、捕虜等に対する懲戒制度を整備するものであります。

第四に、防衛庁に捕虜資格認定等審査会を臨時に設けるとともに、その審理手続等所要の規定を設けるものであります。

第五に、捕虜等の拘留の終了に必要な規定を設けるものであります。

第六に、自衛官による武器の使用権限、捕虜等が逃走した場合の再拘束の権限等を整備するものであります。

第七に、罰則に係る規定を整備するものであります。

最後に、自衛隊法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、今般日米間で合意に達し、署名が行われた、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定に定める物品及び役務の提供の実施に関し、天災地変その他の災害に際して災害応急対策のための活動を行う合衆国軍隊、外国における緊急事態に際して邦人の輸送と同種の活動を行う合衆国軍隊、及び訓練、連絡調整その他の日常的な活動のため本邦内にある自衛

隊の施設に到着して一時的に滞在する合衆国軍隊に対する物品、役務の提供権限を整備し、あわせて所要の規定の整備を行うものであります。

以上が、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) 外務大臣川口順子君。

(国務大臣川口順子君登壇)

○国務大臣(川口順子君) 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

日米両政府は、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律に言う武力攻撃事態または武力攻撃予測事態に際しての活動、並びに国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のための活動を行う日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の後方支援、物品または役務の相互の提供を、平成八年に締結され、平成十一年に改正された日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定によって確立された枠組みに従って行い得るようにするため、現行協定を改正することにつき協議を行ってまいりました。その結果、平成十六年二月二十七

日に東京において、先方ベーカー駐日大使との間でこの協定に署名を行った次第であります。

この協定の主な内容としましては、日米共同訓練、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動または周辺事態に際しての活動に必要な後方支援、物品または役務の提供について現行協定が定める自衛隊と米軍との間の相互主義の原則に基づく枠組みを、武力攻撃事態または武力攻撃予測事態に際して日本国に対する武力攻撃を排除するために必要な活動並びに国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のための活動に必要な後方支援、物品または役務の提供についても適用し得るようにするため、現行協定を改正するものであります。

この協定による現行協定の改正により、日本国の平和及び安全に寄与することとなるとともに、国際連合を中心とした国際平和のための努力等に積極的に寄与することとなると考えられます。

以上を御勘案の上、この協定の締結について御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

以上が、この協定の締結について承認を求めるの件の趣旨でございます。

次に、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅰ)の締結について承認を求めるの件につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

武力攻撃事態等に対処するに当たっては、傷病者、捕虜、文民等の武力紛争の犠牲者を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減するため、国際人道法の確な実施を確保す

ることが重要であります。また、我が国として、国際人道法を遵守する体制を整備することは、我が国民の生命、身体及び財産の保護に資するのみならず、憲法の理念である国際協調主義にも合致し、国際社会における我が国に対する信頼を一層向上させるものであります。

この追加議定書は、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約を補完し及び拡充することによって、国際的な武力紛争の犠牲者を一層保護することを目的とするものであり、傷病者、捕虜、文民等の保護並びに戦闘の方法及び手段の規制等について規定するものであります。我が国がこの追加議定書を締結することは、国際人道法の確な実施を図るとの見地から有意義であると認められます。

以上を御勘案の上、この追加議定書の締結について御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

以上が、この追加議定書の締結について承認を求めるの件の趣旨でございます。

次に、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅱ)の締結について承認を求めるの件につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

いわゆる内乱等の非国際的な武力紛争に対処するに当たっては、傷病者、文民等の武力紛争の犠牲者を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減するため、国際人道法の確な実施を確保することが重要であります。また、我が国として、国際人道法を遵守する体制を整備することは、我が国民の生命、身体及び財産の

保護に資するのみならず、憲法の理念である国際協調主義にも合致し、国際社会における我が国に対する信頼を一層向上させるものであります。

この追加議定書は、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約を補完し及び拡充することによって、非国際的な武力紛争の犠牲者を一層保護することを目的とするものであり、傷病者、文民等の保護及び戦闘の方法の規制等について規定するものであります。我が国がこの追加議定書を締結することは、国際人道法の確な実施を図るとの見地から有意義であると認められます。

以上を御勘案の上、この追加議定書の締結について御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

以上が、この追加議定書の締結について承認を求めるの件の趣旨でございます。

以上三件につき、何とぞ御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案(内閣提出)、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案(内閣提出)、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案(内閣提出)、国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案(内閣提出)、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案(内閣提出)、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案

(内閣提出、自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)の締結について承認を求めるの件及び千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書II)の締結について承認を求めるの件の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。首藤信彦君。

○首藤信彦君登壇

○首藤信彦君 民主党の首藤信彦です。

民主党・無所属クラブを代表して、政府提出法案及び条約について質問申し上げます。(拍手)

現在まだ、イラクで武装集団に拉致され人質となっている三人の日本人がおります。また、南部のサマワでは、まるでベトナム戦争時のテト攻勢のような四月五日のシーア派一斉蜂起によって、ナシリヤ、バスラなど南部の諸都市が不安定化し、状況によっては自衛隊員が退路を断たれて孤立する可能性も出てきました。

このような事態は、イラクへ自衛隊を派遣する根拠となったイラク特措法の論議で最初から何度も議論となった問題です。事件と事態が発生して初めて、政府がイラク社会に何らの情報チャンネル

ルも影響力も、また、このような緊急事態への対応能力も本質的に欠けているということがわかりました。

危機管理の要諦はプリベアードネス、すなわち、どれだけ事前に準備できているかということにあります。事前準備なき泥縄の対応は、危機管理ではなく管理危機であると言われます。まさに今回の日本政府の対応は、またまた管理危機を具現化したものと言えます。(拍手)

三人の人質を拉致した犯行グループが、アメリカ占領軍のフールジャ撤収ではなく直接日本政府の対応を求めている以上、政府は、事件の解決をアメリカに全面的に依存するのではなく、独自チャンネルによる一刻も早い事件の解決と人質の解放を実現することを強く強く要請いたします。(拍手)

そのイラクのフールジャでは、イラクの怒れる民衆のリンチに遭ったアメリカの民間軍事会社ブラックウォーターの社員への報復として、アメリカ軍が同市を包囲し、その結果、六百人から七百人と言われるイラク人の死者を出しました。その中には多数の、一説によると半数と言われる非戦闘員、特に女性と子供たちの犠牲者も含まれております。また、最近の映像を見ますと、ヘリコプターの三十ミリ機関砲から直接人間に向かって撃っているという映像がございます。これは、明らかにジュネーヴ条約の武器使用基準に反する蛮行と言えます。

また、宗教及び地域社会のシンボルであるモスクに対して攻撃がなされました。文民への攻撃、宗教・文化施設の破壊は、とりもなおさずジュネーヴ条約違反であり、戦争犯罪として定義づけ

られるものであります。日本政府は、直ちにアメリカに對し、このような国際犯罪行為を控えるように忠告すべきです。それこそが同盟国としての責務であると思います。

さて、このような背景の中で、今回、武力攻撃事態への対処のために、国民保護法制を含む七法案、ジュネーヴ条約追加議定書承認を含む三件の条約が国会に提出されました。

しかしながら、日本に對しては、外部からの外国軍の侵入などの武力攻撃事態はこの五十九年間発生したことなく、このたび初めて、武力攻撃事態に国民がどう対応し、政府がどう国民を守るかという法律が国会で議論されることとなります。

また、我が国憲法において、そのような事態は想定されているものではありません。現行憲法は、第二次世界大戦という、我が国の未曾有の人命と国民資産が失われ人権が侵害された戦争が終結し、恒久平和を希求する中で起草されたものであり、緊急事態や武力攻撃事態を想定したものではありません。憲法に込められた人権、文化的生活の概念及びそれを実行する行政システムは、あくまでも平時におけるものであり、緊急時におけるそれは想定されていません。

そもそも、緊急時における人権とは何か、緊急時における諸価値の優先度などはどこに定義されているのでしょうか。したがって、何らかの基本的な枠組みにおいて、緊急時における国家及び国民の行動及び責任を明確にする必要があります。

したがって、憲法に緊急事態の想定がない以上、国民保護法制の策定には緊急事態基本法の先行成立が前提条件と理解されますが、それが今回法案の前に国会に提出されていない理由を提案者にお

聞きたいします。国民保護法を先行させ、後で基本法をつくるというのでは、まるで、犬がしつぽを振るのではなく、しつぽが犬を振るような非論理的な話であります。(拍手)

次に、旧憲法では、戒厳令や非常大権が明記され、その上に、日中戦争に際し、人的及び物的資源を統制、運用する大権を政府に与えた一九三八年の国家総動員法、あるいはまた本土決戦に向けての戦時緊急措置法が成立し、国家レベルでの緊急事態対応がなされました。国家総動員法と今回の国民保護法制との相違点はどこにあるか、明確に提案者にお答え願います。

憲法に想定されている人権と武力攻撃事態において守らなければならない人権とは、全く同じものか、異なったものか、お答え願います。これは提案者及び法務大臣にお願いいたします。

生存権ですら、緊急事態においては平時と違ふと考えられます。例えば、阪神大震災においては、限られた医療機関に殺到する患者の生存率を高めるために、ある種の患者選別が行われたと言われております。紛争に巻き込まれれば、戦場では負傷度によって、重傷度によって患者選別が当然のように行われ、重傷者は切り捨てられる可能性もあります。このことが全体数では生存者数を高めるといふことから、そういう行為も行われることがあるからであります。

緊急時、武力攻撃事態に対し、政府、行政側の要請、強制に対し、住民側の不服従行為があると想定されますが、そうした不服従権はどう扱われるのか、それを担保する法的根拠は何か、提案者及び法務大臣にお聞きいたします。

また、憲法に外国軍駐留の規定がない以上、ま

た、本件法案がテロ、緊急対処事態まで対象範囲としている以上、緊急時における駐留外国軍との協力関係の策定には、これまでの米軍行動関連措置法などの改定だけではなく、日米安保条約そのものの改定、あるいは憲法の修正が必要となると考えられますが、それらが同時に提出されるどころか、具体的な検討過程にも入っていない理由をお聞きいたします。

例えば、フィリピン憲法において、外国軍の駐留の期限が明記されておりますが、憲法に明記のないまま同盟関係を増幅していくには、もはや限界にきていると判断されております。

朝鮮半島有事など北東アジアでの武力紛争を想定した場合は、国連安保理決議と国家としての意思決定の優先度や、あるいはまた国連軍、多国籍軍との位置づけを明記する必要がありますが、それらが今回の法案、条約に含まれていない理由を外務大臣にお聞きいたします。

次に、国民保護法制における問題点についてお聞きいたします。

武力攻撃事態の対象は、脅威は、現実には日本全体ではなく、北東アジアに直面する自治体や東南アジアと直結する位置にある自治体、そうした自治体にこそ影響は集中的に出ると思いますが、国民保護法制の中で、そうした地域に集中した特別対応を明記する必要があるのはなぜか、提案者に質問いたします。

同様に、日本が体験した最後の戦争である第二次世界大戦と異なり、都市化の集積が甚だしく、都市が周辺並びに世界に対して極めて高度な依存状態にある以上、都市を防衛するには特別の措置が必要となりますが、それが認識も明記もされて

いない根拠を提案者にお聞きいたします。

また、現実に都市ではどのような緊急事態対応が可能なのか、総務大臣にお聞きいたします。

武力攻撃事態等における米軍の行動に伴い我が国が実施する措置についてお聞きいたします。

そもそも、武力攻撃事態における一元的な指揮権はだれにあるのでしょうか。韓国の場合は、それは米軍にあると明記されております。果たして、日本においてはだれが一元的な指揮権を握ることになるのか、提案者、外務大臣あるいは防衛長官にお聞きいたします。

また、武力攻撃事態における対処方法において、政府、自治体、自衛隊、アメリカ軍の主張が異なるとき、どこか意思が貫徹されるか、提案者にお聞きいたします。

次に、ジュネーブ条約関係についてお聞きいたします。

ジュネーブ四条約及び二つのプロトコルと、国民保護法制、日米安保との矛盾についてお聞きします。

そもそも、一九五三年に加盟したジュネーブ四条約において、これはサンフランシスコ条約で日本に課せられた義務でしたが、それにもかかわらず国内の法的措置がとられなかった真の理由は何ですか。

例えば、ジュネーブ条約には、教育・広報義務、周知義務などがあるはずですが、公式説明としては、既に個別違反などは刑法で担保されているなどと言われておりますが、実際は、ソ連に抑留され強制労働に従事させられた日本兵への給与の補償の問題や、強制移住させられた半島出身者の帰還の問題などがその背景にあると言われてお

りますが、本当の理由は一体何でしょうか、外務大臣にお聞きいたします。

自衛隊、アメリカ軍、民間防衛組織、個人などがジュネーブ条約に違反する行動の責任を問われる場合、日本国内あるいは海外でそれぞれどのように裁かれるのか、明確にお答えください。法務大臣及び外務大臣にお聞きいたします。

第二次世界大戦では、多くの日本兵が、ジュネーブ条約の存在すら知らず、戦争犯罪に加担し、BC級戦犯として処刑されました。これは私も昔読んだ本にありますが、「かんな萌ゆ、いとし妻子にもう会えぬ」、これは、私の記憶では、モンテンパル刑務所で、処刑を直前にしたBC級戦犯が、窓からかすかに見えるカンナを見て詠んだ句と言われておりますが、こうした思いを二度と繰り返してはならない。その意味で、外務大臣及び法務大臣に、この問題について御説明を要求いたします。

今回、日本がジュネーブ四条約対応国内法を制定し、追加議定書を批准し、国内法を整備しても、追加議定書に一切加盟していないアメリカとどう協力していくのでしょうか。アメリカ軍は日本の法規を遵守しなくても、国際法上はそれが認められていますが、ジュネーブ条約で厳格に禁止されている行為をアメリカ軍が実行した場合、日本はそれをどのように阻止し、また、その結果の責任をどのように回避できるのでしょうか、外務大臣にお聞きします。

また、アメリカ軍の一元的指揮権のもとで、自衛隊や民間防衛組織、あるいは個人がジュネーブ条約に規定される犯罪行為を行った場合、国際人道法上はどう日本国民を守ってくれるのでしょうか

か。北朝鮮はジュネーブ条約の第一追加議定書に署名しておりますが、北朝鮮は自国で裁判を受け、アメリカは、アメリカ兵は母国で英雄として扱われ、日本人だけがハーグに連れていかれて裁かれるのでしょうか。外務大臣に、この点をお聞きいたします。

前にも申しましたが、都市が脆弱で、外部依存度が極めて高く、自己防衛ができない以上、ジュネーブ条約に基づいて多くの都市が、安全地帯、中立地帯、非防衛地帯、非武装地帯を自主宣言する可能性があります。その場合、自衛隊、アメリカ軍、日本政府はどのように対応するか、総務大臣にお聞きいたします。

ここまで質問してきたように、今回政府が提案いたしました七つの法案、そして三つの条約、そのいずれもが、その一つ一つに関して、その審議で国会会期全体を使ってもおかしくないような非常に重要な案件であります。これを一括して国会に提出した政府の行為は、まさに神を恐れぬ行為と言わざるを得ません。政府の猛省を求めて、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣井上喜一君登壇)

○国務大臣(井上喜一君) 国民保護法の策定と緊急事態基本法との関係についてのお尋ねがございました。

国民保護法の整備につきましては、武力攻撃事態対処法案の審議の過程におきまして、「武力攻撃事態対処法の施行の日から一年以内を目標に実施すること」との衆参両議院の委員会の附帯決議がなされていることから、国民保護法案を今国会に提出したものでございます。

なお、いわゆる基本法につきましては、与党と

民主党の間におきまして三党協議が開催され、緊急事態基本法、仮称でありますけれども、これを制定することについて合意がなされたものと承知しておりますが、政府といたしましては、まずは、今国会に提出いたしました国民保護法案を初めとする有事関連七法案の成立に万全を期してまいりたいと考えており、緊急事態基本法につきましても、与野党間の御議論を見守りながら、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、国民保護法案と一九三八年の国家総動員法との違いは何かとお尋ねがございました。国家総動員法は、戦時に際し国防目的達成のため人的及び物的資源を統制運用することとされ、同法では、国家総動員上必要がある場合に政府が講ずることができざる措置を広範に定めていたものと承知をいたしております。

一方、国民保護法案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的といたしまして、住民の避難でありますとか避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等に関し国や地方公共団体などが講ずる措置を規定するものでありまして、その目的、内容とも国家総動員法とは全く異なるものでございまして、

基本的な人権についてのお尋ねがございました。武力攻撃事態等におきましても、日本国憲法の保障する国民の基本的な人権が最大限尊重されることは当然のことです。武力攻撃事態等において、国民の生命、身体等を保護することのためにやむを得ない場合に限り、国民の自由と権利に必要な最小限の制約が加えられることもあり得

ますが、この場合においても、日本国憲法の保障する基本的な人権が最大限尊重されるものでございまして、

次に、武力攻撃事態等における行政側から住民側への要請についてのお尋ねがございました。

武力攻撃事態等において、国全体として万全の措置を講ずるためには、国民の協力が必要であり、国や地方公共団体が国民の保護のための措置を実施する際に、それを補完する形で国民に必要な協力を要請することといたしております。

国民保護法案におきましては、国民の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであつて、その要請に当たつて強制にわたることがあつてはならないと規定しております。国民に協力を義務づけるものではありませんが、住民の避難や被災者の救助の援助などの場面におきましては、一定の国民の協力が得られるものと期待をいたしております。

次に、米軍との協力関係に係る憲法の修正についてのお尋ねがありました。

武力攻撃事態等における日米間の協力として我が国が行う措置は、我が国憲法の範囲内におきまして、武力攻撃事態対処法に定められた基本的な枠組みのもとで、米軍行動関連措置法案等に従つて適切に実施することができると考えております。

地域の実情に応じた国民保護措置についてのお尋ねがございました。

それぞれの地域の実情に応じた具体的な国民の保護のための措置の内容及び実施については、国民保護法案に基づき、各地方公共団体が作成する国民の保護に関する計画において定めることといたし

ております。

次に、国民保護法案に関し、都市についての特別な措置の必要性についてお尋ねがございました。

都市部における住民の保護については、特に、適切な交通規制、避難路の確保等が重要でありますが、これらの対応につきましては、都市部を抱える地方公共団体が作成する国民の保護に関する計画の中で定めることといたしております。

武力攻撃事態における一元的な指揮権についてのお尋ねがございました。

我が国に対する武力攻撃に際して共同対処をする際の自衛隊及び米軍の関係につきましては、日米防衛協力のための指針においても、「自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下、各々指揮系統に従つて行動する」とされているところでありまして、日米どちらかが一元的な指揮権を持つといった関係にはございません。

次に、武力攻撃事態への対処に関し、各機関の主張が異なる場合の対応についてお尋ねがありました。

武力攻撃事態等において、国は、組織及び機能のすべてを挙げてこれに対処することといたしますとともに、国全体として万全の措置を講ずる責務を有しております。

このため、武力攻撃事態対処法においては、対処措置の的確かつ迅速な実施を図るため、対策本部長による総合調整等が規定されており、関係機関による武力攻撃事態等への対処に関し、必要がある場合には、この総合調整等が行われることとなります。

また、米軍との関係については、日米間におい

て調整メカニズムを通するなどにより必要な調整が行われることになっており、日米両国政府は、整合性を確保しつつ、適切に共同で対処することといたしております。

以上です。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇)

○国務大臣(麻生太郎君) 首藤議員の方から、三問いただきました。

危機的状況への対処のあり方について、まず最初にお尋ねがっております。

武力攻撃事態等におきましては、国及び地方団体において対策本部を設置して、国、地方及び関係機関の間の調整を行い、措置の総合的な推進を図ることとするなど、国全体として適切に対処できる態勢を構築することといたしております。

また、国の対策本部長が出します住民への警報、避難措置の指示は、総務大臣が一元的に、迅速かつ適切に伝達することといたしております。また、知事、市町村等に対する命令系統は総務大臣ということになります。国民の保護のための措置を総合的に決定して推進することといたしております。

次に、都市部における国民保護への対応についてのお話がありました。もっともな指摘であります。

地震等の自然災害や火災等におきましても、人口や建造物が集積をいたします都市部におきましては、災害予防、避難、災害緊急対策等におきまして、都市の特性や実情を踏まえた特別な対応が必要であらうと存じます。このようなことから、都市部を抱えます各地方団体では、それぞれの事情を踏まえた地域防災計画を策定しておられ、対

応しているところでもあります。

武力攻撃事態におきましても、都市部における事情を踏まえた対応が必要であるというのは当然のことでありまして、各地方団体が国民保護計画に基づいて適切に対応できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、地方公共団体が中立地帯を宣言した場合の日本政府の対応についてお話がっております。

ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書における非武装地帯などの設定または宣言というものは、日本におきましては国において行われるべきものであり、地方公共団体がこれらの地帯の設定または宣言を行うということはできないということと承知をいたしております。

したがって、例えば特定の都市が御指摘のような宣言をしたとしても、それは条約において想定される地帯の設定または宣言には当たらないと考えております。(拍手)

(国務大臣川口順子君登壇)

○国務大臣(川口順子君) お答えを申し上げます。

まず、日米安保条約の改正の必要性についてのお尋ねですが、米国は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合には、日米安保条約第五条に従って我が国を防衛する義務を負っています。米国は、その他の我が国の緊急事態において特段の行動の義務を負っていませんが、日米安保条約に基づく日米安保体制は、我が国の平和と安全のための基本的な枠組みとして十分有効に機能しております。同条約の改正は考えていません。

次に、国連安保理決議や国連軍等との関係につ

きお尋ねがありました。

武力攻撃事態対処法及びこれに基づき整備する法案は、我が国に対する武力攻撃が発生した事態等への対処について定めるものであり、いわゆる朝鮮半島有事などへの対処を具体的に想定しているものではありません。

いずれにせよ、武力攻撃事態等への対処については、武力攻撃事態対処法の枠組みのもと、日米間で緊密に協力するとともに、国際連合を初めとする国際社会の協調的行動も得るべく努めつつ、我が国自身の判断に基づき実施することとしていきます。

さらに、ジュネーブ諸条約に関する国内法整備についてお尋ねがありました。

ジュネーブ諸条約については、我が国が一九五一年にサンフランシスコ平和条約に署名した際に、同条約の効力発生後一年以内に加入することを宣言したことも踏まえつつ、必ずしも国内法整備が十分に行われないまま加入したという経緯があります。

昨年成立した武力攻撃事態対処法において、「事態対処法は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の確かな実施が確保されたものでなければならぬ」と規定されており、事態対処法は、ジュネーブ諸条約を含む国際人道法の確かな実施を確保した国内法整備を行うこととなっているところでございます。

その次に、ジュネーブ諸条約に違反する行為の責任についてのお尋ねでございますが、そのような行為の責任については、それぞれの事案に関係する当事国において、その国の関係法令の規定に

従い、処罰されることを含め、適切に取り扱われることになるものと考えています。

次に、追加議定書を締結していない米国との協力についてのお尋ねでございますが、米国は、第一追加議定書の締結国ではありませんが、第一追加議定書の規定のうち国際人道法の基本的な原則であるものについては軍事教範に取り込んでいると承知しております。米国が第一追加議定書を締結していないことが、我が国との協力に影響をすることとなることは考えておりません。

なお、我が国に対する武力攻撃に際しては、日米両政府は、相互に緊密に調整し、整合性を確保しつつ、適切に共同して対処することとなります。

最後に、米軍の行為とジュネーブ諸条約等との関係についてのお尋ねがございました。

米国は、ジュネーブ諸条約の締結国であることから、その規定に拘束されます。米国は、国際社会の責任ある一員として、同諸条約上の義務を当然に遵守するものと考えています。また、ジュネーブ諸条約の追加議定書については、米国は、締結国ではないことから、同議定書の規定には拘束されませんが、国際人道法の基本的な原則については、米国の軍事教範に取り込まれていると承知をいたしております。(拍手)

(国務大臣野沢太三君登壇)

○国務大臣(野沢太三君) 首藤議員にお答えを申し上げます。

まず、憲法に規定されている人権と武力攻撃事態において守らなければならない人権とは、全く同じものか、異なったものかとお尋ねがございました。

一般論として申し上げれば、憲法が国民に保障する基本的人権は、第十一条において、「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」と定められております。武力攻撃を受けるような事態においても、この基本的人権が最大限尊重されることは当然のことであり、これは、平時、有事にかかわらず変わりのないものと考えております。

次に、武力攻撃事態等の場合において、不服従権がどのように扱われるかとお尋ねがありました。

法務省は、有事関連法案を所管するものではなく、お答えする立場にはございませんが、一般論として申し上げれば、憲法のもとにおいて、非常な事態に対応すべく、公共の福祉の観点から、合理的な範囲内で国民の権利を制限し、国民に義務を課す法律を制定することは可能であると思われ

ます。もつとも、このような事態においても憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならず、これに制限が加えられる場合は、その制限は当該事態に対処するため必要最小限のものであり、かつ、公正かつ適切な手続のもとに行われなければならぬことは言うまでもないものと考えております。

次に、ジュネーブ諸条約に違反する行為の責任についてお尋ねがありました。

私は、ジュネーブ諸条約すべてにつきお答えする立場にはありませんが、一般論として申し上げれば、具体的な事案に応じて、それぞれの国の法令に基づき処断されることになると思われます。

我が国においても、関係法令の規定に従い、処罰されることを含め、適切に取り扱われることとなるものと考えております。(拍手)

○議長(河野洋平君) 長島昭久君。

(長島昭久君登壇)

○長島昭久君 民主党の長島昭久です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました、いわゆる有事関連法案などにつきまして、その中核法案である国民保護法案を中心に、関係大臣に質問させていただきます。(拍手)

質問に先立ちまして、イラクで今なお拘束されている三人の日本人の方々が一刻も早く無事に解放されますことを、心からお祈り申し上げたいと思います。(拍手)

事件が起こって以来、解決のために昼夜を問わず尽力されてきた関係各位に深く敬意を表するとともに、政府に対しては、このような事件が再発しないよう、邦人保護に万全の対応措置を講じられるよう、改めて強く要望したいと思ひます。(拍手)

この事件に際しまして、私たち民主党は、早い段階から、党派を超えて政府の対応を支援する方針を打ち出しております。それは、この事件がまさしく有事にはかならないと考えたからであります。

したがって、事件が解決した暁には、対イラク政策全般について、とりわけ自衛隊のイラク派遣の是非について、改めて徹底的な議論をしていくことを国民の皆様にお誓い申し上げたいと思ひます。(拍手)

さて、本題に入ります。

私たち民主党は、結党以来、緊急事態の法整備はこれを速やかに進めるべきであるとの立場を貫いてまいりました。有事にあつて、国民の生命と財産を守るためとはいえ、超法規的な手段に訴えることは、憲法秩序そのものの破壊につながるからであります。

その際、特に留意すべき憲法上の原則として、基本的人権の尊重とシビリアンコントロールの貫徹を強く求めてまいりました。

その意味で、このたび、与野党の協議機関において、武力攻撃事態のみならず、大災害やテロなども含めた包括的な緊急事態基本法を制定することが合意され、あわせて、民主党が求めてきた緊急対処事態の認定に国会を関与させるシビリアンコントロールの原則を与党側が受け入れたことは大きな前進である、このように評価をしております。

このように、私たちは、有事関連法案の審議に当たり、議論の入り口から反対しようとは考えておりません。国民の生命と財産を守る上で、より実効性の高い危機管理体制を構築するために、引き続き法案審議に対して真つ正面から取り組んでいく決意であることを冒頭に明らかにしておきたいと思ひます。(拍手)

まず最初に、与野党で合意いたしました基本法づくりの大前提である基本的人権に対する考え方についてお尋ねいたします。

基本的人権の保障は、平時、有事を問わず貫徹されなければなりません。特に、武力攻撃事態などにおける実力部隊の活動は、常に人権侵害に至

る可能性と表裏一体であります。その際にも、政府が最大限に尊重すべき基本的人権について、基本法の中に詳細に盛り込んでおく必要があると考えています。

例えば、いかなる事態にあつても、思想、良心、信仰の自由といった内心の自由は絶対不可侵であること、その他の精神的自由権に対する制約も、より重大な人権を守るための必要最小限の範囲にとどめなければならないことなどであり

ます。その中でも、特に報道の自由は重要であります。さきの大戦下における大本営発表のような苦い経験にかんがみれば、政府案で指定公共機関の一つとされた放送事業者の報道の自由、取材の自由に対する具体的な保障規定は不可欠であります。

この点、昨年民主党が提出した修正案が、放送事業者の「報道の自由、政府を批判する自由等の表現の自由を侵してはならない」と規定し、これを受けて、武力攻撃事態法の成立に際して行われた衆参両院の附帯決議の中で、特に報道・表現の自由への配慮がうたわれたことは周知のとおりであります。

これら基本的人権の尊重について、まず、法務大臣の御所見を賜りたいと思ひます。その上で、基本法において人権保障規定をさらに詳細なものとする意思がどうか、有事法制担当大臣の御所見を伺います。(拍手)

また、その他の指定公共機関が行う国民保護のための措置についても、各方面から心配の声が聞かれます。

例えば、保護措置に従事する者の安全確保や事故が起きた場合の補償問題、労働組合や赤十字などの関係団体との協議、従事者が業務命令違反をした場合の運用指針の策定、指定公共機関の指定理由、その範囲や効果の明示など、政府案では全うかがい知ることができません。

政府は、このような国民の懸念に対して、逐一、説明責任を果たし、理解を得なければ、法案に言う、有事における国民の自発的な協力は望むべくもないでしょう。

少なくとも、今挙げた幾つかの懸念について政府がどのようにお考えか、また、国民の理解を得るためにどのような御努力をなされるおつもりか、有事法制担当大臣から明確な御答弁をいただきたいと思っています。(拍手)

次に、あるべき危機管理体制づくりに向けた進捗状況について伺います。

民主党は、昨年提出した緊急事態対処・未然防止基本法案におきまして、危機管理庁の設置を提唱いたしました。この民主党提案を受けて、昨年の武力攻撃事態法の附則において、「緊急事態へのより迅速かつ的確な対処に資する組織の在り方について検討を行うものとする」と明記されたことは周知のとおりであります。

数々の実績を誇るアメリカの危機管理組織FEMAの経験からも明らかのように、緊急事態にあつて、省庁横断的な総合調整権限を持った強力な中核組織の存在は不可欠だと思われませんが、検

討の状況は一体どうなっているのでしょうか。また、平時の縦割り行政を前提とした出向職員の寄せ集めで有事にも十分対処できるとお考えではないでしょうか。有事法制担当大臣、既に一年が経過しようとしておりますが、危機管理体制づくりの進捗状況について明確にお答えください。

(拍手)

長くFEMAの長官を務めたジェームズ・ウィット氏は、最近行つた議会証言の中で、計画の策定、訓練や演習、事態対処に当たつての情報収集、情報共有のすべてにわたり、国と地方が一体となつて協力していける体制づくりが最も重要だと繰り返し強調しております。

法案によれば、地方レベルにおける有事の際の総合調整は、都道府県及び市町村の対策本部にゆだねられております。しかし、武力攻撃事態が県境をまたいで広域に影響する場合、本来が危機管理官庁ではない都道府県庁や市町村の役場などに、自衛隊、警察、消防など多くの機能、もろもろの機関にわたる迅速的確な総合調整が果たして可能なのでしょうか。具体的な自治体支援体制について、総務大臣及び有事法制担当大臣に説得力ある説明を求めます。

特に、国と地方が一体となつて緊急事態に対処する上で不可欠と思われるのが、国の現地対策本部であります。

この点について、初動がおくられて大惨事を招きました阪神・淡路大震災の教訓や反省を踏まえ

て、法律上の機関として、国が現地対策本部を置くことができるよう、平成七年に災害対策基本法が改正されました。さらに、東海村の臨界事故を契機といたしまして平成十二年に新たに制定された原子力災害対策特別措置法においても、同様の規定が盛り込まれました。

しかしながら、今回提出された政府案には、国が現地対策本部を設置できる規定はどこにも見当たりません。これは一体、いかなる理由なのでしょう。過去の緊急事態における貴重な教訓や反省が全く生かされていないとすれば、今回の国民保護法案の致命的な欠陥と言わなければなりません。(拍手)

緊急事態における国民の保護に万全を期し、国及び地方の関係機関による対処措置を円滑に行うためには、現地においても国の対策本部を設置し、現地対策本部長に、都道府県をまたいだ広域的な状況判断や関係機関を束ねる迅速な意思決定を可能とする一定の総合調整権限を付与することが極めて有効であり、かつ必要と考えますが、総務大臣並びに有事法制担当大臣の御見解を伺いたいと思います。(拍手)

次に、今回の法案で、いわゆる民間防衛組織の創設を見送つた真意について伺います。

今回、政府が承認を求めているジュネーブ諸条約の第一議定書には、第六章に、文民たる住民を敵対行為や災害の危険から保護することなどを任務とする文民保護について詳細な規定が置かれて

おります。にもかかわらず、政府案においては、国民の保護のための活動を行う組織、条約の規定でいえば文民保護組織を新たに設けることはせずに、住民の自主的な防災組織やボランティア活動に期待をし、これを国や地方自治体が支援するにとどめております。

しかし、地域の自治会や消防団などでは深刻な高齢化が進んでおり、自主防災組織の組織率は、全国平均で約六〇%、しかも、都道府県ごとに見ると、ほぼ一〇〇%に近い自治体から五%に満たない自治体まで千差万別です。このような対処能力のばらつきは、有事において致命的な結果を招くおそれがあります。

にもかかわらず、なぜ、政府として全国規模の国民保護のための組織を設けようとならないのか、総務大臣及び有事法制担当大臣、その理由をお答えください。

また、緊急事態に当たつて、混乱することなく円滑に避難の措置などを行うためには、平素から十分な訓練を行つておくことが極めて重要であります。

政府案には、地方自治体による保護措置の実施に対して原則として国費を充てることになっていますが、他方、平時において最も重要である住民の訓練や警報伝達体制の整備などに要する経費、あるいは住民避難のための社会資本整備など、あらかじめ講じておかねばならない各種措置に

要する経費については、国庫負担にかかる規定が置かれておりません。

これらの費用は、自治体にとつては相当な負担となることが予想されております。平素における訓練その他の準備措置にかかる経費についても国において相応の負担を行うべきであり、その旨を法律上も明確に規定すべきと考えますが、総務大臣及び有事法制担当大臣の御所見を伺いたいと思います。(拍手)

最後に、有事法制をめぐる本質的な問題について一言申し上げたいと思います。

有事法制の本質は、国民の生命、身体を守るため、一時的にはあれ、時の政府に国民の権利を制約する権限をゆだねることにあります。それには、国民の信頼に足る政府であることが大前提です。

しかし、小泉政権の現状はどうでしょうか。イラクでとうとう人命を落とされた二人の外交官をめぐる情報操作の疑惑や、年金法案の審議における総理大臣のあからさまな答弁拒否など、立法府が慎重な審議を行うに当たって不可欠な情報や判断の根拠について、平時においてすら国会や国民への情報提供が十分に行われていません。情報がより錯綜する緊急事態においてをやであります。まさしく、信なくば立たずであります。(拍手)

私たち民主党は、一日も早く政権交代を実現して、国民の皆さんが本心に信頼できる政府をつくり、私たちの手で緊急事態法制の総仕上げをなし

遂げる決意であることを表明して、質問を終わりたいと思います。(拍手)

〔国務大臣野沢三三君登壇〕

○国務大臣野沢三三君 長島議員にお答えを申し上げます。

報道の自由を初めとした基本的人権の尊重について、さらなる詳細な規定を緊急事態基本法に盛り込む意思があるかどうかとお尋ねがございました。

法務省は、緊急事態基本法を所管するものではなく、お答えする立場にありませんが、一般論として申し上げれば、憲法が国民に保障する基本的人権は侵すことのできない永久の権利として尊重されるべきものと考えております。

今後、緊急事態対処法について法務省として対応すべき問題につきましては、関係省庁と連携しつつ、必要な対応をしてまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣麻生太郎君 長島議員から、四問ちようだいをいたしております。

まず、地方レベルにおける総合調整の支援策についてお尋ねがっております。

これまで、大規模災害などに当たりましては、国の防災基本計画と地方の防災計画に基づきまして、国及び地方団体の総合調整というのをやってきたのは御存じのとおりです。

今回の国民保護につきましても、国の基本方針

と地方のつくります国民保護計画などによりまして、国及び地方団体の総合調整というものを図らねばならぬことは当然でありまして、総合調整を図ることが大前提であると思っております。これに基づきまして、国民の保護のためにいろいろ行います措置が、国、地方と一体となつて推進されていくものというぐあいに考えております。

次に、緊急事態における現地での迅速な意思決定についてのお尋ねがありました。

武力攻撃事態におきまして、国全体として対処する必要がある、まことにごもつともな御指摘でありまして、内閣に対策本部は当然のこととして設置いたします。地域におきましても、都道府県知事及び市町村長が対策本部長として国民の保護のための措置を実施いたします。

その際、国の対策本部長、内閣総理大臣ということになりますが、住民への警報、避難措置の指示は総務大臣、知事及び市町村に対して一元的かつ迅速に伝達するというのは当然のこととして、これによつて、国民の保護のための措置を迅速かつ総合的に決定し、推進する仕組みといたしております。

三番目に、国民保護のための組織についてのお尋ねがありました。

地域におきましては、日ごろから、消防職員や消防団員、また警察官、そのほか地方団体の職員などが、火災、自然災害等重要な事故に当たりま

しては役割を担っているところでありますけれども、今回提出をいたしました法案におきましても、こういった方たちがジュネーブ条約に規定する文民保護組織の要員として、そして国民の保護のための措置に係る職務を協力しながら一体として行うというものにいたしております。武力攻撃事態におきましても、こうした方たちが住民の避難や誘導、救援に携わることの方が効果的であり、かつ適切であると考えております。

最後に、訓練に係る財政措置についてのお尋ねがありました。

まず、武力攻撃事態等におきます住民避難等に要します費用については、国が負担するということにいたしております。

次に、訓練等平素の準備もつと重要かもしれませんが、そういった経費につきましても国が負担すべきであるという、財政措置に対する要請がなされておるところであります。

これらを踏まえまして、国としても、支援をする対象の具体化を行いまして、国として責任を果たし得る財政措置を検討いたしてまいりたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣井上喜一君登壇〕

○国務大臣井上喜一君 いわゆる基本法についてのお尋ねがございました。

いわゆる基本法につきましては、与党と民主党の間で三党協議会が開催され、緊急事態基本法、

仮称であります。これを制定することについて合意をされたものと承知いたしております。

政府といたしましては、まずは、今国会に提出をいたしました国民保護法案を初めとする有事関連七法案の成立に万全を期してまいりたいと考えておりまして、緊急事態基本法につきましては、与野党間の御議論を見守りつつ、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、指定公共機関が行う国民の保護のための措置等についてのお尋ねがございました。

安全確保については、法案第二十二条で、国や地方公共団体の指定公共機関に対する安全確保の配慮義務などを規定いたしております。従業者の事故補償については、労働者災害補償により対応されることとなります。

また、各指定公共機関におきましては、国民保護のための措置を円滑に実施するため、平素から幅広い関係者の意見を聞き十分な理解を得ることは大変重要なことと考えております。

また、法案は個々の従業者に対して具体的な行為を求めるものでないため、従業者が業務命令に従わない場合は、それぞれの機関の内部規定等に基づき対応されることとなります。

また、武力攻撃事態等においては、国全体として万全の措置を講ずる必要があることから、民間機関も一定の役割を果たしていただきたく、指定公共機関の制度を設けた次第でございます。具体的な指定の内容は、現段階で定まっております。

けれども、災害対策基本法の指定公共機関を参考に検討する考えでございます。指定公共機関として指定された法人は、業務計画を作成し、措置を実施する義務が生じます。

法案の整備に当たっては、これまで幅広い関係者の意見を伺いながら進めてきたところでありまして、今後とも、幅広く国民の理解を得られるよう一層努力をしてまいります。

次に、緊急事態対処組織のあり方の検討状況についてのお尋ねがございました。

国及び国民の安全に重大な影響を及ぼすさまざまな緊急事態に迅速かつ的確に対処できる体制を構築することは、政府の当然の責務でございます。

国家の緊急事態への対処に当たりましては、関係する省庁の機能を十分に生かしながら、政府全体として総合力を発揮できることが重要であり、これまでも、内閣を中心にさまざまな緊急事態に対する体制を整備強化してきたところでございます。

御指摘の緊急事態対処組織のあり方につきましては、これまで整備してきた既存の組織や法令との関係、効率性などに留意しつつ、十分な検討が必要であり、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、地方公共団体の広域的対応に関する国の支援についてのお尋ねがございました。

援協定を締結し、広域的対応をとっております。

武力攻撃事態等においては、災害時よりもさらに広域にわたる連携や調整が必要となりますことから、国の基本指針において地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する事項を定めるとともに、地方公共団体が実施する措置に対して国が必要な支援を行うことといたしております。

こうした取り組みなどを通じて、国民の保護のための措置に関し、国全体として万全の態勢を整備してまいりたいと考えております。

現地における国の対策本部についてのお尋ねでございます。

武力攻撃事態等への対処は、災害対策の場合とは異なり、国による意思決定、総合調整等が基本となること、対処措置を実施すべき地域は特定の地域に限定されず、全国レベルの複数地域となることが想定されます。このため、それぞれの地域に国の現地対策本部を設置し対処するよりも、中央からの一元的な指揮命令系統に基づき対処する方が、国全体として万全の態勢が整備できるものと考えております。

なお、国民保護のための措置の実施に当たって関係機関の総合調整が必要な場合は、都道府県本部長は、対策本部長に対し総合調整を行うよう要請できることとしており、これにより、関係機関の広域調整が図られ、的確かつ迅速な対応が可能となると考えております。

次に、国民保護のための組織の創設についてのお尋ねがございました。

国民保護法案におきましては、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関等並びにこれらの委託及び協力の要請を受けた者が国民の保護のための措置を行うことといたしております。

この国民の保護のための措置の実施につきましては、自主防災組織及びボランティア等により行われる自発的な活動に対し必要な支援を行うことによつて、これをさらに効果的に実施することができると考えておりまして、国民の保護のための新たな組織をつくることは考えておりません。

最後に、平素におけるこの準備措置に要する費用についてでございますが、国民の保護のための措置を円滑に実施するためには、訓練など平素からの準備が重要と考えております。平素における訓練その他の準備措置に要する費用に係る財政措置については、関係省庁と協議をしてまいりたいと考えております。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(中野寛成君) 遠藤乙彦君。

(遠藤乙彦君登壇)

○遠藤乙彦君 公明党の遠藤乙彦でございます。

私は、自由民主党及び公明党を代表して、ただいま議題となりました有事関連七法案及び三条約について、関係閣僚に質問いたします。(拍手)

まず冒頭に、今月八日にイラクで発生した日本人質事件について申し上げます。

事件発生以来六日目を迎えました。情報に錯綜しており、厳しい事態となっていることを深く憂慮いたしております。三名の人間の方々、そして御家族の方々の心痛はいかばかりかと思いつつ、一刻も早い解放を強く求めるものであります。また、当然のことながら、イラクの人道復興支援活動を引き続き実施するとの毅然たる姿勢を示しつつ、人質解放に全力を挙げている政府の努力を支持するものであります。(拍手)

事件解決への取り組みに当たって、行政が機能していないイラクにおいては、部族指導者や宗教指導者の力をかりることが極めて重要であると考えます。このような人々に対し、日本はイラクの真の友人であり、純粋にイラク人道復興支援に取り組んでいることを正しく理解してもらい、いつ、事件解決に向け影響力を行使してもらうことを強く期待するものであります。

こういった点も含め、今回の人質事件の最新の状況、見通し及び解決へ向けての政府の決意を伺いたいと思います。また、あわせて、イラクからの退避勧告をさらに周知徹底することを強く求めるものであります。

以上の点につき、川口外務大臣にお伺いいたします。

今国会、審議の対象とされました有事関連七法案及び三条約は、昨年成立しました武力攻撃事態

対処法などとともに、諸外国からの武力攻撃及び国内テロ事件等発生の際、自衛隊の運用につき、内閣や国会のシビリアンコントロールの明確化や、国民の生命と財産を守るための特別の権限や手続を定めるものであります。

先進国の中で有事法制の整備ができていた我が国において、今、ようやく一通りの法制度が整えられようとしています。我が国においては、長い間、有事に関する議論ができる環境になかったのであります。今日、このように国会において建設的な形で議論できることは画期的なことであり、往時と比べるとまさに隔世の感があるのであります。

緊急事態に適切な対応をとり得る態勢を平時から備えておくことは、政治の責務であります。なぜなら、法的枠組みがないまま緊急事態に直面した場合、超法規的な措置がとられたり、基本的な権を著しく侵害するおそれがあるからであります。

我が国の一部には、有事法制が我が国を戦争に導くものである、あるいは米国に対する戦争協力のためのものであるなどといった批判があります。しかし、これらの法案及び条約は、我が国が万一武力攻撃等を受けた際の国民の生命と財産を守ることを主眼としたものであり、そのような批判は全く当たらないことは明らかであります。有事法制の整備は法治国家として当然のことであり、また、そのことが抑止力の向上につながるものと考えます。

しかしながら、今後、何よりも有事関連法に基づく措置を実際に発動しなければならない事態が起きないことが重要であり、そのために政府は、引き続き外交努力により我が国の平和と安全を維持していくべきであることをここで指摘し、強調しておきたいと思っております。

その上で、我が国を取り巻く国際環境について伺います。

冷戦構造の崩壊により、全面核戦争の脅威は薄れた反面、文明の衝突と言われるように、世界各地の宗教上、民族上の対立が表面化し、地域紛争が多発するようになり、大量破壊兵器やミサイルなどの拡散に対する懸念が生じるようになり、また、世界に衝撃の走った二〇〇一年九月十一日、米国を襲った同時多発テロは記憶に新しいところであり、今日では、テロ組織などの非国家主体が脅威の中心となりつつあります。国連を初め世界各国は、テロ撲滅へ向け努力を重ねていますが、その危険性はいまだ減少してないのが実情であります。

その意味で、我が国で起こり得る紛争形態としては、大規模紛争よりもテロや工作員による破壊活動などといった非対称的な紛争の方がより可能性が高いものと思われ、石破防衛庁長官はどのような認識をお持ちか。また、我が国の安全保障政策において、テロ防止のための施策はどの

のと考えます。

冷戦構造の崩壊により、全面核戦争の脅威は薄れた反面、文明の衝突と言われるように、世界各地の宗教上、民族上の対立が表面化し、地域紛争が多発するようになり、大量破壊兵器やミサイルなどの拡散に対する懸念が生じるようになり、また、世界に衝撃の走った二〇〇一年九月十一日、米国を襲った同時多発テロは記憶に新しいところであり、今日では、テロ組織などの非国家主体が脅威の中心となりつつあります。国連を初め世界各国は、テロ撲滅へ向け努力を重ねていますが、その危険性はいまだ減少してないのが実情であります。

その意味で、我が国で起こり得る紛争形態としては、大規模紛争よりもテロや工作員による破壊活動などといった非対称的な紛争の方がより可能性が高いものと思われ、石破防衛庁長官はどのような認識をお持ちか。また、我が国の安全保障政策において、テロ防止のための施策はどの

ような位置づけにあるのか、井上有事法制担当大臣の見解をお聞かせください。

次に、大規模テロ等への対処に関する法整備について伺います。

今回提出された国民保護法案では、新たに緊急対処事態という概念を設定し、大規模テロのような事態が発生した場合における住民の避難や被災者の救援手続などについて定めています。

このたび、自由民主党、民主党、公明党三党は、武力攻撃事態対処法において明示されていない大規模テロ等に際して、国としての取り組みや対処するための基本的な考え方をまとめた緊急事態基本法の必要性について認識し、基本法を制定することに合意いたしました。我が国においてもテロに対する危険が指摘されている中、テロも含めた緊急事態に対処する基本的枠組みを定めておくことは有益ではないかと思いますが、政府としてこのような基本法の制定の必要性についてどのような見解をお持ちか、井上国務大臣に伺います。

さて、今回国会に提出された七法案及び三条約は、国民の権利義務に密接にかかわるものも多く含まれていることから考えますと、より一層、幅広く国民の理解と協力を得なければなりません。そのためには、各法案及び条約の内容について、国民に対して十分な説明を行い、理解を得る努力をしていく責任が政府に課せられていることを申し上げておきたいと思っております。その説明責任を十

分に果たしつつ、有事の際、迅速に対応するためのシステムを構築し、運用していくべきであります。

そこで、説明責任の観点から質問いたします。特に国民保護法案につきましては、まさに法律の対象が国民であり、避難・誘導を行う際などにおいては国民の協力が大前提となっており、その意味では、政府は、内容について国民だれにでもわかりやすく説明する責任があると考えますが、どのように周知徹底を図っていくつもりなのか、その方策について説明願います。また、どこまで国民の協力を仰ぐようとしているのか、あわせて見解を伺いたいと思います。

また、法案の具体的な内容については、多くの部分において政令で定めるとされています。確かに、法律ですべての内容を定めるのは、法の柔軟な運用を妨げることもあり、妥当ではありません。しかし、政令は政府限りで制定できるものであり、法律と比較して、国民の代表が集う国会が関与する度合いが低いと言えます。関係政令についても、国民の幅広い理解を得るため、何らかの形で主権者たる国民との接点を設けるような施策を講じていく必要があると思いますが、有事担当大臣の見解を伺いたいと思います。

国民への説明責任は、国内法だけにとどまるものではありません。ジュネーブ諸条約は、その原則を自国のすべての軍隊及び住民に知らせるため、この条約の本文をできる限り普及させること

を求めています。しかしながら、我が国の現状を見ますと、ジュネーブ諸条約の内容が国民に広く知られているとは言いがたいのが現状だと思います。人道上及び国民保護の観点からも、政府はその普及に努力すべきだと思いますが、外務大臣の見解を伺います。

また、政府は、ジュネーブ諸条約の二つの追加議定書の承認案件及び国際人道法違反処罰法案を提出いたしております。

戦争犯罪等、世界の平和及び安全を脅かす国際犯罪の処罰に関する世界の動向に目を転じてみますと、二〇〇二年七月一日、国際刑事裁判所に関するローマ規程が発効し、裁判所設立に向けた動きが本格化したしました。我が国は同裁判所規程の採択に向け積極的な役割を果たしたと承知していますが、現時点では規程を批准しておりませんが、我が国としても、戦争犯罪や人道に対する罪等への対処に関する国際協力の意味からも、国際刑事裁判所規程の批准を早急に行うべきと思われますが、批准のめどについて外務大臣にお伺いいたします。

続いて、有事の際、適切に対処するための体制づくりについてお伺いします。

都道府県及び市町村は、国があらかじめ作成した国民の保護に関する基本指針に基づき、個別に国民の保護に関する計画を策定することとされています。しかしながら、自治体としては初めてのことであり、ノウハウの蓄積がないことや、厳

しい財政事情の中、一定の出費を迫られることもあり得ることなどから、計画策定への体制は必ずしも万全ではありません。

政府は、地方が実施する計画策定についてサポート体制を強化すべきであると考えますが、どのような体制で臨んでいくのか、有事担当大臣に伺います。

また、有事法制が一通り整備され、計画まで策定されたとしても、その適切な運用を行っていくためには、運用のための組織がしっかりと構築され、かつ、組織相互間の意思疎通が十分に図られなければ不可能です。まして、その成否が国民の生命に直結する避難・誘導ということになればなおさらのことです。

実際に住民に対して警報発令の伝達や避難の指示、避難・誘導などを行うのは、都道府県や市町村など多岐にわたり、多くの人々が携わります。その上、指定公共機関やボランティアの人々なども一定の役割を担うことが予定されています。これらの組織及び人員に的確な情報や指示を素早く提供するためのシステムが不可欠ですが、どのように構築していくのか、政府の方針を伺います。さらには、運用に当たっては、災害対策の場合と同様に訓練を実施していくことも重要であり、国民保護法案では、指定行政機関の長等は、国民保護のための措置について訓練を行うよう努めなければならない旨の規定がありますが、政府としてはその頻度及び規模についてどのように考

えているか、お伺いいたします。

最後に、有事の際における基本的人権の取り扱いについて伺います。

公明党は、有事法制の整備に当たり、緊急事態の措置であつても、憲法の範囲内という原則を堅持するよう主張してまいりました。その結果、武力攻撃態勢対処法には、基本的人権の尊重や、やむを得ず財産権が制約される場合の損失補償の原則などが明記されたわけであります。

国民保護法案でも、国民保護のための措置を実施する際に、憲法が保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないと規定し、やむを得ず権利が制限される場合も必要最小限に限ることを明示して、損害や損失を補償する規定が盛り込まれています。

国民保護法案の運用の際には、マスコミなどから懸念の声も寄せられている表現の自由のほか、思想及び良心の自由を初めとする基本的人権を侵さないようにするため、改めて政府の人権に対する基本的認識及び対処方針について有事担当大臣にお伺いいたします。

今回の審議に際しては、何といたしても、国民や地方自治体の幅広い意見を聞く努力が必要であります。同時に、アジア諸国の理解を得ることも重要であり、丁寧な説明が必要であります。特に韓国や中国に対しては、今回の関連法案の趣旨について、今の段階からきちんとした説明を行い、理解を得るための絶え間ない外交努力がますます重

要であります。こうした努力を含めた我が国の有事法制の整備は、二十一世紀におけるアジア太平洋地域の平和の構造の確立に必ずや寄与するものと確信するものであります。

この点について外務大臣の御決意をお伺いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣川口順子君登壇〕

○国務大臣(川口順子君) お答え申し上げます。

まず、イラクの人質事件についてのお尋ねがございました。

本件につきましては、政府は引き続き、在イラク邦人人質事件対策本部のもと、関係省庁が連携し、関係国、関係機関の協力をさまざまなレベルで仰いでおります。また、現地対策本部での現地調査、さまざまなルートを通じた各種働きかけを通じて、一刻も早い人質の解放、身柄の無事確保と事実関係の把握に向けて、全力を挙げて取り組む所存でございます。

従来から、イラク全土に対しては退避勧告の危険情報を発出いたしております。それに加えて、昨年八月以降、今回の事件発生を受けたものも含めまして、現在まで計二十七回にわたり、邦人のための注意速報、いわゆるスポット情報ですが、発出する等いたしまして、イラクにおけるテロ攻撃の危険性について徹底した注意喚起を行っております。今後とも、機会をとらえて注意喚起をしていきたいと思っております。

なお、治安情勢が厳しく、渡航する日本人へのリスクの高い国については、事件、事故発生の際の在外公館の邦人保護活動に大きな制約があることも考慮いたしまして、退避勧告等の高いレベルの基本情報を発出いたしておりますけれども、このような国に既に滞在されている方に対しては、直接自主的な退避を呼びかけるとともに、状況によつては退避の支援を行っております。

外務省が発出する退避勧告を含む危険情報は、法的拘束力を有するものではありません。海外に渡航しないし滞在をする方が自己の責任において行う判断のための参考情報です。今後とも、適時適切な情報提供を行いますとともに、みずからの安全についてはみずから責任を持つという考え方の一層の徹底を図つてまいります。

ジュネーブ諸条約の普及についてのお尋ねでございますが、政府としてはこれまで、学校における教育や自衛隊における教育等を通じまして、また、我が国において国際人道法に関する教育及びその普及について精力的な活動を行っている日本赤十字社と協調する形で、ジュネーブ諸条約の普及に取り組んできております。

政府といたしましては、今般国会に提出したジュネーブ諸条約追加議定書を含め、ジュネーブ諸条約等の普及のため、今後とも一層の努力を傾注していきたいと存じます。国際刑事裁判所規程についてのお尋ねがございました。

我が国としては、国際刑事裁判所規程の締結につきまして、現在、同規程の内容や各国における法整備の状況を精査するとともに、国内法令との整合性等について必要な検討を行っているところであります。二〇〇二年七月一日に国際刑事裁判所規程が発効したことを踏まえ、政府として検討を進めていきたいと考えております。

最後に、有事法制の整備に係る外交努力についてのお尋ねがございました。

いわゆる有事法制は、国の独立と主権、国民の安全を確保するために主権国家が当然整備すべきものであり、周辺国に不安感や警戒感をもたらすようなものではないと考えております。

他方、無用な誤解を避けるとの観点から、今後とも、有事関連法制の趣旨、内容等について随時説明を行うなど、周辺諸国の幅広い理解が得られるように努めてまいります。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣石破茂君登壇〕

○国務大臣(石破茂君) 遠藤議員より、我が国で起こり得る紛争の形態についてのお尋ねをちょうだいいたしました。

議員御指摘のとおりだと思っております。冷戦崩壊後十年以上を経まして、特に経済面を中心とした国家間の相互依存の拡大と深化をも踏まえれば、我が国に対します本格的な侵略事態が生起する可能性は、確かに低下しております。

一方、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、さ

らには、国際テロ組織の活動を含みます新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応、議員の表現をかりれば非対称的な紛争ということでございますが、そのようなものへの対応が、我が国を含む国際社会にとつての差し迫った課題となっております。このような安全保障環境に実効的に対応し、我が国の平和と安全に万全を期す必要があると考えております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣井上喜一君登壇〕

○国務大臣(井上喜一君) まず、テロ防止のための施策であります。

国及び国民の平和と安全に影響を及ぼすさまざまな緊急事態にすき間なく対応することは、国家の重要な責務であります。このため、国民の安全な生活を脅かすテロ対策につきまして、政府として、最大限の努力を払い、万全の措置を講じているところでございます。

テロ対策において最も重要なことは、これを未然に防止することです。政府としましては、テロ情勢を踏まえ、情報収集・分析の強化を図るとともに、出入国管理、ハイジャック対策、重要施設の警戒警備等の国内警戒措置を強化、徹底しているところであります。

次に、いわゆる基本法についてのお尋ねがありました。

この基本法につきましては、与党と民主党の間で三党協議会が開催され、緊急事態基本法、仮称

平成十六年四月十三日 衆議院会議録第二十三号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案等の趣旨説明に対する遠藤乙彦君の質疑 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案等の趣旨説明に対する赤嶺政賢君の質疑

一六

であります。これを制定することについて合意をされたものと承知いたしております。

政府としては、まずは、今国会に提出しました国民保護法案を初めとする有事関連七法案の成立に万全を期してまいりたいと考えており、緊急事態基本法につきましては、与野党間の御議論を見守りながら、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、国民の協力についてのお尋ねがございました。

武力攻撃事態において国全体として万全の措置を講ずるためには、国民の協力が必要であり、国や地方公共団体が住民の避難や被災者の救援などの国民の保護のための措置を実施する際に、それを補完する形で国民に必要な協力をお願いしたいと考えているところであります。

国民の協力の重要性にかんがみまして、政府としては、平素から十分な国民の理解が得られるよう、国民保護法案第四十三条の規定に基づき、説明会の実施や政府広報の活用などを通じ、国民に対する啓発を適切に行うなど、さまざまな努力を行うこととしております。

さらに、関係政令についてのお尋ねであります。

関係政令につきましては、広く国民等に案を公表し、いただいた意見等を考慮して制定されるべきものであると考えております。

政府としては、法案の成立後、パブリックコメ

ント等の手続を通じ、政令案を公表し、国民の御理解を得て、政令を制定してまいると考えてございます。

次に、地方公共団体の国民の保護に関する計画についてのお尋ねでございます。

武力攻撃事態等に対して国全体として万全の対策を整備するためには、地方公共団体を初め各機関・団体が作成する計画が整合性のとれたものとなる必要がございます。

このため、消防庁におきましては、本法案に基づく地方公共団体の事務に関する連絡調整の体制を整えるとともに、地方公共団体の計画の作成作業に資するため、国民保護モデル計画を作成し、地方公共団体に提示をすることとしてしております。

政府としては、地方公共団体の計画作成のために必要な情報の提供など、今後とも必要な支援を行ってまいります。

次に、地方公共団体等に対する情報等を提供するためのシステムについてのお尋ねでございます。

武力攻撃事態等におきましては、警報等の必要な情報を地方公共団体等に迅速かつ確実に提供することは極めて重要であると考えております。武力攻撃事態等において情報伝達のためのシステムを有効に機能させるためには、平時から使用されるシステムを活用することが適切であると考えております。

政府としては、防災行政無線の充実など、迅速かつ確実な情報提供のためのシステムのあり方について、今後とも検討してまいります。

訓練についてのお尋ねがございました。

武力攻撃事態等において国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、訓練を行うことは大変重要であると考えております。このため、国民保護法案におきまして、指定行政機関の長、地方公共団体の長、指定公共機関等が、それぞれまたは共同して訓練を実施する旨の規定を置いております。国民の意識啓発のためにも訓練は極めて重要であり、訓練の規模や実施方法について検討を深めてまいりたいと考えております。

最後に、政府の人権に対する基本的認識及び対処方針についてのお尋ねがございました。

武力攻撃事態等においても、表現の自由などの国民の自由と権利が尊重されることは当然のことでありまして、政府としましては、報道の規制など言論の自由を制限するようなことは考えておりません。

このような考え方のもと、国民保護法案においても、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されねばならない旨を規定しているところでございます。(拍手)

○副議長(中野寛成君) 赤嶺政賢君。

(赤嶺政賢君登壇)

○赤嶺政賢君 私は、日本共産党を代表して、ま

ず、イラクの日本人拘束事件について質問します。(拍手)

何よりも人命優先で対応する、三人を無事救出するためにとり得るすべての手を尽くすことが政府の責任であります。

今緊急に必要なことは、アメリカがイラク全土で展開している反米武装勢力の鎮圧・掃討作戦をやめさせることです。とりわけ、米軍がフールジャでクラスター爆弾まで使用して掃討作戦を行い、モスクを爆撃し、六百人以上の市民の生命を奪ったことが事態を一層悪化させています。こうしたもとで外国人質事件が多発しているではありませんか。

アナン国連事務総長は、無辜の民間人への危険を最小限にとどめるため、すべての関係当事者に自制を呼びかけています。日本政府は、アメリカに対して武力攻撃の自制を求め、鎮圧・掃討作戦を中止するよう、なぜ要求しないのですか。

今、イラクは全土が戦争状態にあります。これまでの政府答弁からいっても、自衛隊の撤退を真剣に検討すべきであります。航空自衛隊が武装米兵の輸送を行うなど、自衛隊が米軍の作戦を支援し、占領支配の一翼を担っていることは明白です。しかも、自衛隊派兵によって、イラクで活動する日本のNGOやボランティアの人々の人道支援活動を困難にしているのではありません。今や、自衛隊派兵を続ける根拠はどこにもないではありませんか。(拍手)

有事関連法案について質問します。

小泉内閣は、昨年の国会で、日本が攻められたときへの備えだといって武力攻撃事態法を成立させましたが、その核心は、アメリカが日本国の領域外で引き起こす戦争に日本を本格的に参戦させる体制づくりにはかなりません。日本が武力攻撃を受けていない、日本有事に至るはるかに以前の段階、武力攻撃予測事態から、自衛隊を初め地方自治体、民間まで、官民挙げて戦争遂行中の米軍に対し支援を行うというのが武力攻撃事態法の基本的な枠組みであります。

有事関連七法案・三条約は、この武力攻撃事態法の枠組みに沿って米軍支援や国民総動員の体制を具体化するものであり、極めて重大です。

しかも、アメリカが先制攻撃戦略に基づき、国連憲章を踏みにじり、大義なきイラク戦争を引き起こしているもとで、日本がその米軍支援のための有事法制づくりを進めることは、イラク戦争に反対し、国際社会の平和のルールの確立を求める世界の流れに逆行するものではありませんか。

(拍手)

米軍行動円滑化法案について聞きます。

この法案の眼目は、武力攻撃予測事態の段階から米軍の軍事行動が円滑かつ効果的に遂行できるようにするための措置の実施を政府の責務として

定していましたが、そのような地域的限定は一切ないではありませんか。また、米軍支援の要請に応じる責務を負わされる地方自治体や事業者は、要請を拒否することができませんか。結局、日本が攻撃を受けていない予測事態から、米軍の軍事行動のためにあらゆる障害を取り払い、無限定に米軍を支援する仕組みをつくることになるのではありませんか。

重大なことは、予測事態から米軍に対し弾薬の提供を行うことができるようにしていることです。弾薬の提供は、周辺事態法では、憲法上慎重な検討を要する問題として政府も認めてこなかったものであります。なぜ、それを今回できるようにしたのですか。周辺事態も予測事態も、日本が攻撃を受けていないことでは同じではありませんか。弾薬の提供は、まさに米軍と直結した軍事行動であり、政府の言う米軍の武力行使との一体化になるのではありませんか。

さらに、ACSA改定案は、国際の平和及び安全に寄与する目的で、日米が相互に兵たん支援をできるようにする規定を盛り込んでいますが、これは、日本の有事とは全く関係のない、海外のあらゆる事態に日米が共同で対処する体制をつくるうとするものではありませんか。

また、海上輸送規制法案は、米軍と共同対処行動をする海上自衛隊が、外国軍用物資を輸送している疑いがあれば、公海上で第三国の民間船舶を停船、拿捕し、応じなければ撃沈も可能にするも

のです。政府は、従来、有事の際の第三国船舶への臨検は、憲法が禁止する交戦権の行使に当たり認められないとしてきたものではありませんか。答弁を求めます。(拍手)

特定公共施設利用法案について聞きます。

法案は、予測事態から、港湾や飛行場、道路などの管理者である地方自治体や指定公共機関に対して、政府の定める指針に従い、米軍、自衛隊に優先的に利用させることを責務と規定しています。自治体が政府の要請に従わないときは、首相による指示と国土交通大臣を通じた代執行による強制まで定めています。

これは、周辺事態法が、あくまで自治体に協力を求めるとしていたのとは異なり、米軍の行動を支援するためにこれらの公共施設を強制使用するということなのではないですか。まさに、港湾、飛行場を初め、道路も、海域、空域も、電波も、すべて米軍、自衛隊が優先的に利用できる仕組みをつくるものではありませんか。

国民保護法案について質問します。

法案は、住民の避難・誘導、避難住民の救援を定めていますが、一体どういう事態、戦争を想定しているのですか。政府自身が、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性が低下したと認めているわけではありませんか。

また、住民の避難といいますが、実際は、米軍、自衛隊の作戦行動を最優先する仕組みのもとで、作戦地域から邪魔になる住民を排除するため

に、避難させようというものではありませんか。政府が住民に避難を指示し、これに知事や市町村長が従わなければ、首相みずからその措置をとることができるとしているのも、そのためではありませんか。

法案は、消火や医療、負傷者の搬送などに駆り出し、物資を収用し、報道を規制し、罰則までつけて国民を戦争に動員する仕組みを定めています。しかも、重大なことは、都道府県と市町村に、自衛官、警察官が加わる国民保護協議会を設置し、国民動員の計画をつくり、訓練を行い、国民の啓発を行うとすることです。これは、ふだんから戦争体制に国民を組み込むシステムづくりではありませんか。

さらに、NHKを指定公共機関とし、民間放送事業者に対しては、対策本部長が発令する事態等の現状及び予測を含む情報の放送を義務づけ、一方、政府や国の行政機関、地方自治体に有事関連情報の迅速な提供を義務づけています。これは、政府当局が発する情報で放送をコントロールし、報道の自由を制限することになるのではありませんか。

今回新たに盛り込まれた緊急対処事態とは、いかなる事態ですか。緊急事態基本法などの議論もありますが、そもそも、日本に対する武力攻撃とテロ、自然災害は、それぞれ原因も違えば、事態の態様も違います。これを一くくりにして対処する仕組みをつくることは、我が国社会と国民生活

のすべてに有事法体系を持ち込むものであり、人権侵害を一層拡大することになるのではありませんか。

以上、日本共産党は、有事関連法案を断じて許さず、憲法の平和原則を守り抜く決意を表明し、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣川口順子君登壇)

○国務大臣(川口順子君) 赤嶺議員にお答えを申し上げます。

イラクの情勢及び外国人の拘束事案についてお尋ねでございますけれども、イラクの情勢については、全般として予断を許さない状況にあると認識しております。我が国としては、緊迫化しつつある現地情勢を憂慮し、注視しており、できる限り早急に秩序と治安の回復が図られ、事態が鎮静化することを希望しております。また、イラクで発生している外国人の拘束事案については、一刻も早い解決が図られることを希望いたします。

次に、イラクにおける米軍の行動についてのお尋ねですが、我が国は、米軍を含む連合当局及びイラク国民による治安、秩序の回復に向けての努力を一貫して支持しております。

いずれにせよ、我が国としては、緊迫化しつつある現地情勢を憂慮し、注視しており、できる限り早急に秩序と治安の回復が図られ、事態が鎮静化することを希望いたしております。

米軍支援のための有事法制をつくることは、イラク戦争に反対し国際社会の平和のルールの確立

を求める世界の流れに逆行するものではないかとお尋ねがありました。

いわゆる有事法制は、国の独立と主権、国民の安全を確保するため、主権国家が当然整備すべきものです。我が国がみずからの自衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安全保障条約に従って行動する米軍が円滑かつ効果的に行えるように手当てすることは当然のことと考えます。

なお、イラクにおける米軍による武力行使は、安保理決議に従って、イラクの武装解除等の義務の履行を確保し、この地域の平和と安全を確保するための真にやむを得ない措置として行われたものでございます。

最後に、ACSA改正は、我が国有事とは関係ない、あらゆる事態に対処するためのものではないかとお尋ねがありました。

今回改正される部分を含め、ACSAに基づく手続の枠組みに従って行われる自衛隊による物品、役務の提供は、あくまで、個別の活動ごとに我が国国内法上の根拠がある場合に限り行われることとなります。したがって、今回のACSA改正が、我が国有事とは関係ない、あらゆる事態に共同で対処するためのものではないかとの御指摘は当たりません。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣石破茂君登壇)
○国務大臣(石破茂君) 赤嶺議員から、自衛隊の

イラク派遣の根拠などについてお尋ねをいただきました。

イラク人道復興支援特措法に基づきます自衛隊の活動は、我が国として主体的にイラクの人道復興支援を中心とした活動に従事するものであり、占領行政の一翼を担うという御指摘は当たりません。

また、イラクの復興と民生の安定は、中東地域のみならず、我が国を含みます国際社会全体の平和と安全の観点からも重要であり、統治権限のイラクへの移譲を円滑に進展させるためにも、国際社会によるイラクへの支援の強化が不可欠であります。さらに、イラクの厳しい生活環境のもとで十分に活動できる自己完結性を備えております自衛隊による活動が有効であるものと考えております。

政府といたしましては、こうした考え方に立ちまして、国会で御審議をいただき成立したイラク人道復興支援特措法に基づき、また、今国会において御承認をいただきました上で、自衛隊をイラク等に派遣し、人道復興支援を中心とした活動を行っているものであり、根拠がないとの御指摘は全く当たらないものと考えております。

次に、ACSA改正と国際平和協力的一般法との関係についてのお尋ねをいただきました。

今回のACSA改正は、自衛隊による物品、役務の提供は個別の活動ごとに有効な我が国国内法の認める範囲内で行われるとの大前提のもと、現

時点で自衛隊及び米軍の双方にニーズが高い活動にACSAに基づく手続の枠組みを適用するものであり、今後の国際平和協力的一般法に関する議論を先取りするためのものではございません。

次に、海上輸送規制法案につきまして、憲法が禁ずる交戦権との関係でお尋ねをいただきました。

本法案に基づきます停船検査等は、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した場合に、自衛権の行使に伴う必要最小限度の範囲内の措置として行うものでございます。憲法で禁止されておる交戦権の行使に当たるものではないと存じます。

このような自衛権の行使に伴う措置が憲法上可能でございますことは、政府として累次申し述べてきたところでございます。本法案は、これまでの政府の考え方を踏まえ、必要な規定を整備するものであり、憲法上問題ないものと考えております。

最後に、国民保護法案が想定しております事態についてのお尋ねをいただきました。

国民保護法案は、武力攻撃事態に加えて、大規模テロ等の緊急対処事態を対象としておりまして、現時点において想定しております事態としては、航空機や船舶により地上部隊が上陸する攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空機による攻撃等、緊急対処事態につきましては、原子力発電施設の破壊、炭疽菌等の生物剤を用い

た生物テロ、航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ等を想定しております。

御質問のように、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下をしておりますが、先ほど述べました事態も含めた各種の国家の緊急事態に対処するための態勢の整備は、国家国民にとって重大な事態に備えるものであり、独立国家としての当然の重要な課題と考えておる次第でございます。

以上であります。(拍手)

(国務大臣井上喜一君登壇)

○国務大臣(井上喜一君) 米軍行動関連措置法案に規定いたします行動関連措置は、法令に基づいて実施されるものでありまして、また、法案第四条に規定するとおり、武力攻撃を排除する目的の範囲内において、事態に応じ合理的に必要と判断される限度を超えるものではなく、法案は無限定に米軍を支援する仕組みをつくるものであるとの御指摘は当たりません。

次に、武力攻撃予測事態における弾薬の提供についてでございますが、事態が緊迫し、我が国に対する外部からの武力攻撃が予測されるに至った事態において、我が国の平和と安全の確保のために万全の措置を講ずるのは当然のことでありまして、このような観点から、米軍行動関連措置法案では、武力攻撃予測事態において、弾薬の提供も含め、必要となる措置を講ずることとしたものであります。

法案に基づいて我が国が弾薬の提供を行うことができる対象は、法案第二条第五号に規定する、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な準備のための米軍の行動に限られます。

武力攻撃予測事態においては、我が国に対する武力攻撃は発生しておらず、米軍はかかる武力攻撃を排除するために武力を行使していないことから、このような米軍の行動に対する支援として法案に基づき弾薬を提供したといたしましても、憲法との関連で問題が生ずることはありません。

次に、武力攻撃事態等においては、国民の保護のための措置や、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊や合衆国軍隊の行動等が実施されるところでございますが、特定公共施設利用法案は、これら対処措置等の実施のためにその利用が不可欠であり、かつ、利用の集中が予想される港湾施設、飛行場施設などの特定公共施設等の利用に關し、その総合的な調整を図り、もって対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るためのものでござい

ます。

特定公共施設等の利用に際し優先すべき対処措置等の内容については、対策本部長がその時々状況等を総合的に勘案し、適切に判断することにも、その利用の確保を図るものであり、合衆国軍隊の行動を支援するために強制するものあるいは合衆国軍隊や自衛隊が優先的に利用できる仕組みをつくるためのものであるとの御指摘は、いずれも当たりません。

次に、国民保護法案が想定している事態についてのお尋ねでございます。

武力攻撃事態の想定としては、現時点においては、航空機や船舶により地上部隊が上陸する攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空機による攻撃等を想定してまいります。具体的には、今後、基本指針の策定段階で検討をすることといたしております。

国家の緊急事態に対処し得るよう必要な備えをしておくことは、独立国家として当然の重要な課題であります。とりわけ、武力攻撃事態に対処するための態勢の整備は、我が国が外部から武力攻撃を受けるという国家国民にとって最も重大な事態に備えるという意味で、重要なものと考えております。

次に、住民の避難に関する措置についてでございます。

武力攻撃事態等においては、武力攻撃による被害から住民の生命、身体または財産を保護することが重要であることから、住民の避難に関する措置について規定しているところであり、御指摘のような作戦地域から邪魔になる住民を排除することが目的ではありません。

また、避難の指示に係る内閣総理大臣の是正措置についても、住民の生命、身体または財産を保護するため特に必要があると認める場合において、国全体として万全の措置を講ずるために実施するものでございます。

次に、国民保護法案は、国民を戦争体系に組み込むシステムづくりではないかというお尋ねでございますが、武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するために、国全体として万全の態勢を整備することが必要であります。平素から組織の整備や計画の作成、国民に対する啓蒙、訓練の実施などを行うことが重要であると考えております。

これは、あくまで国民を保護するために必要な平素からの備えであり、国民を戦争体制に組み込むようなものではありません。

次に、報道の自由についてのお尋ねでございます。

国民の生命、身体の安全の確保に関する緊急情報を正確かつ迅速に国民に伝達することは極めて重要であり、放送の速報性という機能に着目し、警報、避難の指示及び緊急通報の内容の放送を、放送事業者である指定公共機関の国民の保護のための措置とする考えであります。

他方、国会における附帯決議を踏まえ、国民保護法案第七条では、国及び地方公共団体は、放送事業者である指定公共機関等が実施をする国民の保護のための措置については、その言論その他表現の自由特に配慮しなければならない旨を規定いたしております。

武力攻撃事態等においても、表現の自由などの国民の自由と権利が尊重されることは当然であ

り、政府としては、報道の規制など報道の自由を制限するようなことや、国が放送事業者をコントロールすることなどは考えておりません。
最後に、緊急事態についてのお尋ねでございます。

緊急対処事態は、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していることと認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態であります。

具体的な緊急対処事態の対象としては、発生初期の段階では武力攻撃事態であるとの判断が困難な事態、武力攻撃に準ずる手段を用いた攻撃により甚大な被害が生じる事態を想定いたしております。

また、緊急事態基本法については、与野党間の御議論を見守りつつ、必要な検討を行ってまいります。(拍手)

○副議長(中野寛成君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(中野寛成君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十六分散会

出席閣僚大臣

総務大臣	麻生 太郎君
法務大臣	野沢 太三君
外務大臣	川口 順子君
環境大臣	小池百合子君
国務大臣	井上 喜一君
国務大臣	石破 茂君
国務大臣	小野 清子君
防衛庁副長官	浜田 靖一君
総務副大臣	山口 俊一君
法務副大臣	実川 幸夫君
外務副大臣	阿部 正俊君

出席副大臣

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
クリーニング業法の一部を改正する法律
公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る九日、内閣から次の報告書を受領した。
平成十三年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

山内おさむ君
泉 房穂君

補欠

泉 房穂君
山内おさむ君

辞任

枝野 幸男君
加藤 公一君

補欠

寺田 学君
西村智奈美君

財務金融委員

辞任

西田 猛君
城内 実君
萩生田光一君

補欠

城内 実君
萩生田光一君
西田 猛君

厚生労働委員

辞任

加藤 勝信君
棚橋 泰文君
吉野 正芳君
中根 康浩君
古川 元久君
古屋 範子君
山口 富男君
山本 明彦君
枝野 幸男君
奥野 信亮君

補欠

奥野 信亮君
佐藤 勉君
山本 明彦君
菅 直人君
枝野 幸男君
北側 一雄君
佐々木憲昭君
西川 京子君
長妻 昭君
加藤 勝信君

経済産業委員

辞任

竹下 亘君
辻 恵君
神風 英男君
稲見 哲男君
鈴木 克昌君

補欠

西銘恒三郎君
神風 英男君
稲見 哲男君
鈴木 克昌君
辻 恵君

国土交通委員

辞任

石田 真敏君
大島 理森君
島村 宜伸君
中馬 弘毅君
二階 俊博君
古屋 圭司君
山岡 賢次君
江崎洋一郎君
木村 勉君
下村 博文君
鈴木 恒夫君
蓮実 進君
三ッ矢憲生君

補欠

江崎洋一郎君
蓮実 進君
木村 勉君
鈴木 恒夫君
三ッ矢憲生君
下村 博文君
古賀 一成君
山際大志郎君
島村 宜伸君
古屋 圭司君
中馬 弘毅君
大島 理森君
二階 俊博君

山際大志郎君 石田 真敏君
古賀 一成君 山岡 賢次君

環境委員
補欠

船田 元君 古川 禎久君
松本 龍君 城井 崇君
土井たか子君 照屋 寛徳君
古川 禎久君 船田 元君
城井 崇君 松本 龍君
照屋 寛徳君 土井たか子君

議院運営委員

補欠

谷本 龍哉君 金子 恭之君
金子 恭之君 谷本 龍哉君
一、昨十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員

補欠

柳澤 伯夫君 小野寺五典君
加藤 公一君 今野 東君
中井 治君 井上 和雄君
小野寺五典君 柳澤 伯夫君
井上 和雄君 中井 治君
今野 東君 加藤 公一君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

補欠

加藤 公一君 辻 恵君
国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員

補欠

一、昨十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員

木下 厚君 小宮山泰子君
補欠

補欠

今津 寛君 菅原 一秀君
岸田 文雄君 葉梨 康弘君
竹下 亘君 後藤田正純君
橋 康太郎君 早川 忠孝君
西川 京子君 山本 明彦君
望月 義夫君 西野あきら君
小宮山泰子君 神風 英男君
赤松 正雄君 西 博義君
照屋 寛徳君 山本喜代宏君
後藤田正純君 竹下 亘君
菅原 一秀君 今津 寛君
西野あきら君 望月 義夫君
葉梨 康弘君 岸田 文雄君

早川 忠孝君 橋 康太郎君
山本 明彦君 西川 京子君
神風 英男君 小宮山泰子君
西 博義君 赤松 正雄君
山本喜代宏君 照屋 寛徳君

(憲法調査会委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法調査会委員

木下 厚君 馬淵 澄夫君
補欠

(議案提出)

一、去る九日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
消費者保護基本法の一部を改正する法律案(原口一博君外一名提出)

一、昨十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。
犯罪被害者基本法案(細川律夫君外三名提出)
(議案受領)

一、去る九日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。
消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案
道路交通法の一部を改正する法律案
卸売市場法の一部を改正する法律案

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案
(議案付託)

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案(古川元久君外五名提出、衆法第二七号) 厚生労働委員会 付託

一、昨十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
平成十四年度一般会計歳入歳出決算
平成十四年度特別会計歳入歳出決算
平成十四年度国税収納金整理資金受払計算書
平成十四年度政府関係機関決算書
平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成十四年度国有財産無償貸付状況総計算書
決算行政監視委員会 付託

(議案送付)

一、去る九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案(加藤公一君外二名提出)
一、去る九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

消費者保護基本法の一部を改正する法律案(原口一博君外一名提出)

(議案通知書受領)

一、去る九日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

クリーニング業法の一部を改正する法律案

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

社会保険庁の契約相手先企業に関する質問主意書(内山晃君提出)

揮発性有機化合物の排出規制に関する質問主意書(吉井英勝君提出)

公務員制度改革に関する質問主意書(中村哲治君提出)

年金積立金の運用に関する再質問主意書(内山晃君提出)

(答弁書受領)

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員長妻昭君提出年金掛け金の給付外使用等に関する質問に対する答弁書

設としての軍民共用空港の事業主体に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城島正光君提出第一五九国会に政府が提出した国民年金法等の一部を改正する法律案に関する質問に対する答弁書

衆議院議員内山晃君提出年金積立金の運用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋本清仁君提出年金の健全な運用に関する質問に対する答弁書

平成十六年三月十九日提出
質問 第四五号

年金掛け金の給付外使用等に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

年金掛け金の給付外使用等に関する質問主意書

意書

一 先の衆議院予算委員会坂口厚生労働大臣は、年金掛け金のうち、給付以外に使われた金が五・六兆円に上ることを表明された。そこで

お尋ねする。

1 この金額はいつからいつまでのどのような(予算か、決算か等)数字か。

2 その内訳明細を、「平成一六年度厚生労働省所管 特別会計歳入歳出予算額各目明細書 第一五九回国会(常会)提出」にあるように、款、項、目の区分ごとに決算額、積算内

訳別決算額(できる限り詳細に。人数や面積等具体的数字も)をお示し願いたい。出来る限り使途が明確になるように詳細な注も書き添えて頂きたい。

また、それぞれ掛け金を使用できる根拠法令条文をお示し願いたい。

3 政府は、年金掛け金の使途の見直しを表明している。2でお示し頂いた内容でいうと、今後は、どの使途への掛け金使用を止めるのか。また、今後とも年金掛け金を使用する使途はどのようなものか、お示し願いたい。

4 平成一六年度予算に関して、年金掛け金を財源として、年金給付以外に使用されるものは、どのようなものがあるか。合計額とそれぞれ費目ごとの明細金額をお示し願いたい。

また、それぞれ掛け金を使用できる根拠法令条文をお示し願いたい。

5 谷垣財務大臣は衆議院財務金融委員会の答弁で、社会保険庁職員の宿舎は、年金の給付に当たると答弁をされたが、これは政府の統一見解か。このようなことを過去政府が表明されたケースがあればお示し願いたい。

6 同じ非常勤職員でも、その給与が国庫負担と年金掛け金が財源のものに分かれる。どのような理念によつて財源をいくらというかに何人ずつに分けているのか。また、その根拠法令条文もお示し願いたい。

二 社会保険オンラインシステムに関してお尋ねする。

1 本システムに支払った使用料や庁費、回線使用料等すべての累積合計金額はいくらか。

そのうち、年金掛け金分、健保掛け金分、国庫負担分等それぞれいくらか。なぜ、三つの財布から支出されているのか、その根拠法令条文をお示し願いたい。

2 本システムが完成以降、どの会社と契約しているのか。それぞれの会社名と、契約期間、契約金額、契約内容をお示し願いたい。

また、毎年の支払金額はどうやって決めるのか。契約会社が提示した見積り通りに決めるのか、値引きを求めているのか。値引きを求めているとすれば、平成一六年度予算では、いくら値引きをしたのか。

3 なぜ、入札にしないのか。

4 それぞれの契約会社に対する実際の債務はいくらあるのか。

5 契約会社関連に天下りはおられるか。その実態(人数、役職、部署、期間等)をお示し願いたい。また、契約会社天下りに関して、問題ありとお考えか否か。

6 他省庁、他の民間組織等のシステムと比較して、費用は適正と考えておられるか。適正と考えられるとすれば、他のシステムとの比較考察の概要をお示し願いたい。

7 平成一六年度のシステム関連予算は一〇二五億円で間違いないか。そのうち、保健・福祉からの支出と業取との支出で、なぜ、業取からの支出が多いのか。また、保健・福祉からの支出はどのような業務システムに対するものか(年金相談等、すべての明細とそれぞれの予算額はいくらか。またその積算根拠)。また業取からの支出は、どのような業務システムか(徴収業務等、すべての明細とそれぞれの予算額はいくらか。またその積算根拠)。

三 社会保険庁発注のすべての入札に関してお尋ねする。

1 平成一四年度以降、年度ごとに、入札で予定価格と落札価格が同一の案件をすべてお示し願いたい。

案件ごとに発注元部局、発注内容・時期、予定価格、落札金額、落札業者、入札業者、財源種別(厚生年金掛け金など財源が複数の場合はそれぞれの金額)をお教え願いたい。

2 1の案件には何らかの違法性が疑われるケースはあるのか。あるとすれば、どの案件のどの点か。

また、なぜ同一価格になったとお考えか。想定も含めてお示し願いたい。

3 1の案件について調査をされているか。されているとすれば、いつまでにどのような調査をされ、いつ発表されるのか。大まかな時期しか明らかにできないのであれば、それをお示し願いたい。

調査をされているとすれば、福田官房長官や谷垣財務大臣からの指示が届いていないこととなるがいかがか。調査をされないのであれば、その理由は。

4 1の案件について、平成一六年三月一日の衆議院予算委員会分科会において、森下会計検査院長に、予定価格と落札価格が同一の案件の検査への着手を要請したところ「そういうものの中で、個別にそういう検査ができる機会があれば、それは検査をしてみたいと思いますが、談合につきましては、私も会計検査院は直接そういうものを究明する立場にはございません。予定価格の積算が適切であるかどうかという検査、これは従前からもやっておりますし、これから引き続ききちんとやっております。こういうふうにご考えております」と答弁された。この社会保険庁の案件の検査あるいは調査に内閣として協力して頂きたいと考えるが、いかがか。協力しない場合は、その合理的理由をお示し願いたい。

また同じ委員会でも森下院長は、懲戒処分を要求ができるのは、会計事務のみに限る旨の答弁があった。この法令根拠は如何。また、社会保険庁に当てはめると会計事務を行う職員はどのような部署で何人いるのか、お示し願いたい。

四 平成一六年度予算では、年金掛け金から、委託事業に四八億円計上されている。これは事実か。

また、これらの積算根拠(どのようにして積み上げたのか内訳を詳細にお示し願いたい。また、そのうち、公益法人等の人件費見合いとして使用される経費もいくらかお示し願いたい)。

五 平成一六年二月二三日の衆議院予算委員会において、社会保険庁の委託先法人には、天下り役員一五四人、天下り職員六一四人がいることを指摘し、本年の参議院選挙前までに、天下りを止めるための何らかの提言をまとめることを要請したところ、坂口厚生労働大臣は「何らかのものはまとめたと思います」と答弁をされた。どのような提言がいつまでに提出されるのか。すでに検討に着手されているのか。

六 社会保険庁の委託先法人には、厚生労働省からの天下り役員のうち、常勤は一二四人おられる。これは事実か。これらの天下り役員は常勤というからには、他の団体に常勤で雇われていることは無いと思われるが、そう理解して宜しいか。

仮に、これら一二四人の天下り常勤役員の何人かが、他の団体に常勤で雇われているとすれば、そのすべての実態を明らかにされたい(当該常勤役員ごとに常勤で雇われているすべての団体名、役職、期間、年収、複数団体から常勤として報酬を得ているのか、推定退職金、省庁での最終役職、なぜ複数で常勤が可能かの理由等、それぞれの機関の委託費等国の機関等からの受注状況)。

例えば、財団法人年金総合研究センター理事長は、全国土木建築国民健康保険組合理事長も兼任し、ともに常勤と認識しているが、これは正しいか。事実とすれば、このようなケースは問題無しと考えるか。双方から常勤として報酬を得ているのか。このケースでは他の常勤雇用は無い。

また、常勤、非常勤の定義をお示し願いたい。

七 財団法人年金総合研究センター(以下、本財団という)についてお尋ねする。

1 本財団は、年金運用の研究もされているか。

2 本財団の基礎財産の拠出者の内訳と金額をお示し願いたい。

現在、年金積立金を運用している運用委託機関のうち、本財団の基礎財産を拠出している者がいるか。おられるとすれば、機関名、受託金額・期間と基礎財産拠出額、本財団が勧誘したか否かをお示し願いたい。

3 本財団の賛助会員は、一口いくらか。この賛助会員に運用受託機関があれば、すべての機関名と賛助金額、本財団が会員に勧誘したのか否かも含めてお示し願いたい。

4 本財団の刊行物定期購読は、一口いくらか。この定期購読に運用受託機関があれば、すべての機関名と金額、本財団が会員に勧誘したのか否かも含めてお示し願いたい。

5 仮に2、4に運用受託機関があれば、このような金集めは問題と考えるか否か。

右質問する。

内閣衆質一五九第四五号

平成十六年四月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出年金掛け金の給付外使用等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出年金掛け金の給付

外使用等に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの本年三月三日の衆議院予算委員会において坂口厚生労働大臣が答弁した五・六兆円(以下「五・六兆円」という。)については、昭和二十年度から平成十四年度までの厚生保険特別会計及び昭和三十六年度から平成十四年度までの国民年金特別会計の決算において、厚生年金保険料及び国民年金保険料(以下「年金保険料」という。)を財源とする厚生年金保険法(昭和二十九法律第百十五号)第七十九条及び国民年

金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七十七条等に規定する被保険者等の福祉を増進するための施設に要する費用並びに厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)附則第十八条ノ六ノ二及び国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)附則第七項に基づき支出した年金事業の事務の執行に要する費用の合計額である。

一の2について

お尋ねの五・六兆円の積算内訳別決算額については、決算においては予算の積算ごとの金額を算出していないことから、予算の積算ごとの決算額をお答えすることは困難であるが、お尋ねの五・六兆円の款、項及び目の区分ごとの決算額、使途及び根拠法令条文については、別表第一のとおりである。

一の3について

お尋ねの年金保険料の使途の見直しについては、厚生年金病院、厚生年金会館等の厚生年金保険及び国民年金の福祉施設、大規模年金保養基地(グリーンピア)並びに年金住宅融資(厚生年金保険及び国民年金の被保険者の福祉を増進するため必要な住宅の設置に要する資金の貸付け)については、年金制度の厳しい財政状況を踏まえ、徹底した見直しを進めることとしている。また、平成十七年度以降の年金事業の事務の執行に要する費用の取扱いについては、同年度の予算編成の過程において十分検討してまい

りたい。一方、年金相談、年金の迅速な裁定等のためのシステム等の経費については、被保険者等のサービス向上に直接寄与するものであつて、厚生年金保険法等に規定する被保険者等の福祉を増進するための施設に要する費用に該当することから、今後とも、年金保険料を財源とするものと考えているが、あわせて、その事業運営の効率化に努めてまいりたい。

一の4について

お尋ねの平成十六年度予算における年金保険料を財源として年金給付以外に使用されるもの及び根拠法令条文については、別表第二のとおりである。

一の5について

本年二月二十六日の衆議院財務金融委員会における谷垣財務大臣の答弁は、前日の衆議院予算委員会における保険料の使途に関する議論は年金の福祉施設に対する保険料投入問題についてのものであり、これは年金事業の事務の執行に要する費用を念頭に置いた議論ではなかった旨述べた上で、年金事務費は、適用、徴収、給付といった年金事業を行う上で必要な経費であり、予算上、形式的に給付費に事務費が含まれるかどうかという観点とは別に、給付と負担の関係を一般的に議論するならば、給付に必要な事務費は給付に含めて考えるべきものである旨の政府の考え方を述べたものである。

なお、「社会保険庁職員の宿舎は、年金の給

付に当たることの過去の政府の答弁は、国会の會議録からは確認できない。

一の6について

社会保険庁の年金業務に従事する非常勤職員については、非常勤職員手当によりその給与が支弁されている国民年金保険料の収納対策の強化を目的として配置されている職員(以下「国民年金推進員」という。)、諸謝金によりその謝金が支弁されている職員(以下「謝金職員」という。及び庁費によりその賃金が支弁される職員(以下「賃金職員」という。)に区分することができ。

これらのうち、国民年金推進員については、国民年金保険料の収納、納付督促等を行う者であるため、責任の所在を明確にする観点から、正規職員に準じる形で位置付け、その給与を国民年金法第八十五条第二項等に基づき国庫から負担しており、平成十六年度予算における非常勤職員手当の金額は六十四億二百九十四万七千円であり、その人数は二千五百六十六人である。

一方、年金相談等の被保険者等に対するサービスの向上に直接寄与する事務に携わる謝金職員の謝金及び賃金職員の賃金については、厚生保険特別会計法第六条、国民年金特別会計法第六条、厚生年金保険法第七十九条、国民年金法第七十四条等に基づき年金保険料を財源としており、事業主又は被保険者に対する適用業務等

の補助的事務に携わる謝金職員の謝金及び賃金職員の賃金については、平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成十六年法律第二十二号。以下「公債特例法」という。)第三条及び第四条等に基づき年金保険料を財源としてお答えするところは、これらの経費については、一般的な事務処理に要する費用等と一体的に経理しているため、予算上謝金職員及び賃金職員の人事費及び対象人数を区分してお答えすることは困難である。

二の1について

社会保険オンラインシステム(厚生年金保険、国民年金等の適用及び保険料の徴収、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付、年金相談等)に使用されるコンピュータシステムをいう。以下同じ。)に支出した昭和四十二年度から平成十四年度までの決算額の累計については、庁費についての平成九年度以前の記録を保存していないため、すべての金額の累計をお答えすることは困難であるが、平成九年度以前の庁費を除いた金額の累計は、一兆七百五十二億円である。

当該金額の内訳及び根拠法令条文について、年金保険料分は厚生年金保険法第七十九条、国民年金法第七十四条、厚生保険特別会計法第六条及び附則第十八条ノ六ノ二、国民年金特別会計法第六条及び附則第七項等に基づき支出した八千九百四十五億円、健康保険及び船員保険の

保険料分は健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五百条第二項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十七条ノ二第一項、厚生保険特別会計法第六条、船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)第三条等に基づき支出した千六百億円、国庫負担分は厚生年金保険法第八十条第二項、国民年金法第八十五条第二項、健康保険法第五十一条、船員保険法第五十八条第四項、厚生保険特別会計法第六条、国民年金特別会計法第六条、船員保険特別会計法第三条等に基づき支出した七百九十一億円である。

二の2について

社会保険オンラインシステムについては、日本電子計算機株式会社及び株式会社日立製作所と昭和四十二年四月から契約期間を一年とする契約を行っており、日本電信電話公社(現株式会社エヌ・ティ・ティ・データ)と昭和五十五年一月から期間の定めのない契約を行っており、また、契約内容及び契約金額については、別表第三のとおりである。

社会保険オンラインシステムの支払額の決定に当たっては、ハードウェアの賃借料等については、必要な処理能力を有する機器のうち通常の賃借料等の最も安価なものを参考として契約先会社から提出された見積額を検証するとともに、ソフトウェアの対価については、「ソフトウェアの見積り方策に関する指針」(平成十年三

月行政情報システム各省庁連絡会議コンピュータ調達専門部会取りまとめ)に基づき類似システム比較法及びステップ換算法を組み合わせて契約先会社から提出された見積額を検証することにより、適正な価格設定を行っていると考えている。

二の3について

社会保険オンラインシステムについては、被保険者等の情報量が膨大であること、五年ごとに改正されてきた年金制度に対応した大規模で複雑なものであることから、一般の事業者ではノウハウがなく競争に適さないと考えられるため、入札による契約ではなく、社会保険業務に精通し、年金制度の改正に迅速に対応できる事業者と随意契約を締結してきたところである。

二の4について

お尋ねの「実際の債務」の意味が必ずしも明らかでないが、社会保険オンラインシステムに関する契約において、支払期日を徒過した賃借料等は存在しない。

二の5について

国家公務員の退職後における再就職の状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が把握すべき立場にはないことから、お尋ねの事項についてお答えすることは困難である。

また、国家公務員の営利企業への再就職については、公務の公正な執行の確保の要請と退職した国家公務員の職業選択の自由等との調和を図るため、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第三百三条第二項及び第三項において、国家公務員は、人事院規則の定めるところにより人事院の承認を得た場合を除き、退職後二年間は、営利企業の地位で、その離職前五年間に在職していた人事院規則で定める国の機関又は特定独立行政法人と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならないこととされるとともに、同条第九項において、人事院は、毎年、その承認の処分に關し、承認に係る者の官職、承認に係る営利企業の地位、承認した理由等を国会及び内閣に対して報告することとされている。これらにより、営利企業への再就職の規制は適正に行われているものと考えている。

二の6について

社会保険オンラインシステムは、被保険者等の情報量が膨大であること、五年ごとに改正されてきた年金制度に対応した大規模で複雑なものであることから他省庁及び民間組織等のシステムとは異なり、単純な比較はできないものと考えているが、その費用については、二の2について述べたとおり適正な価格設定を行っていると考えている。なお、社会保険オンラインシステムについては、その機能及び費用の最

適化を図るべく、外部調査業者による見直しの可否を含めた調査を開始したところである。

二の7について

平成十六年度予算における社会保険オンラインシステムに係るシステム関連予算は、通信専用料及び電子計算機等借料として千二十五億円、庁費として八十二億円、計千百七億円を計上しているところである。

当該システム関連予算については、年金制度等の適用、徴収及び給付に係る基本的なシステム経費を厚生保険特別会計等の業務取扱費として三百十八億円、年金相談、年金額の迅速な裁定等に係るシステム経費を厚生保険特別会計等の福祉施設事業費等として七百八十九億円を計上していることから、業務取扱費より福祉施設事業費等の計上が多くなっている。

また、社会保険オンラインシステムは、年金制度等の適用、徴収、給付等が一体となったシステムであるが、被保険者等のサービス向上に直接寄与するものを福祉施設事業費等に、社会保険事業を運営するための基礎的な行政事務に当たるものを業務取扱費に分けている。平成十六年度予算において、福祉施設事業費等及び業務取扱費として計上している社会保険オンラインシステムに係るシステム関連予算の内訳、金額及び積算根拠については、別表第四のとおりである。

三の1について

社会保険庁が締結した同庁の支払の原因となる契約であつて入札の方法により相手方を決定したものの（単価について予定価格を定めたもの及び契約書の作成を省略したものを除く。）のうち、平成十五年度における予定価格と落札価格が同一の金額の契約については、調査し、集計しておらず、また、新たに調査し、集計することは作業に膨大な時間を要することからお答えすることは困難であるが、平成十四年度における予定価格と落札価格が同一の金額の契約について、発注した部局、発注内容、発注時期、予定価格、落札価格、落札業者、入札業者及び財源種別は、別表第五のとおりである。

三の2及び3について

別表第五に示した予定価格と落札価格が同一の金額の契約（以下「別表第五に示した契約」という。）について、その予定価格と落札価格が同一の金額になった理由は把握していないが、公表されている資料、市販されている書籍等を基に落札業者が入札価格を算出することにより、予定価格と落札価格が同一の金額となる場合もあると考えられる。

また、現在、同表に示した発注した部局及び社会保険庁の内部部局において、別表第五に示した契約に関する談合情報、予定価格の漏えい及び法令に違反する事実の有無等の確認を行つ

ているところであり、その結果の取扱いについては、今後検討することとしている。

三の4について

三の2及び3について述べたとおり、発注した部局等において確認を行っているところであるが、別表第五に示した契約について会計検査院が検査又は調査を行う場合には、必要な協力を行う。

会計検査院は、会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第三十一条の規定に基づき、検査の結果、国の会計事務を処理する職員が故意又は重大な過失により著しく国に損害を与えたと認めるとき等は、本属長官その他監督の責任に当たる者に対し懲戒の処分を要求することができ、また、予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）第六条第一項の規定に基づき、検査又は検定の結果、予算執行職員が故意又は過失により法令等に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるとき等は、当該職員の任命権者に対し当該職員の懲戒処分を要求することができることとなっている。

社会保険庁の会計事務を処理する職員のうち、契約、収入支出等の責任者である契約担当官、支出負担行為担当官等については、平成十六年三月末時点で同庁の内部部局並びに同庁社会保険業務センター及び社会保険大学校において、厚生労働大臣又は社会保険庁長官が委任

し、又は任命した者の合計は三十六人、地方社会保険事務局及び社会保険事務所（地方社会保険事務局事務所を含む。）において、厚生労働大臣又は社会保険庁長官が委任した者の合計は二千六百五十四人である。なお、会計事務を処理する職員については、同一人が複数の職を兼任していることもあるため、その人数と配置されている職員の人数とは一致しない。

四について

お尋ねの「委託事業」の意味が必ずしも明らかでないが、平成十六年度の厚生保険特別会計及び国民年金特別会計の予算に計上されている年金保険料を財源とする委託事業の予算額は四十五億円であり、その積算根拠等は、別表第六のとおりである。

五について

お尋ねの提言については、現在、検討に着手したばかりであり、取りまとめの内容及び時期について、現時点でお答えすることは困難である。

六について

国家公務員の退職後における再就職の状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が把握すべき立場にはないが、社会保険庁において、同庁から年金の福祉施設の運営を委託している公益法人の協力を得て調査したところ、当該公益法人に常勤役員として在籍している者のうち、厚生労働省（旧厚生省）（都道府

県の保険主管課(部)、国民年金主管課(部)及び社会保険事務所を含む。)の職員であつたもの(以下「厚生労働省出身常勤役員」という。)の人数は、平成十五年十月現在で、百二十四人という報告を得ている。

また、公益法人の役員が常勤であるか非常勤であるかについては、その定義を含め各公益法人の判断にゆだねられており、これら百二十四人の厚生労働省出身常勤役員が他の団体に常勤で雇われているか否かについては、一般に政府が把握すべき立場にはないが、公益法人の協力を得て調査したところ、これら百二十四人のうち他の団体に常勤で雇われている者はいないという報告を得ている。

財団法人年金総合研究センター(以下「研究センター」という。)及び全国土木建築国民健康保険組合に対して確認を行ったところ、お尋ねの理事長については、両法人において、常勤役員として取り扱われていることである。公益法人等の役員が常勤であるかどうかについては、前述のとおりその定義を含め各公益法人等の判断にゆだねられるものと考えている。また、同理事長は、両法人に出勤しており、それぞれの理事長として求められている職務に応じた報酬が支払われていることである。同理事長は、両法人以外の公益法人等においては、常勤役員として取り扱われていない。

七の1について

研究センターは、昭和五十三年二月一日、年金制度に関する調査、研究等を行うために設立され、平成十三年四月一日から、これに加え、公的年金、企業年金及び確定拠出年金に関する資金の運用に関する調査及び研究(以下「年金資金運用に関する調査及び研究」という。)を行っている。

七の2について

現在の研究センターの基本財産は三億三千六百十四万三千円であり、その内訳は別表第七のとおりである。

これらの寄附を行った者のうち、平成十五年度末現在における厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用を年金資金運用基金から受託する機関(以下「現在の運用受託機関」という。)であるのは、昭和五十三年二月の研究センター設立時に基本財産として寄附を行った信託銀行八行(三井信託銀行株式会社、三菱信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社、安田信託銀行株式会社、東洋信託銀行株式会社、株式会社大和銀行、中央信託銀行株式会社及び日本信託銀行株式会社)が合併、会社分割等を行った後の信託銀行六行(三井アセット信託銀行株式会社、三菱信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社、UFJ信託銀行株式会社及びりそな信託銀行株式会社)である。当該信託銀行八行が研究センターの基本財産とし

て寄附を行った金額は別表第八、当該信託銀行六行が運用を受託している厚生年金保険及び国民年金の積立金の金額及び運用受託機関である期間は別表第九のとおりである。なお、研究センターの基本財産としての寄附がどのように行われたかについては、設立認可申請書、初年度の事業報告書等にも記載がなく、当時の状況を確認することは困難であるが、年金制度に関する調査及び研究等を行うとの事業に賛同する者が、基本財産としての寄附を行ったものと考えられる。

七の3について

研究センターの賛助会員の年会費は一口二万円であり、平成十五年度末現在の賛助会員のうち、現在の運用受託機関である者及びそれぞれが平成十五年度に支出した会費の金額は、別表第十のとおりである。

賛助会員については、研究センターが発行している定期刊行物、研究センターが行っているセミナー及び講演会、研究センターのホームページ等において広く募集されており、研究センターの事業に賛同する者が自発的に申し込むことにより会員となるものである。

七の4について

研究センターが発行する刊行物である「年金と経済」については、平成十五年度までは年五回発行されており、その一冊の価格は千五百円

であり、年額は七千五百円であつた。また、同年度において、定期購読した者のうち、現在の運用受託機関であるもの及びそれぞれの年当たりの購読金額は、別表第十一のとおりである。

定期購読については、研究センターが行っているセミナー及び講演会、研究センターのホームページ等において広く募集しているところであり、定期購読をしようとする者が自発的に申し込むことにより開始されるものである。

七の5について

年金資金運用基金が承継した旧年金福祉事業団が行っていた資金の運用業務は、昭和六十一年度から開始されたものであり、昭和五十三年二月の研究センター設立時に研究センターの基本財産として寄附を行った信託銀行八行は、運用受託機関として寄附を行ったものではなく、また、研究センターは、設立当時、年金資金運用に関する調査及び研究を実施しておらず、当該業務を開始したのは、平成十三年四月からである。

また、研究センターは、年金制度及び年金資金運用について専門的な見地から調査及び研究を行い、その成果を公開して広く一般に供するという公益的な事業を行っており、研究センターの賛助会員又は刊行物の定期購読者が現在の運用受託機関であるとしても問題はないと考えている。

別表第一

項 目		決 算 額	使 途	根拠法令条文
業務取扱費	諸謝金	1,059,313.073	国の事務、事業、試験研究等を委嘱された者又は協力者等に対する報酬及び謝金	厚生保険特別会計法附則第18条ノ6ノ2等
	職員旅費	730,440.653	国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に基づき、職員に支給する調査、検査、指導、連絡、監督等のための旅費	
	保険給付適正化業務旅費	12,274.615	国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に支給する保険給付適正化業務のための旅費	
	研修旅費	334,962.792	国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に支給する研修のための旅費	
	滞納処分等旅費	883,586.943	国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に支給する保険料その他の徴収金の滞納処分及び納入督促等のための旅費	
	赴任旅費	204,045.378	国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に支給する赴任のための旅費	
	外国旅費	85,815.938	国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に支給する外国への出張のための旅費	
	委員等旅費	1,841.551	国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、非常勤職員等に支給する旅費	
	庁費	78,785,842.842	備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、職員厚生経費、雑役務費、光熱水料、自動車交換差金等	
	研修庁費	103,710.508	社会保険大学校に必要な備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、賃金等	
	通信専用料	26,689,535.231	土地及び建物の借料	
	土地建物借料	4,263,310.049	コソビエツ等の借料	
	電子計算機等借料	6,401,813.303	庁舎及び公務員宿舍の各所修繕費	
	各所修繕	346,996.685	自動車重量税法(昭和46年法律第89号)に基づき自動車重量税の納付税額	
	自動車重量税	16,049.148	消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税の納付税額	
	消費税	7,796.400	市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和31年法律第82号)に基づき交付金	
	国有資産所在市町村交付金	296,155.895	国際社会保険協会の会費分担金	
	国際社会保険協会分担金	50,578.260	交際費	
	交際費	1,253,960	通商納に係る延滞金その他の収入金の払戻金、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)に基づく小切手支払未済償還金、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に基づく賠償金等	
	賠償償還及払戻金	8,834,198		

(単位:円)

項 目		決 算 額	使 途	(単位:円)
業務取扱費	貨幣交換差補償金	3,621,593	為替取組上生じた差額に充てるための種てん金 郵政官署において取り扱う本会計の歳入歳出金の受 払事務の取扱手数料としての郵政事業特別会計への 繰入金 国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に 支給する施設整備に伴う各種調査等のための旅費 庁舎及び公務員宿舍の新築又は増改築等に係る工事 設計監理科、各種手数料、鑑定料、試験料、負担金 等	厚生保険特別会計法 附則第18条ノ6ノ 2等
	郵政事業特別会計へ繰入	3,810,388,000		
施設整備費	施設施工旅費	1,457,678	庁舎及び公務員宿舍の新築又は増改築等に係る整備 等のための工事請負費 庁舎及び公務員宿舍の用に供する土地及び建物並び にその定物の購入費 社会保険相対職員等の活動のための謝金 国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に 支給する福祉施設事業のための各種旅費 国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、社会保 険相対職員等に支給する旅費 データ通信設備等の使用料等 コンピュータ等の借料 厚生年金保険の被保険者等に対する整形外科診療、 義肢装着又は修理、機能訓練療法等のための委託費 厚生年金病院看護師養成所経営のための委託費	厚生保険特別会計法 第6条、厚生年金保 険法第79条等
	施設施工工費	157,150,478		
	施設整備費	8,656,430,586		
	不動産購入費	1,840,037,237		
	諸謝金	46,162,531,493		
	職員旅費	1,217,374,804		
	委員等旅費	1,671,136,454		
	通信専用料	545,741,542,786		
	電子計算機等借料	147,152,597,285		
	整形外科療養等委託費	104,749,751,928		
福祉施設事業費	厚生年金病院看護師養成所経 営委託費	3,495,097,919	老人福祉事業開発のための委託費 健康づくりに関する基礎知識等の普及啓発活動実施 のための委託費 厚生年金病院の新築又は増改築等のための工事請負 費、機械器具等の購入費 厚生年金会館等の新築又は増改築等のための工事請 負費、機械器具等の購入費 厚生年金老人ホーム等の新築又は増改築等のための 工事請負費、機械器具等の購入費 厚生年金体育施設の新築又は増改築等のための工事 請負費、機械器具等の購入費 年金資金運用基金に対する交付金 社会福祉・医療事業団に対する交付金	
	老人福祉事業開発委託費	9,581,940,000		
	健康づくり啓発事業委託費	12,913,077,000		
	厚生年金病院施設整備費	253,435,219,590		
	厚生年金会館等施設整備費	250,593,021,715		
	老人ホーム等施設整備費	441,248,179,413		
	体育施設整備費	30,195,552,762		
	年金資金運用基金交付金	1,082,799,056,647		
	社会福祉・医療事業団交付金	747,621,000		
	厚生保険特別会計業務勘定			

(単位:円)

項		目	決 算 額	使 途	根拠法令条文 (単位:円)
福祉施設事業費	福祉施設事業費	郵政事業特別会計へ繰入	25,079,103,000	郵政官署において取り扱う本会計の保険給付費の支払事務の取扱手数料としての郵政事業特別会計への繰入金	厚生保険特別会計法 第6条、厚生年金保 險法第79条等
		施設施工旅費	557,387,393	国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に支給する施設整備に伴う各種調査等のための旅費	
		庁費	257,030,096,755	備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び賃料、会議費、賃金、保険料、雑役務費等	
		施設施工庁費	23,471,214,920	病院及びその他の施設の新築又は増改築等に係る工事設計監理料、各種手数料、鑑定料、試験料、負担金等	
		土地建物借料 不動産購入費	35,827,141,085 225,915,356,588	土地及び建物の借料 福祉施設の用に供する土地及び建物並びにその従物の購入費	
		年金資金運用基金出資	1,031,255,182,431	年金資金運用基金の業務の円滑な運営に資するため の出資及び同基金が行う継続施設業務に要する資金 に充てるための出資	
		業務取扱費	2,667,525,976	国の事務、事業、試験研究等を委嘱された者又は協力者等に対する報酬及び謝金	
厚生保険特別会計業務勘定	厚生保険特別会計業務勘定	職員の旅費	1,279,774,007	国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に支給する調査、検査、指導、連絡、監督等のための旅費	国民年金特別会計法 附則第7項等
		年金給付適正化業務旅費	1,135,789,843	国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に支給する年金給付適正化業務のための旅費	
		研修旅費	382,151,041	国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に支給する研修のための旅費	
		滞納処分等旅費	1,398,725,906	国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に支給する滞納処分その他の徴収金の滞納処分、納入督促等のための旅費	
		赴任旅費	208,071,310	国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に支給する赴任のための旅費	
		委員等旅費	72,892,347	国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、非常勤職員等に支給する旅費	
		庁費	95,709,564,969	備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び賃料、会議費、賃金、保険料、雑役務費、維持費、光熱水料、自動車交換差金等	
		印紙売却手数料	53,497,665,204	国民年金印紙の売りさばきに必要な手数料	
		通信賃用料	5,190,864,843	データ通信設備等の使用料等	
		土地建物借料	2,334,128,884	土地及び建物の借料	
		電子計算機等借料	609,231,690	コンピュータ等の借料	

項 目		決 算 額	使 途	根拠法令条文
業務取扱費	各所修繕費	137,808,798	庁舎及び公務員宿舍の各所修繕費	国民年金特別会計法 附則第7項等
	自動車重量税	20,642,900	自動車重量税法に基づく自動車重量税の納付税額	
	国民年金事務取扱交付金	75,989,487,097	国民年金法第86条の規定に基づく国民年金事務の 処理に必要な事務費交付金	
	国有資産所在市町村交付金	75,636,500	国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法 律に基づく交付金	
	賠償償還及払戻金	13,388,809	通關納に係る延滞金その他の収入金の払戻金、予算 決算及び会計令に基づく小切手支払未済償還金、政 府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づく賠償 金等	
	郵政事業特別会計へ繰入	9,780,688,000	郵政官署において取扱う本会計の歳入歳出金の受払 事務の取扱手数料としての郵政事業特別会計への繰 入金	
	国民年金印紙作成費	16,225,539	国民年金印紙の作成費	
	消費税	184,600	消費税法に基づく消費税の納付税額	
	施設施工庁費	11,854,454	庁舎及び公務員宿舍の新築又は増改築等に係る工事 設計監理料、各種手数料、試験料、負担金料等	
	施設整備費	782,364,004	庁舎及び公務員宿舍の新築又は増改築等に係る整備 等のための工事請負費	
施設整備費	諸謝金	26,844,503,349	社会保険相殺員等の活動のための謝金	国民年金特別会計法 第6条、国民年金法 第74条等
	職員旅費	1,374,658,671	国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に 支給する福祉施設事業のための各種旅費	
	施設施工旅費	89,467,690	国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に 支給する施設整備に伴う各種調査等のための旅費	
	委員等旅費	3,026,799,349	国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、社会保 険相殺員等に支給する旅費	
	庁費	138,582,752,514	備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料 及び賃料、会議費、賃金、保険料、雑役務費等	
	施設施工庁費	4,338,094,376	国民年金の福祉施設等の新築又は増改築等に係る設 計監理料、各種手数料、鑑定料、試験料、負担金等	
	通信専用料	70,410,890,251	テータ通信設備等の使用料等	
	土地建物賃料	13,467,958,118	土地及び建物の賃料	
	電子計算機等借料	35,586,532,955	コンピュータ等の借料	
	国民年金事務従事者の研修等委 託費	14,248,498,068	国民年金事務従事者の研修等のための委託費	
福祉施設費	福祉施設整備費	174,024,794,603	国民年金の福祉施設等の新築又は増改築等のための 工事請負費、機械器具等の購入費	

項目		決 算 額	使 途	根拠法令条文
国民年金特別会計業務勘定	福祉施設費	63,394,503.489	福祉施設等の用に供する土地及び建物並びにその従物の購入費	国民年金特別会計法第6条、国民年金法第74条等
	年金資金運用基金交付金	53,234,293.037	年金資金運用基金に対する交付金	
	社会福祉・医療事業団交付金	7,555,000	社会福祉・医療事業団に対する交付金	
	郵政事業特別会計へ繰入	46,540,354.000	郵政官署において取り扱う本会計の年金給付（福祉年金を除く。）の支払事務の取扱手数料としての郵政事業特別会計への繰入金	
	年金資金運用基金出資金	52,690,761.358	年金資金運用基金の業務の円滑な運営に資するため出資及び同基金が行う承継施設業務に要する資金に充てたるための出資	

(注) 1. 厚生保険特別会計業務勘定については、昭和20年度から平成14年度までの決算額を、国民年金特別会計業務勘定については、昭和36年度から平成14年度までの決算額を、平成14年度決算における項及び目を基に取りまとめたものである。ただし、国民年金特別会計業務勘定の(項)業務取扱費の(目)国民年金印紙作成費及び(目)消費税は、平成13年度までの目である。

2. 上記の表以外に、厚生保険特別会計業務勘定について、(項)福祉施設事業費として金額を把握しているが、各目毎には金額を把握することが困難である(目)施設施工旅費、(目)庁費、(目)施設施工庁費、(目)土地建物賃料及び(目)不動産購入費の決算額(昭和20年度から昭和47年度までのものに限る。)の合計額は、3,275,003,677円であり、また、平成14年度決算に存在しない目のうち他の目に含めることが困難なものの合計額は、厚生保険特別会計業務勘定については3,189,616,972円であり、国民年金特別会計業務勘定については11,146,803,704円である。

別表第二

費 用	金 計	項・目	金 額 (注)	根拠法令条文
大規模年金給付費に係る費用	厚生保険特別会計	(項) 福祉施設事業費 (目) 年金資金運用基金交付金	4,129,645千円	厚生保険特別会計法第6条、厚生年金保険法第79条等
		(項) 年金資金運用基金出費	5,849,633千円	
	国民年金特別会計	(項) 福祉施設費 (目) 年金資金運用基金交付金	41,713千円	国民年金特別会計法第6条、国民年金法第74条等
		(項) 年金資金運用基金出費	59,087千円	
年金住宅融資に係る費用	厚生保険特別会計	(項) 福祉施設事業費 (目) 年金資金運用基金交付金	10,080,078千円	厚生保険特別会計法第6条、厚生年金保険法第79条等
		(項) 福祉施設費 (目) 年金資金運用基金交付金	36,531,000千円	
	国民年金特別会計	(項) 福祉施設費 (目) 年金資金運用基金交付金	369,000千円	国民年金特別会計法第6条、国民年金法第74条等
		計	36,900,000千円	
年金の福祉施設に係る費用	厚生保険特別会計	(項) 福祉施設事業費 (目) 施設施工費 (目) 施設維持費 (目) 土地建物賃料 (目) 厚生年金施設建設費 (目) 厚生年金施設等施設整備費 (目) 不動産購入費	3,220千円 344,690千円 80,235千円 1,847,462千円 7,790,821千円 130,000千円	厚生保険特別会計法第6条、厚生年金保険法第79条等
	国民年金特別会計	(項) 福祉施設費 (目) 施設施工費 (目) 施設維持費 (目) 土地建物賃料 (目) 福祉施設整備費	978千円 5,460千円 87,074千円 15,548千円 2,102,869千円	国民年金特別会計法第6条、国民年金法第74条等
	計		12,205,317千円	
	厚生保険特別会計	(項) 福祉施設事業費 (目) 整形外科医療費等委託費 (目) 厚生年金施設管理費等委託費 (目) 老人福祉事業委託費 (目) 健康づくり推進事業委託費 (目) 年金資金運用基金交付金 (項) 施設行政法人福祉施設整備推進費 (目) 施設行政法人福祉施設整備推進費等委託費 (目) 施設交付金	3,373,188千円 164,027千円 144,214千円 247,738千円 9,384,266千円 266,555千円	厚生保険特別会計法第6条、厚生年金保険法第79条等
委託事業等に係る費用	国民年金特別会計	(項) 福祉施設費 (目) 施設施工費 (目) 年金資金運用基金交付金	609,046千円 94,790千円 14,283,824千円	国民年金特別会計法第6条、国民年金法第74条等
	計		14,283,824千円	
	厚生保険特別会計	(項) 福祉施設事業費 (目) 施設費 (目) 施設施工費 (目) 多員等費 (目) 庁費 (目) 施設施工費 (目) 通信費 (目) 土地建物賃料 (目) 電子計算機等賃料 (目) 年金相談施設整備費 (目) 不動産購入費	4,576,019千円 98,237千円 623千円 111,542千円 18,061,724千円 133,389千円 46,396,037千円 2,883,790千円 14,653,215千円 2,785,853千円 354,783千円	厚生保険特別会計法第6条、厚生年金保険法第79条等
	国民年金特別会計	(項) 福祉施設費 (目) 施設費 (目) 施設施工費 (目) 多員等費 (目) 庁費 (目) 施設施工費 (目) 通信費 (目) 土地建物賃料 (目) 電子計算機等賃料 (目) 年金相談施設整備費	1,165,934千円 50,496千円 71,549千円 9,197,749千円 13,975千円 1,617,857千円 805,492千円 1,439,780千円 613,386千円	国民年金特別会計法第6条、国民年金法第74条等
年金相談、年金額の迅速な裁定等のためのシステム等の経費に係る費用	国民年金特別会計		105,311,430千円	
計				

(注)金額は、年金保険料を財源とした額である。

費 用	金 計	項・目	金 額 (注)	根拠法令文
年金事業の事務に係る費用		(項) 施設整備費 (目) 附帯金 (目) 職員旅費 (目) 保険被付者正化補助料費 (目) 研修旅費 (目) 演習地分等旅費 (目) 赴任旅費 (目) 外国旅費 (目) 多員等旅費 (目) 庁費 (目) 研修庁費 (目) 通信専用料 (目) 土地建物賃料 (目) 電子計算機等賃料 (目) 各所修繕 (目) 自動車重量税 (目) 消費税 (目) 国有資産所在市町村交付金 (目) 国庫社会保険給付分損金 (目) 交通費 (目) 郵便運送及払戻金 (項) 施設整備費 (目) 施設施工費 (目) 施設整備費 (目) 不動産購入費 (目) 施設賃借金	387,080千円 221,076千円 1,667千円 81,284千円 203,992千円 48,188千円 21,276千円 4,157千円 19,560,358千円 24,897千円 12,746,841千円 1,491,680千円 2,885,300千円 87,939千円 3,034千円 2,435千円 65,149千円 11,743千円 294千円 3,500千円 685千円 28,485千円 1,291,438千円 417,391千円 5千円	公費特別法第4条等 公費特別法第3条等
	国民年金特別会計	(項) 業務取扱費 (目) 附帯金 (目) 職員旅費 (目) 年金給付適正化補助料費 (目) 研修旅費 (目) 演習地分等旅費 (目) 赴任旅費 (目) 委員等旅費 (目) 庁費 (目) 通信専用料 (目) 土地建物賃料 (目) 電子計算機等賃料 (目) 各所修繕 (目) 自動車重量税 (目) 国民年金事務施設交付金 (目) 国有資産所在市町村交付金 (目) 郵便運送及払戻金 (項) 施設整備費 (目) 施設施工費 (目) 施設整備費 (目) 施設賃借金	2,333,049千円 303,307千円 210,093千円 105,958千円 888,677千円 48,583千円 248,006千円 36,784,548千円 7,827,807千円 1,817,382千円 1,101,019千円 38,519千円 9,520千円 15,815,109千円 13,740千円 5,853千円 18,538千円 779,684千円 10千円	公費特別法第3条等
	国民年金特別会計		18,538千円 779,684千円 10千円	
			107,929,296千円	

別表第三

(単位：円)

契約先会社名	株式会社エヌ・ティ・ ティ・データ	日本電子計算機株式会社	株式会社日立製作所			
契約内容	電気通信設備の利用	ハードウェア及び汎用ソフトウェアの賃借	ハードウェア及び汎用ソフトウェアの賃借	機器の導入、設定及び撤去	ソフトウェアの開発	
平成10年度	55,282,006,747	13,308,646,470	4,444,658,620	217,774,910	15,557,878,410	
平成11年度	56,949,721,112	15,278,562,159	4,539,632,317	158,751,524	10,002,231,347	
平成12年度	60,055,337,579	15,600,835,551	4,891,572,292	188,870,260	10,661,415,954	
平成13年度	69,187,274,875	15,863,733,879	4,554,679,721	178,150,400	12,375,213,227	
平成14年度	75,643,634,000	16,764,047,579	3,527,586,621	282,826,800	8,173,303,926	

(注) 平成9年度以前については、記録を保存していないため、平成10年度以降について整理している。

別表第四

	内 訳	金額 (千円)	積算根拠
福祉施設事業費等	記録管理システム及び基礎年金番号管理システムに係る社会保険業務センターに設置している中央処理装置等	45,204,599	年金受給者等に対するサービスの向上に資する年金相談等を行うためのハードウェア等の費用に相当する額を計上
	年金給付システムに係る社会保険業務センターに設置している中央処理装置等	16,158,786	年金受給者等に対するサービスの向上に資する年金相談等を行うためのハードウェア等の費用に相当する額を計上
	社会保険事務所等に設置している窓口装置等	13,089,483	年金受給者等に対するサービスの向上に資する年金相談等を行うための窓口装置等の費用に相当する額を計上
	年金給付システムに係るソフトウェア開発経費等	3,708,258	年金受給者等に対するサービスの向上に資する現況届の省略に対応するためのソフトウェア開発等の費用に相当する額を計上
	社会保険業務センターと社会保険事務所等を接続している通信回線等	699,322	年金受給者等に対するサービスの向上に資する年金相談等を行うための通信回線等の費用に相当する額を計上
業務取扱費	記録管理システム及び基礎年金番号管理システムに係る社会保険業務センターに設置している中央処理装置等	17,959,516	保険料の徴収等を行うためのハードウェア等の費用に相当する額を計上
	年金給付システムに係る社会保険業務センターに設置している中央処理装置等	4,483,260	年金給付等を行うためのハードウェア等の費用に相当する額を計上
	社会保険事務所等に設置している窓口装置等	3,568,295	保険料の徴収等を行うための窓口装置等の費用に相当する額を計上
	年金給付システムに係るソフトウェア開発経費等	4,494,588	年金制度改正等に対応するためのソフトウェア開発等の費用に相当する額を計上
	社会保険業務センターと社会保険事務所等を接続している通信回線等	1,330,693	保険料の徴収等を行うための通信回線等の費用に相当する額を計上

別表第五

発注した部局	発注内容	発注時期	予定価格(円)	落札価格(円)	落札業者	入札業者	財源種別
富山社会保険事務局	富山厚生年金休暇センター本館改修工事機械設備工事	平成14年8月16日	650,000,000	650,000,000	菱機工業株式会社	高砂熱学工業株式会社、北越電機株式会社、三建設工業株式会社、菱機工業株式会社、日立プラント建設株式会社、新設冷熱工業株式会社、クイック株式会社、浦安工業株式会社、東洋熱学工業株式会社、浦安工業株式会社、東芝空調株式会社、株式会社朝日工業社	厚生年金保険料
長野社会保険事務局	国民年金健康保険センターひるがみ空間設備等改修工事	平成14年9月5日	283,000,000	283,000,000	株式会社マツハンシ冷熱	金澤工業株式会社、松澤工業株式会社、株式会社マツハンシ冷熱、日本ガス工事株式会社、川崎設備工業株式会社、株式会社ソーテック、安田株式会社	国民年金保険料
鹿児島社会保険事務局	かごしま社会保険センター本館改修工事	平成14年10月3日	278,000,000	278,000,000	内村建設株式会社	株式会社清田組、株式会社前田組、株式会社植村組、神田工業株式会社、株式会社春園組、坂本建設株式会社、内村建設株式会社、阿久根建設株式会社、株式会社新生組、株式会社前田組、大塚建設株式会社	厚生年金保険料
山形社会保険事務局	米沢社会保険(仮称)職員宿舍新築工事	平成14年9月13日	174,000,000	174,000,000	置賜建設株式会社	置賜建設株式会社、太田建設株式会社、金子建設工業株式会社、那須建設株式会社、株式会社松田組、吉田建設株式会社、株式会社米住建設、羽山総合建設株式会社、大塚建設株式会社	厚生年金保険料 87,000,000円 健康保険料 87,000,000円
千葉社会保険事務局	社会保険船橋中央病院用人工呼吸器購入	平成14年12月6日	103,000,000	103,000,000	株式会社メディック	株式会社田中三誠堂、株式会社メディック	健康保険料
富山社会保険事務局	健康保険保養所ホールサメイソウなづき構築新設工事	平成14年9月30日	100,000,000	100,000,000	川田工業株式会社	昭和コンクリート工業株式会社、川田工業株式会社	健康保険料
大分社会保険事務局	別府社会保険事務所増改築工事	平成14年10月8日	76,000,000	76,000,000	光綜合工業株式会社	後藤建設株式会社、九工建設株式会社、豊田建設株式会社、株式会社利達建設、株式会社竹内内務店、株式会社和田組、三光建設工業株式会社、光綜合工業株式会社、株式会社前松建設、株式会社後藤工務店	厚生年金保険料
北海道社会保険事務局	豊別厚生年金病院二号棟車椅子対応トイレ等改修工事	平成15年2月4日	60,000,000	60,000,000	遠田建設株式会社	遠田建設株式会社、豊川建設株式会社、株式会社山本建設、北國工業株式会社、株式会社山崎建設、日興工務株式会社	厚生年金保険料
京都社会保険事務局	社会保険きょうと健康管理センター用エックス線テレビ設置工事	平成15年2月27日	23,000,000	23,000,000	株式会社島津製作所	株式会社島津製作所	健康保険料
神奈川社会保険事務局	横浜船員保険病院用ヘマトロジータライザーシステム一式購入	平成15年3月14日	13,300,000	13,300,000	株式会社エル・ビー・エス	ベックマン・コールター株式会社、株式会社エル・ビー・エス	特別保険福祉事業資金

発注した部局	発注内容	発注時期	予定価格(円)	落札価格(円)	落札業者	入札業者	財源種別
北海道社会保険事務局	国民年金健康保険センターリニアバーニング用中型バス交換購入	平成15年1月9日	12,200,000	12,200,000	北海道日野自動車株式会社	北海道日野自動車株式会社	国民年金保険料
福岡社会保険事務局	福岡船員保険健康福祉センター浴槽内改善補修工事	平成15年3月14日	5,500,000	5,500,000	有限会社タク設備システム	西日本システム株式会社、株式会社山本工務店、有限会社タク設備システム、有限会社川口組、有限会社大工建設	船員保険料
茨城社会保険事務局	社会保険いばらき健康管理センター用エックス線フィルム自動現像機一式購入	平成15年2月28日	4,450,000	4,450,000	コニカメディアカル株式会社	コニカメディアカル株式会社	健康保険料
沖縄社会保険事務局	沖縄社会保険健康センター一ル補修工事	平成15年3月6日	3,300,000	3,300,000	株式会社美和建設	有限会社丸善工務、株式会社美和建設、株式会社幸和、株式会社神岡工務、株式会社西岡建設、株式会社大栄組、株式会社丸新建設、仲フライ商事株式会社、有限会社トーフ、有限会社シオカワ建設	国民年金保険料
山形社会保険事務局	健康保険山形健康管理センター一用オージオメーター一式購入	平成15年2月25日	2,610,000	2,610,000	山形小木医科器械株式会社	山形小木医科器械株式会社、株式会社コーフ	健康保険料
千葉社会保険事務局	華強及び松戸社会保険事務所庁用自動車交換購入	平成14年12月4日	2,600,000	2,600,000	千葉トヨタ自動車株式会社	千葉トヨタ自動車株式会社、トヨタビスタ南千葉株式会社	厚生年金保険料 1,300,000円 健康保険料 1,300,000円
北海道社会保険事務局	室蘭船員保険診療所用上部消化管汎用ビデオスコープ一式購入	平成15年3月10日	2,270,000	2,270,000	株式会社グラフ商会	株式会社グラフ商会	特別保健福祉事業資金
三重社会保険事務局	国民年金健康保険センターはまじま用自動車交換購入	平成15年2月24日	1,850,000	1,850,000	日産フリンズ三重販売株式会社	株式会社日産フリンズ三重販売株式会社、三重日産自動車株式会社	国民年金保険料
愛媛社会保険事務局	社会保険愛媛健康管理センター一用高圧蒸気滅菌器購入	平成15年3月5日	1,000,000	1,000,000	宇和島器械有限公司	宇和島器械有限公司	健康保険料

(注1)「予定価格」及び「落札価格」は、消費税に相当する金額を含まない金額である。
(注2)財源種別欄の「特別保健福祉事業資金」は、国民保健の向上及び老人福祉の増進を目的として国民の老後における健康の保持及び適切な医療の確保を図るため、厚生保険特別会計に一般会計からの繰入金により設置された資金であり、この資金から生じる運用利益を財源としている。

別表第六

(単位: 千円)

委 託 事 業 名	予 算 額	積 算 根 拠 等		人件費 見合い
整形外科療養委託事業	2,306,757	人件費	0	0
		義肢等製作・修理費等事業費	2,306,757	
厚生年金保養ホーム経営委託事業	34,595	人件費	34,595	34,595
厚生年金病院看護師養成所経営委託事業	164,027	人件費	164,027	164,027
厚生年金老人ホーム等健康管理事業	87,789	人件費	0	0
		謝金	75,942	
		備品・消耗品費等事業費	11,847	
年金シニアライフセミナー事業	62,693	人件費	7,007	7,007
		謝金	1,765	
		会場借料	10,166	
		テキスト代等事業費	43,755	
被保険者等の指導事業	75,538	人件費	3,504	3,504
		謝金	51,368	
		教材費	10,080	
		会場借料等事業費	10,586	
老人生きがい対策事業	61,473	人件費	3,504	3,504
		謝金	4,725	
		印刷製本費	31,349	
		会場借料等事業費	21,895	
年金相談指導員等研修事業	72,089	人件費	21,051	21,051
		謝金	4,913	
		研修旅費	38,058	
		教材費	3,098	
		研修諸費	4,969	
健康・体力づくりの啓発等事業	237,213	人件費	34,388	34,388
		謝金	4,346	
		健康情報ネットワーク システム関係経費	112,960	
		印刷製本費等事業費	85,519	

(単位:千円)

委 託 事 業 名	予 算 額	積 算 根 拠 等		人件費 見合い
障害年金受給者に対する年金相談等事業	10,525	人件費	0	0
		謝金	9,977	
		情報誌制作費	421	
		通信運搬費等事業費	127	
健康づくり事業(健康管理指導講座等の開催)	675,849	人件費	0	0
		謝金	293,564	
		旅費等事業費	382,285	
一次予防を中心とした健康づくり及び年金・保険相談等事業	313,602	人件費	2,973	2,973
		謝金	172,532	
		教材費等事業費	138,097	
社会保険(健康)センターの指導、調査等事業	33,559	人件費	1,062	1,062
		謝金	10,097	
		教材費等事業費	22,400	
国民年金事務従事者研修等事業	209,253	人件費	21,020	21,020
		謝金	17,357	
		テキスト代等	119,435	
		会場借料等事業費	51,441	
国民年金保険料口座振替促進等事業	193,251	人件費	0	0
		謝金	55,341	
		通信運搬費	76,151	
		印刷製本費等事業費	61,759	
合計	4,538,213			293,131

(注)「人件費見合い」欄には、委託事業に従事する公益法人の職員が当該事業に従事する対価として積算した人件費を計上している。

別表第七

寄附行為が行われた時期	基本財産の寄附者	寄附の金額
設立当時 (昭和53年2月)	信託銀行 8行	20,000,000円
	生命保険会社 20社	10,000,000円
小 計		30,000,000円
昭和53年度	信託協会	146,660,000円
	生命保険協会	73,340,000円
	東京銀行協会	10,000,000円
	日本自動車工業会	12,000,000円
	日本製薬団体連合会	1,500,000円
	日本証券業協会	2,000,000円
	損害保険会社 7社	1,043,000円
	百貨店 9社	1,500,000円
	生命保険会社 1社	100,000円
	個人	1,000,000円
小 計		249,143,000円
昭和54年度	信託協会	33,340,000円
	生命保険協会	16,660,000円
	地方銀行協会	2,000,000円
小 計		52,000,000円
平成4年度	運用財産からの組み入れ	5,000,000円
合 計		336,143,000円

別表第八

寄附を行った信託銀行名	寄附の金額
三井信託銀行株式会社	2,950,000円
三菱信託銀行株式会社	2,950,000円
住友信託銀行株式会社	2,950,000円
安田信託銀行株式会社	2,950,000円
東洋信託銀行株式会社	2,950,000円
株式会社大和銀行	2,950,000円
中央信託銀行株式会社	1,450,000円
日本信託銀行株式会社	850,000円
合 計	20,000,000円

別表第九

(単位:百万円)

運用受託機関名	運用受託している 運用資産額 (平成14年度末時価総額)	運用受託機関である期間
三井アセット信託銀行株式会社	2,562,348	平成14年3月～ (注) 三井アセット信託銀行株式会社は、平成12年4月に三井信託銀行株式会社と中央信託銀行株式会社が合併して設立された中央三井信託銀行株式会社から平成14年3月に会社分割により設立されたもの。三井信託銀行株式会社及び中央信託銀行株式会社は昭和61年6月から運用受託機関となっていた。
三菱信託銀行株式会社	2,713,058	昭和61年6月～ (注) 三菱信託銀行株式会社は、平成13年10月に日本信託銀行株式会社と合併した。日本信託銀行株式会社は、昭和61年6月から運用受託機関となっていた。
住友信託銀行株式会社	3,537,629	昭和61年6月～
みずほ信託銀行株式会社	2,830,850	平成12年10月～ (注) みずほ信託銀行株式会社は、平成11年10月に安田信託銀行株式会社から年金信託部門を承継した第一勧業富士信託銀行株式会社が平成12年10月に興銀信託銀行株式会社と合併し、みずほ信託銀行株式会社として設立され、平成14年4月にみずほアセット信託銀行株式会社と商号変更した安田信託銀行株式会社と、平成15年3月に合併して設立されたもの。安田信託銀行株式会社は昭和61年6月から運用受託機関となっていた。
UFJ信託銀行株式会社	1,477,781	平成14年1月～ (注) UFJ信託銀行株式会社は、平成14年1月に東洋信託銀行株式会社が商号変更したもの。東洋信託銀行株式会社は昭和61年6月から運用受託機関となっていた。
りそな信託銀行株式会社	2,093,129	平成14年10月～ (注) りそな信託銀行株式会社は、平成14年3月に株式会社大和銀行が会社分割して設立された大和信託銀行株式会社が平成14年10月に商号変更したもの。株式会社大和銀行は昭和61年6月から運用受託機関となっていた。

別表第十

賛助会員のうち現在の運用受託機関である者	会費金額
ジェー・ビー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社	20,000円
ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社	100,000円
UFJ 信託銀行株式会社	80,000円
朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	20,000円
エスジー山一アセットマネジメント株式会社	100,000円
キャピタル・インターナショナル株式会社	40,000円
興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社	40,000円
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	100,000円
シュローダー投信投資顧問株式会社	40,000円
住友信託銀行株式会社	100,000円
ステート・ストリート信託銀行株式会社	100,000円
損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社	20,000円
大和住銀投信投資顧問株式会社	100,000円
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社	20,000円
ドイチェ信託銀行株式会社	20,000円
東京海上アセットマネジメント投信株式会社	40,000円
日興アセットマネジメント株式会社	200,000円
日本トラスティ・サービス信託銀行	20,000円
野村アセットマネジメント株式会社	20,000円
パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社	100,000円
ビムコジャパンリミテッド	100,000円
フィデリティ投信株式会社	60,000円
みずほ信託銀行株式会社	60,000円
三井アセット信託銀行株式会社	60,000円
三井住友アセットマネジメント株式会社	20,000円
三菱信託銀行株式会社	100,000円
メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社	40,000円
モルガン信託銀行株式会社	20,000円
モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社	100,000円
りそな信託銀行株式会社	40,000円

別表第十一

定期購読者のうち現在の運用受託機関である者	購読金額
UFJ 信託銀行株式会社	22,500円
エスジー山一アセットマネジメント株式会社	7,500円
ステート・ストリート信託銀行株式会社	7,500円
ニッセイアセットマネジメント株式会社	7,500円
野村信託銀行株式会社	7,500円
三菱信託銀行株式会社	150,000円
りそな信託銀行株式会社	15,000円

平成十六年三月二十六日提出
質問 第四九号

普天間飛行場代替施設としての軍民共用空港
の事業主体に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

普天間飛行場代替施設としての軍民共用空
港の事業主体に関する質問主意書

普天間基地は、日米両政府のいわゆるSACO
合意の「五年ないし七年以内の返還」が実現されな
いまま、合意から七年以上が経過した。

私は、普天間基地返還に関するSACO合意は
実質的に「破綻」したものと考えている。危険な普
天間基地は、一刻も早く閉鎖もしくは海外に移設
すべきである。

稲嶺恵一沖縄県知事は、普天間基地の県内移設
を容認し、普天間基地の移設に当たって整備すべ
き条件として、代替施設の十五年の使用期限及び
軍民共用空港を提示した。稲嶺沖縄県知事は、政
府に対し、「代替施設は、民間航空機が就航でき
る軍民共用空港とし、将来にわたって地域及び県
民の財産となり得るものであること。」を主張し、
政府は平成十一年十二月二十八日、普天間飛行場
の移設に係る政府方針を閣議決定し、普天間飛行
場代替施設について、「普天間飛行場代替施設(以
下「代替施設」という)については、軍民共用空港
を念頭に整備を図ることとし、米国とも緊密に協
議しつつ、以下の諸点を踏まえて取り組むことと
する。」ことを明らかにした。

ところが、その軍民共用空港の事業主体は国な
のか沖縄県なのか、どちらが事業主体になるべき
かで沖縄県と政府との間で事業主体をめくり意見
が異なっていたが、政府が、平成十五年十二月十
六日、防衛施設庁が事業主体と公表し、事業主体
問題は結着した。

政府は、従来防衛庁設置法第五条第十九項を根
拠に軍民共用空港民間部分の事業主体にはなれな
いと言明し、今回は同法同条項を根拠に防衛施設
庁が事業主体になれるという結論を導き出した。
普天間飛行場代替施設の事業主体についての政府
決定は、関係法令を無視し、法治行政に反するも
のである。政府は、普天間飛行場代替施設を早期
に建設せんが為に法解釈の「手品師」に変身した、
と批判せざるを得ない。

以下、質問する。

一 政府は、稲嶺沖縄県知事が普天間飛行場の移
設に当たって整備すべきと提示している軍民共
用空港は、いかなる法律に基づく空港と定義づ
けられていると理解しているのか、軍民共用空
港の定義と法律上の根拠を明らかにされたい。

二 政府は、米軍普天間飛行場代替施設として稲
嶺沖縄県知事が提示する軍民共用空港の民間部
分について、防衛施設庁が事業主体になるとの
見解を公表しているが、防衛施設庁が事業主体
であるとする法律上の根拠を明らかにされたい。
い。

尚、防衛施設庁が事業主体になるということ
は、軍民共用空港の設置・管理者になるという
ことが明らかにされたい。

三 マスコミ等の報道によると、政府が米軍普天
間飛行場代替施設である軍民共用空港の民間部
分を防衛施設庁が事業主体たり得るとする根拠
として、防衛庁設置法第五条第十九項を挙げて
いる。

防衛庁設置法第五条第十九項は、「条約に基
づいて日本国にある外国軍隊(以下、この条に
おいて「駐留軍」という)の使用に供する施設及
び区域の決定、取得及び提供並びに駐留軍に提
供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還
に関すること。」と定めている。

政府は、防衛庁設置法第五条第十九項の
「... 関すること」をもって、軍民共用空港の
民間部分につき防衛施設庁が事業主体になり得
ると判断しているようであるが、前記「...
関すること」とは、日米安保条約に基づき駐留
軍の使用に供する施設及び区域の「決定」「取得」
「提供」並びに駐留軍に提供した施設及び区域の
使用条件の「変更」「返還」に「関すること」を防衛
施設庁の所掌事務と定めたものと解釈すべきで
あり、駐留軍の施設及び区域に「関すること」と
解釈できないことは一見明白と考えるが、政府
の見解を明らかにされたい。

四 わが国において米軍と民間航空会社が共同使
用している空港はどこか明らかにされたい。ま
た、その空港に適用されている法令及びその空
港において軍が使用する地域、民間が使用する
地域の各設置・管理者を明らかにされたい。

五 普天間飛行場の移設に係る政府方針(平成十
一年十二月二十八日閣議決定)でいう、軍民共
用空港と共同使用空港とは同じ法令上の根拠に
基づく、同じ概念の空港を指すのか明らかにさ
れたい。

六 稲嶺沖縄県知事の提示を受け、普天間飛行場
の移設に係る政府方針(平成十一年十二月二十
八日閣議決定)で整備を図ると政府が決めた軍
民共用空港は、空港整備法に基づき整備される
空港に該当するか明らかにされたい。

また、右軍民共用空港には航空法(昭和二十
七年七月十五日法律第二三二号)は適用される
のか明らかにされたい。

七 防衛施設庁が事業主体となつて建設されてい
る軍民共用空港の管理は建設後沖縄県に委ねら
れるのか。もし、管理を沖縄県に委ねるとする
といかなる法的根拠に基づくのか明らかにされ
たい。

八 軍民共用空港には、航空法が適用される部分
と「日米安保条約第六条に基づく航空法の特例
法」が適用される部分に分かれるのか、もし前
記両法に適用法が分かれるとすると軍民共用空
港の滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンなど
両法の適用される部分を区分けして明らかにさ
れたい。

また、軍民共用空港の民間空港部分における
着陸料等の使用料はいかなる法律に基づき、誰
が徴収するのか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五九第四九号
平成十六年四月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出普天間飛行場代替
施設としての軍民共用空港の事業主体に関する質
問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出普天間飛行場代
替施設としての軍民共用空港の事業主体に
関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「軍民共用空港」は、法令上の用語で
はなく、沖縄県知事が平成十一年十一月に示し
た「代替施設は、民間航空機が就航できる軍民
共用空港とし、将来にわたって地域及び県民の
財産となり得るものであること」との考え方を
受け、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」
(平成十一年十二月二十八日閣議決定。以下「政
府方針」という)において用いたものである。
すなわち、政府方針において、普天間飛行場
代替施設(以下「代替施設」という)について
は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力

及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。)に基づき我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊(以下「合衆国軍隊」という。)の使用に供している普天間飛行場の「移設に伴う機能及び民間飛行場としての機能の双方の確保を図る」という意味で、「軍民共用空港を念頭に整備を図る」としたものである。

二について
代替施設の建設については、民間飛行場としての機能にのみ供される施設の設置が予定されている区域(以下「民間区域」という。)を含め、防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第五号第十九号及び第四十二号の規定に基づき防衛施設庁が行うこととしている。

お尋ねの「軍民共用空港の設置・管理者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、代替施設の建設に当たり必要とされる環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)等の定める手続については、防衛施設庁が行うこととしている。また、代替施設の管理の在り方については、今後、関係機関と協議を行いつつ検討することとしている。

三について
防衛施設庁は、防衛庁設置法第四十二号において、同法第五号第十九号に掲げる事務をつかさどるとされ、同号に掲げる事務については、「条約に基づいて日本国にある外国軍隊(以下この条において「駐留軍」という。)の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関する」と規定されているところ、その範囲については、同号に規定する施設

及び区域の「決定、取得及び提供」そのものではなくとも、これらの遂行に密接なかわりのある事務も同号の事務の範囲に含まれるものと解している。

民間区域は合衆国軍隊の使用に供する施設及び区域そのものではないが、一について述べた沖縄県知事の考え方を受けて軍民共用空港を念頭に整備を図ることとしたという経緯を踏まえれば、代替施設の建設においては民間区域の建設が不可欠の前提となつておりと認められ、民間区域も含め代替施設全体が不可分一体のものとして扱われるものであることから、民間区域の建設についても同号の事務に含まれるものと考えている。

四について
お尋ねの「共同使用」がどのような使用形態のものを指すのか必ずしも明らかではないが、現在、日米地位協定第二条一に基づき我が国がアメリカ合衆国に提供している施設及び区域のうち合衆国軍隊の航空機が配備されている飛行場で我が国の民間航空機の定期便(以下「民間定期便」という。)が乗り入れてるものを指すとすれば、これに該当するのは、三沢飛行場である。

三沢飛行場については、日米地位協定を実施するため、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律(昭和二十七年法律第百十号)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律

(昭和二十七年法律第二百三十二号。以下「特例法」という。)等が適用される。

三沢飛行場は空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)に基づく空港として指定されておらず、また、特例法第一項の規定に基づき航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三十八条第一項の規定は適用されないもので、お尋ねの「設置・管理者」とは、これらの法律にいう「設置」及び「管理」ではなく、一般的な意味で同飛行場を設置し管理している者を問うものであると解してお答えすると、同飛行場の施設については政府が設置し、合衆国軍隊が日米地位協定第三条に基づき管理しており、また、民間定期便が同飛行場に乗り入れるため使用されている右施設以外のエプロン、航空旅客ターミナル等については国土交通省東京航空局及び民間事業者が設置及び管理を行っている。

五から八までについて
代替施設については、日米地位協定に基づき合衆国軍隊の使用に供され、民間航空機が乗り入れることができるという点においては、四について述べた三沢飛行場と同様のものとなると考えている。

代替施設を空港整備法に基づく空港として指定し、整備することは考えていない。

代替施設のうち、合衆国軍隊の使用に供する区域については特例法第一項の規定に基づき航空法第三十八条第一項の規定は適用されず、また、民間区域についてもそのみでは飛行場としての機能を有しないものが予定されていることから同規定は適用されないと解している。

代替施設の管理及び運営の在り方、代替施設に設置される個々の施設に対する関係法令の具体的な適用等に係るその他のお尋ねについて

は、今後関係機関と協議しつつ検討することとしているため、お答えする段階にはない。

平成十六年三月三十一日提出
質 問 第 五 三 号

第一五九国会に政府が提出した国民年金法等の一部を改正する法律案に関する質問主意書

提出者 城島 正光

第一五九国会に政府が提出した国民年金法等の一部を改正する法律案に関する質問主意書

附則第二第三項は、「政府は、前項の措置を講ずる場合には、給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。」と規定しているが、係る所要の措置を講じた場合、給付水準が附則第二第一項が規定する百分の五十を下回ることとなる場合があるという解釈は誤りであるというのが内閣の見解か。

二 附則第二第三項によれば、附則第二第一項が規定する「百分の五十を上回ることとなるような給付水準」を確保するため、保険料が一・八・三からさらに上がる可能性があるという解釈は誤りであるというのが内閣の見解か。

三 坂口厚生労働大臣は平成十六年三月五日の衆議院予算委員会において、将来的に負担を一・八・三より上げることがあるかという民主党議員の質問に対して「保険料だけではなく税の問題もあるだろう。」と答弁されているが、これは内閣としての見解か。

右質問する。

内閣衆質一五九第五三号
平成十六年四月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員城島正光君提出第一五九国会に政府が提出した国民年金法等の一部を改正する法律案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員城島正光君提出第一五九国会に政府が提出した国民年金法等の一部を改正する法律案に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの国民年金法等の一部を改正する法律案以下「法案」という。附則第二条は、同条第一項において、国民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)による年金たる給付及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号)による年金たる保険給付について、同項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額とを合算して得たる額の同項第三号に掲げる額に対する比率が百分の五十を上回るようになる給付水準を将来にわたり確保するものとする規定している。その上で、同条第二項において、少なくとも五年ごとに行う国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政の現況及び見通しの作成に当たり、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に当該比率が百分の五十を下回ることが見込まれる場合には、同条第一項の規定の趣旨にのっとり、調整期間の終了について検討を行い、その終了等の措置を講ずるものとする規定しており、この同条第二項に規定する措置により当該比率について百分の五十を上回る水準を維持しつつ同条第三項の規定により給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の

措置を講ずることとなる。

当該所要の措置は、同条第一項の規定の趣旨を踏まえつつ、その時点における経済社会の動向を総合的に勘案した上で講ずるものであり、現時点でその内容を特定しているものではなく、また、その内容については法改正を伴うものであることから、当該所要の措置を講ずることによって特定の状況が生ずるか否かについて、現時点で政府としてお答えすることは困難である。

二について

法案附則第二条第三項に規定する所要の措置は、同条第二項に規定する措置を講ずる場合において、同条第一項の規定の趣旨を踏まえつつ、その時点における経済社会の動向を総合的に勘案した上で講ずるものであり、現時点でその内容を特定しているものではなく、また、その内容については法改正を伴うものであることから、当該所要の措置を講ずることによって特定の状況が生ずるか否かについて、現時点で政府としてお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの答弁は、特定の施策を念頭において述べたものではなく、法案附則第二条第三項の規定による検討が、経済社会の動向を総合的に勘案して様々な観点から行われるべきものであるという趣旨を述べたものであり、これは、法案を閣議決定した内閣の見解と相違するものではない。

平成十六年四月一日提出
質問 第五八号

年金積立金の運用に関する質問主意書

提出者 内山 晃

年金積立金の運用に関する質問主意書

年金積立金は現在、約一五〇兆円にも及ぶ巨額な資産となっている。その運用は厚生労働大臣が、分散投資の考え方に基き基本ポートフォリオを定め国内債券、国内株式、外国債券、外国株式、短期資産で行っている。具体的には債券・株式運用とも長期的に市場平均の収益率を確保するという運用方針に基づき、年金資産運用基金が民間運用機関に委託し運用を管理している。

年金積立金は被保険者の利益のためにあることはいうまでもないが、その運用は市場への影響を留意しつつ安全・確実を確保しなければならぬ。

従つて次の事項について質問する。

一 年金資金運用基金が年金積立金の約九割を民間運用機関三四社に委託しているが、その額、三四社の名称、基金が各会社を支払っている手数料、三四社への天下りの有無・実態について答弁されたい。併せて市場平均の収益率を下回った場合の責任は誰に帰するのか答弁されたい。

右質問する。

内閣衆質一五九第五八号
平成十六年四月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員内山晃君提出年金積立金の運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員内山晃君提出年金積立金の運用に関する質問に対する答弁書

平成十四年度末現在における、厚生労働大臣から年金資金運用基金(以下「基金」という。)に寄託された年金積立金に係る運用受託機関(以下「運用

受託機関」という。)の名称、運用資産額及び同年度の運用手数料の額は、別表のとおりである。

お尋ねの「天下りの有無・実態」とは国家公務員の退職後における再就職の状況を指すと考えられるところ、これは公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が把握すべき立場にはないが、厚生労働省において、協力が得られる運用受託機関に対して調査したところ、同省(旧厚生省を含む。)の職員で本省企画官相当職以上で退職した者のうち、運用受託機関に在籍しているものは、平成十六年二月末現在で一人であるとの報告を得ている。

また、基金が行う年金積立金の運用に関する責任については、年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)の規定に基づき、基金は、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)の規定に基づき同大臣が定める積立金の運用に関する基本方針に沿つて、同大臣から寄託された年金積立金を適切に運用する責任を有しており、同大臣は、基金を適切に監督する責任を有している。

さらに、今後の年金積立金の運用については、専門性を徹底し、責任の明確化を図る観点から、基金を廃止し、新たに年金積立金の管理及び運用を行う専門機関として年金積立金管理運用独立行政法人を設立し、同法人が自ら債券、株式等の資産構成割合を定めることとしており、そのため「年金積立金管理運用独立行政法人法案」を今国会に提出しているところである。

なお、年金積立金の運用は、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うこととしていて、一時点の状況をもって評価するのではなく、長期的な観点から評価する必要があると考えている。

別 表

(単位：百万円)

運 用 受 託 機 関 の 名 称	運 用 資 産 額	運 用 手 数 料
住友信託銀行株式会社	3,537,629	2,438
みずほ信託銀行株式会社	2,830,850	698
三菱信託銀行株式会社	2,713,058	2,200
三井アセット信託銀行株式会社	2,562,348	1,018
りそな信託銀行株式会社	2,093,129	553
興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社	1,568,603	917
パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社	1,521,970	358
UFJ 信託銀行株式会社	1,477,781	1,523
ステート・ストリート信託銀行株式会社	1,427,301	448
ドイチェ信託銀行株式会社	1,056,941	674
パークレイズ日興グローバル・インベスターズ株式会社	949,134	162
三井住友アセットマネジメント株式会社	902,797	805
野村アセットマネジメント株式会社	835,633	652
シティトラスト信託銀行株式会社	643,051	797
モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社	590,648	113
ニッセイアセットマネジメント株式会社	493,170	561
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	330,359	428
日興アセットマネジメント株式会社	230,120	177
ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社	165,526	231
シュローダー投信投資顧問株式会社	149,860	250
ビムコジャパンリミテッド	147,557	198
アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社	142,744	111
野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社	142,200	145
朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	100,670	60

ドイチエ・アセット・マネジメント株式会社	93,050	206
東京海上アセットマネジメント投信株式会社	77,271	140
明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社	69,868	74
モルガン信託銀行株式会社	46,265	121
メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社	37,989	86
エスジー山一アセットマネジメント株式会社	34,947	73
ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社	18,080	45
大和住銀投信投資顧問株式会社	16,836	43
損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社	14,392	39
UFJアセットマネジメント株式会社	14,283	38

(注) 運用資産額は、平成14年度末の時価総額である。

平成十六年四月二日提出
質問 第六五号

年金の健全な運用に関する質問主意書

提出者 橋本 清仁

年金の健全な運用に関する質問主意書
厚生労働省は、年金加入者や受給者の福祉増進のためという名目で、大規模保養施設(グリーンピア)等を建設運営してきた。しかしながら、これらの事業は必ずしも効率的・効果的であるとはいえないものであった。

国民の年金に対する不信を増長させないためにも、これらの取り組みの検証をするのは急務であると考え。

したがって、次の事項について質問する。

大規模保養施設(グリーンピア)について

(1) 各施設を運営委託されていた団体の経理状況について答弁されたい。

(2) 各施設を維持管理するためのランニングコストについて答弁されたい。

(3) 各施設を管理運営していた団体の役員のうち、官僚出身者を答弁されたい。

(4) 各施設の建設にかかった費用(土地の取得費、建設費、修繕費等)を答弁されたい。

右質問する。

内閣衆質一五九第六五号

平成十六年四月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員橋本清仁君提出年金の健全な運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員橋本清仁君提出年金の健全な運用に関する質問に対する答弁書

(1)について

大規模年金保養基地(以下「保養基地」という。)の運営の委託を受けた団体(いずれも財団法人)に係るお尋ねの「経理状況」については、何を指すのか必ずしも明らかではないが、各財団法人の収支計算書、貸借対照表等の財務書類について、直近の平成十四年度(同年度末前に解散した財団法人については、解散した年度及びその前年度)のものは、別添一から別添十までのとおりである。

(2)について

お尋ねの「各施設を維持管理するためのランニングコスト」とは厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び国民年金特別会計から支出した各保養基地の資産を維持管理するための費用(以下「維持管理費」という。)の累計額を指すと考えるが、平成十四年度末現在における維持管理費の累計額は、別表第一のとおりである。

(3)について

公務員の退職後における再就職の状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が把握すべき立場にはないが、厚生労働省において、各財団法人の協力を得て調査したところ、各財団法人に役員として在籍している者のうち、厚生労働省(旧厚生省(都道府県の保険主管課(部)及び国民年金主管課(部)を含む。))を含む。)の職員で本省企画官相当職以上で退職したものは、平成十五年十月一日現在、財団法人年金保養協会の役員三人(うち常勤一人)である。

(4)について

お尋ねの「各施設の建設にかかった費用(土地の取得費、建設費、修繕費等)」とはそれらの累計額を指すと考えるが、平成十四年度末現在における各保養基地の建設に要した費用の累計額は、別表第二のとおりである。

() ()

(別添一)

第1表

平成14年度収支計算書総括表

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(単位:円)

(財) 年金保養協会

平成14年度 財務書類

(注) ・大沼基地

・津南基地

・三木基地

・指宿基地

の各基地を運営

科 目	合 計	一般会計	大規模年金保養基地 特別会計	共同事業 特別会計	内部消去
I 収入の部					
基本財産運用収入	2,476,116	2,476,116	0	0	0
事業収入	3,586,378,477	0	3,586,431,100	0	△ 52,623
業務委託収入	22,757,143	0	0	22,757,143	0
負担金収入	7,936,189	0	0	13,852,379	△ 5,916,190
雑収入	68	7,163,942	0	60	△ 7,163,934
固定資産売却収入	157,294,000	0	157,294,000	0	0
その他投資資産売却収入	10,807,972	9,253,972	1,554,000	0	0
当期収入合計(A)	3,787,649,965	18,894,030	3,745,279,100	36,609,562	△ 13,132,747
前期繰越収支差額	△ 266,442,982	556,606,448	△ 815,541,107	△ 7,508,323	
収入合計(B)	3,521,206,983	575,500,478	2,929,737,993	29,101,239	△ 13,132,747
II 支出の部					
事業費	3,642,607,002	1,161,246	3,620,591,726	33,934,154	△ 13,080,124
管 理 費	34,571,001	13,836,092	19,116,766	1,668,766	△ 52,623
法人税等	306,600	0	306,600	0	0
固定資産取得支出	14,807,725	0	14,807,725	0	0
その他投資資産購入・支出	3,554,822	1,699,917	1,954,905	0	0
借入金返済支出	27,462,962	0	27,462,962	0	0
当期支出合計(C)	3,723,410,112	16,697,255	3,694,242,684	35,602,920	△ 13,132,747
当期収支差額(A)-(C)	64,239,853	2,196,775	61,036,416	1,006,662	0
次期繰越収支差額(B)-(C)	△ 202,203,129	558,803,223	△ 754,504,691	△ 6,501,661	0
内部取引消去					
負担金収入と管理費(共同事業繰入金)を消去					5,916,190円
事業収入(受取利息)・雑収入(受取利息)と事業費(支払利息)・管理費(支払利息)を消去					7,216,557円

第2表

平成14年度 正味財産増減計算書格括表

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(単位:円)

科 目	合 計	一般会計	大規模年金給付基金 特別会計	共同事業特別会計
I 増加の部				
資産増加額	122,160,867	3,896,692	117,267,513	1,006,662
負債減少額	133,348,262	0	133,348,262	0
増加額合計	255,609,129	3,896,692	250,605,775	1,006,662
II 減少の部				
資産減少額	257,718,204	21,195,180	236,523,024	0
負債増加額	128,318,909	0	128,318,909	0
減少額合計	386,037,113	21,195,180	364,841,933	0
当期正味財産増加(△減少)額	△ 130,527,984	△ 17,298,488	△ 114,236,158	1,006,662
前期繰越正味財産額	384,016,081	1,157,758,492	△ 765,234,088	△ 7,508,323
期末正味財産合計額	253,488,097	1,140,460,004	△ 880,470,246	△ 6,501,661

第3表

平成14年度 貸借対照表格括表

平成15年3月31日現在

(単位:円)

科 目	合 計	一般会計	大規模年金給付基金 特別会計	共同事業 特別会計	内部取引消去
I 資産の部					
流動資産	277,535,354	4,513,608	277,515,804	300,813	△ 4,794,871
固定資産	672,681,470	581,656,781	91,024,689	0	0
基本財産	515,500,000	515,500,000	0	0	0
その他固定資産	157,181,470	66,156,781	91,024,689	0	0
特別会計	0	660,289,615	0	0	△ 660,289,615
資産合計	950,216,824	1,246,460,004	368,540,493	300,813	△ 665,084,486
II 負債の部					
流動負債	439,380,016	106,000,000	335,141,833	3,033,054	△ 4,794,871
固定負債	257,348,711	0	257,348,711	0	0
一般会計	0	0	656,520,195	3,769,420	△ 660,289,615
負債合計	696,728,727	106,000,000	1,249,010,739	6,802,474	△ 665,084,486
III 正味財産の部					
正味財産	253,488,097	1,140,460,004	△ 880,470,246	△ 6,501,661	0
負債及び正味財産合計	950,216,824	1,246,460,004	368,540,493	300,813	△ 665,084,486

(注) 1. 資産の部「特別会計」と負債の部「一般会計」とは、内部の債権・債務であるので、貸借対照表格括表の合計では相殺して表示している。

2. 資産の部の流動資産の「未収金」と負債の部の流動負債の「未払金」は、内部の債権・債務4,794,871円を含んでいるので、貸借対照表格括表の合計では相殺して表示している。

第4表 平成14年度 財産目録
平成15年 3月31日現在

資産の部	科 目	金額
(単位:円)		
【流動資産】	現金、約款外	277,635,354】
	当行外、15銀行	42,011,449
	当日本旅客鉄道(株)外	53,439,653
	3月31日現在宿泊客分	113,785,732
	煙草、タバコ土産品外	9,033,138
	調理材料(肉・野菜等)	6,760,404
	重油・消耗品・事務用品外	14,129,943
	基地職員社会保険料等立替外	19,468,120
	損害保険料、事務所賃借料の前払い	938,223
	【	17,968,692
【固定資産】	当行外、3銀行	672,681,470】
	当行外、中央三井信託銀行	515,500,000)
	当行外	475,500,000
	当行外	20,000,000
	当行外	20,000,000
	当行外	157,181,470)
	当行外	19,326,515
	当行外	1,904,782
	当行外	37,584,299
	当行外	2,244,088
【固定負債】	当行外	12,463,254
	当行外	25,649,291
	当行外	50,541,858
	当行外	3,045,274
	当行外	1,749,917
	当行外	2,672,192
	当行外	【
	当行外	950,216,824
	当行外	439,380,016】
	当行外	139,200,580
【流動負債】	当行外	186,704,874
	当行外	1,858,400
	当行外	5,309,562
	当行外	306,600
	当行外	106,000,000
	当行外	257,348,711】
	当行外	257,348,711
	当行外	【
	当行外	696,728,727
	当行外	253,488,097

第5表 平成14年度 一般会計収支計算書
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

科 目	予算額	決算額	差異	備考
(単位:円)				
I 収入の部				
基本財産運用収入	1,532,000	2,476,116	△ 944,116	
基本財産利息配当金収入	1,532,000	2,476,116	△ 944,116	
雑収入	9,500,000	7,163,942	2,336,058	
雑収入	9,500,000	7,163,942	2,336,058	
その他投資収入・売却収入	0	9,253,972	△ 9,253,972	
雑収入	0	9,253,972	△ 9,253,972	
当期収入合計(A)	11,032,000	18,894,030	△ 7,862,030	
前期繰越収支差額	556,606,448	556,606,448	0	
収入合計(B)	567,638,448	575,500,478	△ 7,862,030	
II 支出の部				
事業費	1,200,000	1,161,246	38,754	
文化福祉事業費	1,200,000	1,161,246	38,754	
管理費	19,886,000	13,836,092	6,029,908	
報酬及び給料手当	3,297,000	2,728,399	568,601	
法定福利料	352,000	309,798	42,202	
光熱水費	1,800,000	2,666,908	△ 866,908	
雑費	200,000	95,618	104,382	
雑費	287,000	473,806	△ 186,806	
雑費	10,585,000	5,090,120	5,474,880	
その他雑費	3,365,000	2,471,443	893,557	
その他投資購入・支出	0	1,699,917	△ 1,699,917	
雑支出	0	1,699,917	△ 1,699,917	
当期支出合計(C)	21,066,000	16,697,255	4,368,745	
当期収支差額(A)-(C)	△ 10,034,000	2,196,775	△ 12,230,775	
次期繰越収支差額(B)-(C)	546,572,448	558,803,223	△ 12,230,775	

第 6 表

平成14年度 一般会計正味財産増減計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額	金 額
I 増加の部		
資産増加額		
当期収支差額	2,196,775	
敷金増加額	1,699,917	3,896,692
負債減少額	0	0
増加額合計		3,896,692
II 減少の部		
資産減少額		
建物付属設備除却額	3,523,928	
敷金減少額	9,253,972	
減価償却額	8,417,280	21,195,180
負債増加額	0	0
減少額合計		21,195,180
当期正味財産減少額		△ 17,298,488
前期繰越正味財産額		1,157,758,492
期末正味財産合計額		1,140,460,004

第 7 表

平成14年度 一般会計貸借対照表

平成15年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	金 額
I 資産の部		
1 流動資産		
現金及び預金	315,791	
未収金	4,197,817	
流動資産合計		4,513,608
2 固定資産		
基本財産		
定期預金	475,500,000	
貸付債権	20,000,000	
有価証券	20,000,000	
基本財産合計	515,500,000	
その他の固定資産		
構築物	28,777,437	
工具器具備品	6,279,245	
土地	28,707,408	
電話加入権	692,774	
金	1,699,917	
その他の固定資産合計	66,156,781	
固定資産合計	581,656,781	
3 特別会計		
基地事業特別会計	656,520,195	
共同事業特別会計	3,769,420	
特別会計合計	660,289,615	
資産合計		1,246,460,004
II 負債の部		
1 流動負債		
短期借入金	106,000,000	
流動負債合計		106,000,000
負債合計		106,000,000
III 正味財産の部		
正味財産		1,140,460,004
(うち基本金)		(515,500,000)
(うち当期正味財産減少額)		(△ 17,298,488)
負債及び正味財産合計		1,246,460,004

計 算 書 類 に 対 す る 注 記

1. 重要な会計方針

① 有価証券の評価基準及び評価方法について

有価証券……移動平均法による原価基準を採用している。

② 固定資産の減価償却について

有形固定資産……定率法により減価償却を実施している。

③ 資金の範囲について

資金の範囲には、現金・預金、売掛金、未収金、未収収益、立替金、前渡金、前払費用、仕入金、短期貸付金、貸倒引当金、その他流動資産、買掛金、未払金、未払費用、支払金、前渡金、前収収益、預り金、便当金、貸倒引当金、短期借入金、その他流動負債、前払金、前渡金、前収収益、共同事業特別会計勘定、貸倒引当金を含んでいる。

なお、前期未及び当期未償還は、下記4に記載するとおりである。

④ 消費税の会計処理について

消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

⑤ 計算書類の様式の変更について
平成14年7月23日寄附行の決定により、公益法人会計基準を全面的に採用し、計算書類の様式を変更した。

2. 基本財産の増減及びその残高は、次のとおりである。

科目	前期未償還	当期増加額	当期減少額	当期未償還
固定資産	475,500,000	0	0	475,500,000
流動資産	20,000,000	0	0	20,000,000
負債	20,000,000	0	0	20,000,000
合計（基本財産）	515,500,000	0	0	515,500,000

3. 定期預金450,000,000円は短期借入金106,000,000円（借入限度額450,000,000円）の担保に供している。

4. 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

科目	前期未償還	当期未償還
現金	8,642,202	315,791
未収金	3,924,758	4,197,817
共同事業特別会計	700,983,528	656,520,195
共同事業特別会計	5,053,960	3,769,420
合計	718,808,448	664,803,223
短期借入金	162,000,000	106,000,000
合計繰越収支差額	162,000,000	106,000,000
次期繰越収支差額	556,808,448	558,803,223

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期未償還、次のとおりである。

科目	取得価額	減価償却累計額	当期未償還
建物	165,200,000	136,422,563	28,777,437
器具備品	29,836,979	23,557,734	6,279,245
合計	195,036,979	159,980,297	35,056,682

平成14年度 大規模年金保養基地特別会計収支計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 収入の部				
事業収入	3,805,183,000	3,586,431,100	218,751,900	
施設事業収入	3,805,183,000	3,555,860,624	249,322,376	
入園料収入	41,712,000	41,627,958	84,042	
宿泊料収入	25,174,000	24,603,768	570,232	
飲食料収入	919,658,000	832,430,717	87,227,283	
炊事料収入	1,575,485,000	1,456,221,896	119,263,102	
煙草収入	35,901,000	22,314,242	13,586,758	
売店収入	21,433,000	20,393,895	1,039,105	
売店収入	301,466,000	279,932,459	21,533,531	
セミナー収入	9,746,000	8,326,041	1,419,959	
保健体育収入	253,130,000	232,791,443	20,338,557	
大浴場収入	74,792,000	90,777,681	△ 15,985,681	
スキー場収入	153,498,000	137,655,811	15,842,189	
受取手数料収入	44,641,000	43,290,856	1,350,144	
サービス料収入	209,686,000	195,604,169	14,081,831	
受取利息	129,000	57,028	71,972	
その他事業収入	138,732,000	169,832,648	△ 31,100,648	
業務委託収入	0	30,570,476	△ 30,570,476	
固定資産売却収入	180,000,000	157,294,000	22,706,000	
その他投資及び売却収入	0	1,554,000	△ 1,554,000	
当期収入合計 (A)	3,985,183,000	3,745,279,100	239,903,900	
前期繰越収支差額	△ 815,541,107	△ 815,541,107	0	
収入合計 (B)	3,169,641,893	2,929,737,993	239,903,900	

平成14年度 大規模年金保養基地特別会計正味財産増減計算書

(單位：円)

— 10 —

第 11 表 平成14年度 大規模年金保養基地特別会計貸借対照表

平成15年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金及び預金	94,834,498	
売上掛金	113,785,732	
未収金	9,630,192	
在庫品	6,760,404	
材料	14,129,943	
原価	19,468,120	
立掛金	938,223	
流動資産合計	17,968,692	
2 固定資産		
建物	19,326,515	
構築物	1,904,782	
機械及び装置	8,806,892	
運搬工具	2,244,088	
工具器具	12,463,254	
土地	19,370,046	
電線	21,834,450	
その他	2,352,500	
固定資産合計	50,000	
資産合計	2,672,192	
II 負債の部		
1 流動負債		
買掛金	139,200,580	
未払金	188,466,691	
未払金	1,856,400	
未払金	5,309,562	
流動負債合計	306,600	
2 固定負債		
退職給付引当金	335,141,833	
固定負債合計	257,348,711	
3 一般会計		
一般会計	656,520,195	
一般会計		
負債合計	656,520,195	
IV 正味財産の部		
正味財産		
うち当期正味財産減少額		
負債及び正味財産合計		

第 12 表

大規模年金保養基地特別会計

計 算 書 類 に 対 す る 注 記

1、重要な会計方針

① 固定資産の減価償却について

有形固定資産…… 定率法により減価償却を実施している。

但し、平成10年4月1日以降取得の建物については、定額法によっている。

② 引当金の計上基準について

退職給付引当金……

期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上することを原則としている。但し、退職金規定の改定があった平成13年12月15日現在において積立不足の大規模年金保養基地については、積立不足額を以下の年度末までに引当計上する。

三木、大沼大規模年金保養基地 …………… 平成17年度末

なお、平成15年3月31日現在の積立不足額は191,810,589円である。

貸倒引当金…… 貸倒見限り高を計上する。

③ 資金の範囲について

資金の範囲には、現金・預金、売掛金、未収金、未収収益、立替金、前払金、前払費用、仮払金、短期貸付金、貸倒引当金、その他流動資産勘定、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、前受金、前受収益、預り金、仮受金、貸与引当金、短期借入金、その他流動負債勘定、一般会計勘定を合

なお、前期期末及び当期期末高は、下配2に記載するとおりである。

④ 消費税の会計処理について

消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

⑤ 計算書類の様式の変更について

平成14年7月23日審判行為の変更により、公益法人会計基準を全面的に採用し、計算書類の様式を変更した。

2、次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	148,457,424	94,834,498
現金掛収	189,311,304	113,785,732
現金替	7,952,987	9,630,192
現金立	5,359,041	938,223
現金前	20,069,134	17,968,692
現金引当	△ 1,212,957	0
現金引当計	369,936,913	237,157,337
現金掛引	173,948,638	139,200,580
現金掛引計	289,322,435	188,486,691
現金掛引受り	5,606,284	1,858,400
現金掛引受り計	15,252,135	5,309,562
現金掛引受り等	365,000	306,600
現金掛引受り等計	700,983,528	656,520,195
現金掛引受り等計	1,185,478,020	991,662,028
次期繰越収支差額	△ 815,541,107	△ 754,504,691

3、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	65,970,174	46,643,659	19,326,515
建物付属設備	10,311,388	8,406,606	1,904,782
構築物	49,705,690	40,898,828	8,806,862
構築物及び運搬具	21,861,562	19,617,474	2,244,088
構築物及び運搬具	160,909,248	148,445,994	12,463,254
構築物及び運搬具	214,886,011	195,515,965	19,370,046
構築物及び運搬具	523,644,073	459,528,526	64,115,547

第 13 表

平成 14 年度 共同事業特別会計収支計算書

平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	増減	備考
I 収入の部				
事業収入	1,000,000	0	1,000,000	
事業委託収入	28,000,000	22,757,143	5,242,857	
負担金収入	14,762,000	13,852,379	909,621	
雑収入	1,000,000	60	999,940	
雑収入	1,000,000	60	△ 60	
雑収入	1,000,000	0	1,000,000	
当期収入合計 (A)	44,762,000	36,609,582	8,152,418	
前期繰越収支差額	△ 7,508,323	△ 7,508,323	0	
当期収入合計 (B)	37,253,677	29,101,259	8,152,418	
II 支出の部				
事業支出	38,378,000	33,934,154	4,443,846	
事業支出	11,278,000	7,607,139	3,670,861	
事業支出	9,459,000	4,487,818	4,971,182	
事業支出	500,000	381,197	118,803	
事業支出	0	1,768,306	△ 1,768,306	
事業支出	1,319,000	969,818	349,182	
事業支出	27,100,000	26,327,015	772,985	
事業支出	1,800,000	986,398	813,602	
事業支出	600,000	760,143	△ 160,143	
事業支出	1,700,000	3,428,571	△ 1,728,571	
事業支出	10,500,000	10,037,550	462,450	
事業支出	12,000,000	9,499,657	2,500,343	
事業支出	700,000	1,614,696	△ 914,696	
事業支出	4,700,000	1,668,766	3,031,234	
事業支出	3,753,000	1,333,454	2,419,546	
事業支出	200,000	47,809	152,191	
事業支出	647,000	234,880	412,120	
事業支出	100,000	52,623	47,377	
当期支出合計 (C)	43,078,000	35,602,920	7,475,080	
当期収支差額 (A)-(C)	1,684,000	1,006,662	677,338	
次期繰越収支差額 (B)-(C)	△ 5,824,323	△ 6,501,661	677,338	

第 14 表

平成14年度 共同事業特別会計正味財産増減計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額	金 額	金 額
I 増加の部			
資産増加額			
当期収支差額	1,006,662	1,006,662	
負債減少額	0	0	
増加額合計			1,006,662
II 減少の部			
資産減少額	0	0	
負債増加額	0	0	
減少額合計			0
当期正味財産増加額			1,006,662
前期繰越正味財産額			△ 7,508,323
期末正味財産合計額			△ 6,501,661

第 15 表

平成14年度 共同事業特別会計貸借対照表

平成15年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	金 額	金 額
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金	300,813		
流動資産合計		300,813	
資産合計			300,813
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	3,033,054		
流動負債合計		3,033,054	
2 一般会計			
一般会計	3,769,420		
一般会計合計		3,769,420	
負債合計			6,802,474
III 正味財産の部			
正味財産			△ 6,501,661
（うち当期正味財産増加額）			(1,006,662)
負債及び正味財産合計			300,813

第 16 表

共同事業特別会計

計 算 書 類 に 対 す る 注 記

1. 重要な会計方針

① 資金の範囲について

資金の範囲には、現金・預金、売掛金、未収金、未収収益、立替金、前渡金、前払費用、前払金、短期貸付金、貸倒引当金、その他流動資産勘定、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、前受金、前受収益、預り金、仮受金、賞与引当金、短期借入金、その他流動負債勘定、一般会計勘定を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

② 消費税の会計処理について

消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

③ 計算書類の様式の変更について

平成14年7月23日寄附行為の変更により、公益法人会計基準を全面的に採用し、計算書類の様式を変更した。

2. 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金 預 金	723,454	300,813
合 計	723,454	300,813
未 払 金	3,177,817	3,033,054
未 収 金	5,053,960	3,769,420
合 計	8,231,777	6,802,474
次期繰越収支差額	△ 7,508,323	△ 6,501,661

監 査 意 見 書

財団法人年金保険協会寄付行為第12条及び第16条第4項の規定に基づき、同協会の

平成14年度事業報告書、平成14年度収支計算書、正味財産増減計算書、財産目録及び

貸借対照表を監査した結果、その内容は適正であったことを認めます。

平成 15 年 6 月 9 日

財団法人年金保険協会

監 事 河 野 義



独立監査人の監査報告書

平成 15 年 6 月 6 日

財団法人 年金保養協会
理事長 山崎圭 殿

室賀博幸公認会計士事務所

公認会計士 室賀博幸



私は、財団法人年金保養協会の平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの平成 14 年事業年度の下記の計算書類について監査を行った。

配

1. 収支計算書総括表
2. 正味財産増減計算書総括表
3. 貸借対照表総括表
4. 財産目録
5. 一般会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
6. 大規模年金保養基地特別会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
7. 共同事業特別会計の収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表

この計算書類の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、財団法人年金保養協会の平成 14 年事業年度の収支及び正味財産増減の状況並びに同事業年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追加情報

計算書類に対する注記“計算書類の様式の変更について”に記載されているとおり、法人は公益法人会計基準を全面的に採用し、計算書類の様式を変更した。

財団法人年金保養協会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

参 考 資 料

財団法人 年金保養協会
第 8 6 回理事会・第 6 回評議員会 参考資料

大規模年金保養基地特別会計 損益計算書	1
同細目	2
大沼大規模年金保養基地分内訳	3
同細目	4
津南大規模年金保養基地分内訳	5
同細目	6
三木大規模年金保養基地分内訳	7
同細目	8
指宿大規模年金保養基地分内訳	9
同細目	10
本部分内訳	11
同細目	12

平成14年度大規模年金保養基地特別会計損益計算書

(大沼大規模年金保養基地)

自平成14年4月1日

自平成15年3月31日

費用の部			収益の部		
科 目	決算金額	予算金額	科 目	決算金額	予算金額
営業費用	844,381,814	704,950,000	営業収益	638,230,742	710,924,000
給 与 費	236,861,838	242,996,000	施 設 収 入	638,230,742	710,924,000
(給 与 比 率)	(37.1%)	(34.2%)			
材 料 費	149,556,658	164,827,000			
(材 料 費 比 率)	(23.4%)	(23.2%)			
経 費	244,560,318	279,852,000			
(経 費 比 率)	(38.3%)	(39.4%)			
本 部 管 理 費	13,403,000	17,275,000			
営業外費用	2,333,655	2,820,000	営業外収益	8,737,526	5,975,000
支 払 利 息	1,780,291	2,400,000	受 取 利 息	312	9,000
その他営業外費用	553,364	420,000	その他営業外収入	8,737,214	5,966,000
特 別 損 失	9,153,788	0			
固定資産除却損	0	0			
過年度退職給与 引当不足計上額	9,153,788	0			
予 備 費	0	6,500,000			
法人税・住民税及び事業税	160,000				
当 期 損 失	△ 9,060,989	2,629,000			
合 計	646,968,268	716,899,000	合 計	646,968,268	716,899,000

費用の部		収支の部	
科目	金額	科目	金額
給与費	230,861,838	施設収入	638,230,742
燃料費	149,556,656	入賃収入	0
宿泊費	9,488,201	入治収入	173,534,786
飲食料	94,651,584	会食収入	260,063,786
売店材料	159,167	収収	1,791,184
煉瓦店材料	32,846,985	入人	155,590
保健体育施設材料費	1,804,231	セミナーハウス収入	46,182,681
スキーその他材料費	2,226,566	保健体育施設収入	52,888,153
	8,369,924	大浴場利用収入	19,099,080
		スキー手数収入	27,090,170
		スリース料収入	6,114,187
		その他の営業収入	35,030,931
			14,999,943
経費	244,500,318		
消耗品	15,545,426		
燃料費	556,068		
水道水	37,893,727		
熱	38,767,731		
修繕費	3,169,740		
保安費	69,500,486		
委託費	7,838,997		
伝送料	7,935,173		
告知手数料	27,916,611		
支払却入金	2,157,480		
共同事業費	1,318,096		
その他営業費	32,370,784		
本館管理費	13,403,000		
営業費用合計	644,381,814	営業収益合計	638,230,742
営業損失	△6,151,072		
支拂利息	1,780,291	受取利息	312
減損	653,364	宅地利権収入	1,779,468
		雑収	6,957,746
営業外費用合計	2,333,656	営業外収益合計	8,737,526
経常利益	252,799		
固定資産売却損	0		
繰上償還金等引当	9,153,788		
不足計上額			
特別損失合計	9,153,788	特別利益合計	0
法人税住民税及び事業税	160,000		
費用合計	656,029,257	収益合計	646,969,268
当期損失	△9,060,989		
合計	646,969,268	合計	646,969,268

平成14年度大規模年金保養基地特別会計損益計算書(細目)

自平成14年4月1日
自平成15年3月31日

平成14年度 大規模年金保養基地特別会計損益計算書

(津南大規模年金保養基地)

自 平成 14年 4月 1日

自 平成 15年 3月 31日

費用の部			収益の部		
科 目	決算金額	予算金額	科 目	決算金額	予算金額
営業費用	1,402,671,627	1,531,678,000	営業収益	1,408,775,096	1,546,441,000
給 与 費	574,020,403	604,460,000	施設収入	1,409,775,096	1,546,441,000
(給与比率)	(40.7%)	(39.1%)			
材 料 費	382,548,566	414,336,000			
(材料費比率)	(27.1%)	(26.8%)			
経 費	416,497,658	475,303,000			
(経費比率)	(29.5%)	(30.7%)			
本部管理費	29,605,000	37,579,000			
営業外費用	2,569,828	2,213,000	営業外収益	12,859,669	10,347,000
その他営業外費用	2,569,828	2,213,000	受取利息	2,792,537	2,660,000
			その他営業外収入	10,067,132	7,687,000
特別損失	276,397	0			
固定資産除却損	276,397	0			
予備費	0	0			
法人税・住民税及び事業税	150,000	0			
当期利益	16,966,913	22,897,000			
合 計	1,422,634,765	1,556,788,000	合 計	1,422,634,765	1,556,788,000

費用の部		収益の部	
科 目	金額	科 目	金額
給 与 費	574,020,403	施設収入	1,409,775,096
材料費	382,548,566	入居料収入	7,446,862
経費	416,497,658	入居料収入	332,948,948
本部管理費	29,605,000	入居料収入	565,907,045
営業外費用	2,569,828	入居料収入	3,742,048
その他営業外費用	2,569,828	入居料収入	18,764,080
特別損失	276,397	入居料収入	129,627,024
法人税・住民税及び事業税	150,000	入居料収入	929,500
当期利益	16,966,913	入居料収入	56,059,673
合 計	1,422,634,765	入居料収入	110,565,641
		入居料収入	19,680,500
		入居料収入	83,342,038
		入居料収入	80,811,737

平成14年度大規模年金保養基地特別会計損益計算書

(三木大規模年金保養基地)

自平成14年4月1日

自平成 15 年 3 月 31 日

費用の部			収益の部		
科目	決算金額	予算金額	科目	決算金額	予算金額
営業費用	1,350,180,341	1,357,529,000	営業収益	1,394,185,470	1,400,653,000
給与費	538,168,136	586,987,000	施設収入	1,394,185,470	1,400,653,000
(給与比率)	(38.6%)	(41.9%)			
材料費	298,851,815	305,456,000			
(材料費比率)	(21.4%)	(21.8%)			
経費	483,882,390	431,050,000			
(経費比率)	(34.7%)	(30.8%)			
本部管理費	29,278,000	34,036,000			
営業外費用	1,244,517	6,000,000	営業外収益	17,080,196	11,900,000
支払利息	187,842	600,000	受取利息	71,662	0
その他営業外費用	1,056,675	5,400,000	その他営業外収入	17,008,534	11,900,000
特別損失	51,288,857	0			
固定資産除却損	105,445	0			
過年度退職給与引当不足計上額	51,163,412	0			
予備費	0	12,000,000			
法人税・住民税及び事業税	140,000	0			
当期利益	8,431,951	37,024,000			
合計	1,411,265,666	1,412,553,000	合計	1,411,265,666	1,412,553,000

[illegible]

平成14年度大規模年金保養基地特別会計損益計算書(細目)

自平成14年4月1日
自平成15年3月31日

平成14年度大規模年金保養基地特別会計損益計算書

(指宿大規模年金保養基地)

自平成14年4月1日
自平成15年3月31日

費用の部			収益の部		
科 目	決算金額	予算金額	科 目	決算金額	予算金額
営業費用	117,676,367	118,243,000	営業収益	70,869,257	120,009,000
給 与 費	52,830,200	47,120,000	施設収入	70,869,257	120,009,000
(給与比率)	(74.5%)	(39.3%)			
材 料 費	28,086,782	35,662,000			
(材料費比率)	(39.6%)	(29.7%)			
経 費	34,633,385	32,545,000			
(経費比率)	(48.9%)	(27.1%)			
本部管理費	2,126,000	2,916,000			
営業外費用	187,211	500,000	営業外収益	6,168,323	200,000
支払利息	0	500,000	受取利息	0	0
その他営業外費用	187,211		その他営業外収入	6,168,323	200,000
特別損失	90,624,608	112,326,000			
固定資産除却損	0	0			
過年度退職給与 引当不足計上額	31,411,680	0			
指宿基地閉鎖損	59,212,928	112,326,000			
予備費	0	0			
法人税・住民税及び事業税	81,600	0			
当期損失	△131,532,206	△110,860,000			
合 計	77,037,580	120,209,000	合 計	77,037,580	120,209,000

費用の部		収益の部	
科 目	金額	科 目	金額
給 与 費	52,830,200	施設収入	70,869,257
材料費	28,086,782	入国料収入	0
経費	34,633,385	入国料収入	0
本部管理費	2,126,000	入国料収入	18,370,961
営業外費用	187,211	入国料収入	35,967,851
支払利息	0	入国料収入	2,000
その他営業外費用	187,211	入国料収入	0
特別損失	90,624,608	入国料収入	5,875,827
固定資産除却損	0	入国料収入	110,100
過年度退職給与 引当不足計上額	31,411,680	入国料収入	4,140,432
指宿基地閉鎖損	59,212,928	入国料収入	181,763
予備費	0	入国料収入	681,793
法人税・住民税及び事業税	81,600	入国料収入	5,216,528
費用合計	208,569,786	入国料収入	302,002
当期損失	△131,532,206	入国料収入	
合 計	77,037,580	合 計	77,037,580

平成14年度大規模年金保養基地特別会計損益計算書(細目)
(指宿大規模年金保養基地)
自平成14年4月1日
自平成15年3月31日

平成14年度大規模年金保養基地特別会計損益計算書

(本部分)

自平成14年4月1日
自平成15年3月31日

費用の部			収益の部		
科 目	決 算 金 額	予 算 金 額	科 目	決 算 金 額	予 算 金 額
営業費用	94,776,769	81,604,000	基地受入金	74,412,000	91,806,000
給 与	45,243,364	40,792,000	大 沼 基 地	13,403,000	17,275,000
経 費	49,533,405	40,812,000	津 南 基 地	29,605,000	37,579,000
			三 木 基 地	29,278,000	34,036,000
			指 宿 基 地	2,126,000	2,916,000
			業務受託収入	30,570,476	0
営業外費用	10,794,291	14,420,000	営業外収益	4,940,486	4,874,000
支 払 利 息	10,617,837	13,720,000	受 取 利 息	4,178,658	3,600,000
その他営業外費用	176,454	700,000	その他営業外収入	761,828	1,274,000
特別損失	3,618,729	0			
固定資産除却損	0	0			
過年度退職給与引当不足計上額	3,618,729	0			
予 備 費	0	0			
法人税・住民税及び事業税	△ 225,000	365,000			
当期利益	958,173	291,000			
合 計	109,922,962	96,680,000	合 計	109,922,962	96,680,000

— 11 —

平成14年度大規模年金保養基地特別会計損益計算書(細目)
(本部分)
自平成14年4月1日
自平成15年3月31日

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
給 与	45,243,364	基地受入金	74,412,000
経 費	49,533,405	大 沼 基 地	13,403,000
消耗品費	1,050,621	津 南 基 地	29,605,000
燃料費	1,644,652	三 木 基 地	29,278,000
光熱費	5,798,644	指 宿 基 地	2,126,000
修繕費	29,769	業務受託収入	30,570,476
保安費	3,842,433		
広告宣伝費	7,150,746		
支払手数料	12,010		
減価償却費	1,267,500		
その他営業費用	0		
	1,271,938		
	27,465,092		
営業費用合計	94,776,769	営業収益合計	104,982,476
営業利益	10,205,707		
支 払 利 息	10,617,837	受 取 利 息	4,178,658
	176,454	社 宅 利 用 料 収 入	190,354
		雑 収	571,474
営業外費用合計	10,794,291	営業外収益合計	4,940,486
経 常 利 益	4,351,902		
固定資産除却損	0		
過年度退職給与引当不足計上額	3,618,729		
特別損失合計	3,618,729	特別利益合計	0
法人税・住民税及び事業税	△ 225,000		
費用合計	108,954,789	収益合計	109,922,962
当期利益	958,173		
合 計	109,922,962	合 計	109,922,962

— 12 —

(別添二)

(財) グリーンプア田老

平成14年度 財務書類

(注)・田老基地を運営

田老大規模年金保養基地

平成14年度決算書

(年次報告)

財団法人グリーンプア田老

岩 手 県

(一般会計)

収 支 計 算 書
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

科 目	予算額 A	決算額 B	差額 (A-B)	備 考
I 収入の部	円	円	円	
1 繰越金	0	0	0	特別会計より
2 受託事業収入	1,000,000	843,185	156,815	(財)年金保養協会
3 その他収入	2,000,000	86,753	1,913,247	預金利息等
当期収入合計	3,000,000	929,938	2,070,062	
前期繰越金	0	6,612,615	△ 6,612,615	
収入合計(a)	3,000,000	7,542,553	△ 4,542,553	
II 支出の部				
1 事業費	2,500,000	978,505	1,521,495	
(1) 余暇活動促進費	1,000,000	537,883	462,117	グレートボール大会 計3回
(2) 地域振興対策費	1,500,000	440,622	1,059,378	バレーボール大会 国体大会 計2回
2 予備費	500,000	0	500,000	
当期支出合計(b)	3,000,000	978,505	2,021,495	
収支差額(a)-(b)	0	6,564,048	△ 6,564,048	

正味財産増減計算書
(平成15年3月31日現在)

科 目	金	額(円)
I 増加原因の部		
1 事業収入		
受託事業収入	843,185	
2 雑収入		
利息収入	81,980	
特別会計より(消費税)	4,773	86,753
合 計		929,938
II 減少原因の部		
1 事業費		
余暇活動促進費	537,883	
地域振興対策費	440,622	
2 特別会計へ繰出金支出	0	
合 計		978,505
当期正味財産減少額		△ 48,567
前期繰越正味財産		244,612,615
期末正味財産合計額		244,564,048

貸借対照表
(平成15年3月31日現在)

科 目	金	額(円)
I 資産の部		
1 流動資産		
現金	234,559,275	
預金	4,773	
未収入金		
流動資産合計	234,564,048	
2 固定資産		
基本財産		
定期預金	10,000,000	
固定資産合計	10,000,000	
資産合計		244,564,048
II 負債の部		
1 流動負債		
負債合計		0
III 正味財産の部		
正味財産		244,564,048
(うち基本財産)		(10,000,000)
(うち別途積立金)		(228,000,000)
(うち当期正味財産減少額)		(△48,567)
(うち前期繰越正味財産額)		(6,612,615)
負債及び正味財産合計		244,564,048

財産目録
(平成15年3月31日現在)

科 目	金	額(円)
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
普通預金	8,559,275	
定期預金	226,000,000	
未収入金	4,773	
定期預金(基本財産)	10,000,000	
流動資産合計	244,564,048	
2 固定資産		
投資有価証券		
貸付信託	0	
固定資産合計		0
資産合計		244,564,048
II 負債の部		
1 流動負債		
負債合計		0
差引正味財産		244,564,048

平成14年度剰余金処分計算書

《一般会計》

○当期未処分剰余金を次のとおり処分いたします。

科 目	金 額 (円)
前期繰越剰余金	6,612,615
当期未処分損失	△ 48,567
次期繰越剰余金	6,564,048

《特別会計》

○当期未処分剰余金を次のとおり処分いたします。

科 目	金 額 (円)
前期繰越剰余金	0
当期未処分利益	1,867,418
次期繰越剰余金	1,867,418

平成15年5月27日

財団法人 グリーンプア田老
理 事 長 高 橋 洋 介

[特別会計]

損 益 計 算 書

(自平成14年4月1日至平成15年3月31日)

科 目	金 額	円
(経常損益の部) (営業損益の部)		
【純売上高】	640,724,942	640,724,942
売 上 高		
【売上原価】	3,030,841	
期首棚卸高	210,940,499	
商品仕入高	(213,971,340)	
合 計	4,934,652	209,036,688
期末棚卸高	(431,688,254)	
売上総利益	431,616,104	
【販売費及び一般管理費】	(72,150)	
営業利益		
(営業外損益の部)		
【営業外収益】	81,172	
受取利息	3,729	
受取配当金	4,600,000	
施設管理収入	2,391,427	7,076,328
雑収入		
【営業外費用】	4,600,000	4,600,000
営業外園地費		(2,548,478)
経 常 利 益		
(特別損益の部)		
【特別損失】	501,060	501,060
固定資産廃棄損		(2,047,418)
税引前当期利益		180,000
法人税等充当金		(1,867,418)
当期利益		(1,867,418)
当期未処分利益		(1,867,418)

貸借対照表
(平成15年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
現金・預金	172,721,354	買掛金	26,164,405
売掛金	125,607,683	未払金	16,933,699
棚卸品	19,918,834	仮受金	4,690,531
倉庫品	4,934,652	納税充当金	817,290
短期貸付金	776,000	未払消費税等	180,000
仮払金	2,503,020		3,542,885
有価証券	364,000		
	18,617,165		
【固定資産】	101,801,080		
(有形固定資産)	101,482,680		
建物	43,324,205	負債の部合計	26,164,405
建物付属設備	832,492	資本の部	
構築物	5,126,973	【剰余金】	
機械装置	6,092,589	別途積立金	248,358,029
車両運搬具	18,405,601	当期未処分利益	246,490,611
什器備品	27,700,820	(うち当期利益)	1,867,418
(無形固定資産)	218,400		(1,867,418)
電話加入権	218,400		
(投資等)	100,000		
出 資 金	100,000	資本の部合計	248,358,029
資産の部合計	274,522,434	負債及び資本の部合計	274,522,434

財産目録
(平成15年3月31日現在)

款	項	目	金 額	摘 要
資 産	流動資産	現金・預金	172,721,354	
		売掛金	125,607,683	
資 産	流動資産	棚卸品	19,918,834	宿泊クーポン等
		倉庫品	4,934,652	食飲材料品・タノニ
資 産	流動資産	短期貸付金	776,000	ハビソレ外等
		仮払金	2,503,020	従業員貸付金
資 産	流動資産	有価証券	364,000	芸能大金広告協賛金等
			18,617,165	中国フアンド等
資 産	固定資産	建物	101,801,080	
		建物付属設備	43,324,205	従業員宿舍等
資 産	固定資産	構築物	832,492	自動ドア等
		機械装置	5,126,973	露天風呂等
資 産	固定資産	車両運搬具	6,092,589	自動食洗機等
		什器備品	18,405,601	バス・乗用車等
資 産	固定資産	電話加入権	27,700,820	家具・電気器具等
		出 資 金	218,400	NTT 真日本
資 産	固定資産		100,000	岩手県旅館業協賛生同業組合
		資産合計	274,522,434	
負 債	流動負債	買掛金	26,164,405	
		未払金	16,933,699	食飲材料・商品仕入等
負 債	流動負債	仮受金	4,690,531	社保料・消耗品等
		納税充当金	817,290	社保料・所得税・住民税等
負 債	流動負債	未払消費税	180,000	
			3,542,885	
負 債	流動負債	負債合計	26,164,405	
		差引純財産	248,358,029	

販売費及び一般管理費
(自平成14年4月1日至平成15年3月31日)

科 目	金 額	円
役員報酬	6,135,900	
給与手当	131,717,378	
従業員賞与	14,322,000	
臨時給	33,990,475	
福利厚生費	4,313,670	
社会保険料	25,748,880	
人件費]	216,228,303	
旅費交通費	10,921,550	
公租公課	1,037,900	
消耗品費	26,512,299	
光熱費	47,291,965	
通信費	2,965,435	
交際費	1,659,766	
広告宣伝費	16,635,334	
修繕費	4,864,637	
支払保険料	7,280,130	
車輛維持費	9,684,635	
寄付金	15,000	
販売荷造運賃	1,712,610	
手数料	27,058,687	
会議費	1,746,949	
諸会費	6,352,733	
施設費	36,927,340	
園地管理費	4,281,971	
賃借料	6,902,424	
減価償却費	1,184,066	
貸倒損失	352,370	
【人件費以外経費】	215,387,801	
販売一般管理費合計	431,616,104	

平成14年度剰余金処分計算書

《一般会計》

○当期末処分剰余金を次のとおり処分いたします。

科 目	金 額 (円)
前期繰越剰余金	6,612,615
当期末処分損失	△ 48,567
次期繰越剰余金	6,564,048

《特別会計》

○当期末処分剰余金を次のとおり処分いたします。

科 目	金 額 (円)
前期繰越剰余金	0
当期末処分利益	1,867,418
次期繰越剰余金	1,867,418

平成15年5月27日

財団法人 グリーンピア田老
理事長 高 橋 洋 介

(別添三)

監 査 意 見 書

財団法人グリーンピア田老寄付行為第11条及び第17条第6項の規定に基づき、平成14年度事業報告書、14年度収支決算書、財産目録及び貸借対照表について監査した結果、その内容は適正であったことを認めます。

平成15年 5月12日

監 事 橋 田 純 一 

監 事 沼 崎 喜 一 

監 事 山 口 通 男 

(財) グリーンピア岩沼

平成14年度 財務書類

(注)・南東北基地(岩沼地区)を運営

平成14年度 決算報告書

自 平成14年 4月 1日
至 平成15年 3月31日

財団法人グリーンピア岩沼

特別一般会計収支決算書総括表

(平成15年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	合 計	一般会計	特別会計
I 収入の部			
1 営業収入	333,062,307	0	333,062,307
2 営業外収入	13,628,589	0	13,628,589
3 基本財産運用収入	18,268	18,268	0
4 雑収入	1,507	1,507	0
当期収入合計	346,710,671	19,775	346,690,896
前期繰越収支差額	▲ 82,695,874	5,430,514	▲ 88,126,388
収 入 合 計	264,014,797	5,450,289	258,564,508
II 支出の部			
1 原材料費	78,458,533	0	78,458,533
2 販売一般管理費	317,021,214	193,311	316,827,903
3 営業外費用	356,506	0	356,506
当期支出合計	395,836,253	193,311	395,642,942
当期収支差額	▲ 49,125,582	▲ 173,536	▲ 48,952,046
次期繰越収支差額	▲ 131,821,456	5,256,978	▲ 137,078,434

一般会計収支決算書

(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
I 収入の部				
1 基本財産運用収入	69,000	18,268	▲ 50,732	
基本財産利息収入	69,000	18,268	▲ 50,732	
2 雑収入	7,000	1,507	▲ 5,493	
受取利息	7,000	1,507	▲ 5,493	
当期収入合計	76,000	19,775	▲ 56,225	
①				
前期繰越収支差額	2	5,430,514	58,514	
②				
収入合計	③=①+②	5,448,000	5,450,289	2,289
③=①+②				
II 支出の部				
1 管理費	67,000	193,311	126,311	
会議費	40,000	100,476	60,476	
旅費交通費	22,000	10,260	▲ 11,740	
雑費	5,000	82,575	77,575	
当期支出合計	④	67,000	193,311	126,311
④				
当期収支差額	⑤=①-④	9,000	▲ 173,536	▲ 182,536
⑤=①-④				
次期繰越収支差額	⑥=②+⑤	5,381,000	5,256,978	▲ 124,022
⑥=②+⑤				

※「差額」は、「決算額」-「予算額」です。

正味財産増減計算書 (一般会計)

(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	金	額
I 増加の部		
資産増加額	0	0
当期収支差額		0
増加合計		0
II 減少の部		
1 資産減少額	173,536	173,536
2 負債増加額	0	
減少合計		173,536
当期正味財産増加額		▲ 173,536
前期繰越正味財産額		35,430,514
期末正味財産合計額		35,256,978

貸借対照表 (一般会計)

平成15年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金	額
I 資産の部		
1 流動資産	5,256,978	
現金預金		5,256,978
2 固定資産	30,000,000	
基本財産		30,000,000
定期預金		
資産の部合計		35,256,978
II 負債の部		
正味財産の部		0
正味財産		35,256,978
(うち基本財産)		(30,000,000)
(うち当期正味財産増加額)		▲ 173,536
負債及び正味財産合計		35,256,978

計算書類に対する注記

1 重要な会計方針

資金の範囲について

資金の範囲には、現金・預金・未収金・未払金を含めている。

2 基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	30,000,000	0	0	30,000,000
合 計	30,000,000	0	0	30,000,000

3 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	5,430,514	5,256,978
未収金	0	0
未払金	5,430,514	5,256,978
未払金	0	0
合 計	5,430,514	5,256,978
次期繰越収支差額	5,430,514	5,256,978

財産目録（一般会計）

（平成16年3月31日現在）

（単位：円）

科 目	金	額
I 資産の部		
1 流動資産		
現金	0	
普通預金 七十七銀行岩沼支店	256,978	
定期預金 "	5,000,000	
流動資産合計		5,256,978
2 固定資産		
基本財産		
定期預金 七十七銀行岩沼支店	17,500,000	
定期預金 仙台銀行岩沼支店	12,500,000	
基本財産合計	30,000,000	
固定資産合計		30,000,000
資産の部合計		35,256,978
II 負債の部		
負債合計		0
正味財産		35,256,978

損益計算書(特別会計)

(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 額
【売上高】 ①	361,061,000	333,062,307	▲ 27,998,693
宿泊収入	87,753,000	85,850,003	▲ 1,902,997
飲食収入	175,594,000	164,519,916	▲ 11,074,084
売店収入	27,990,000	27,867,575	▲ 122,425
保体施設収入	16,418,000	10,724,749	▲ 5,693,251
その他収入	53,306,000	44,100,064	▲ 9,205,936
【原材料費】 ②	88,739,000	78,458,533	▲ 10,280,467
期首棚卸高	3,828,000	3,828,186	186
仕入高	88,739,000	74,899,333	▲ 13,839,667
宿泊材料費	1,639,000	1,074,930	▲ 564,070
飲食材料費	58,700,000	52,322,579	▲ 6,377,421
売店材料費	20,200,000	17,655,544	▲ 2,544,456
保体材料費	3,250,000	948,168	▲ 2,301,832
その他材料費	4,950,000	2,898,112	▲ 2,051,888
合 計	92,567,000	78,727,519	▲ 13,839,481
期末棚卸高	3,828,000	268,986	▲ 3,559,014
売上総利益 ③=①-②	272,322,000	254,603,774	▲ 17,718,226

科 目	予 算 額	決 算 額	差 額
【販売費及び一般管理費】 ④	270,967,000	316,827,903	45,860,903
人件費	131,901,000	181,777,042	49,876,042
経費	100,732,000	104,844,741	4,112,741
修繕費	5,000,000	3,958,950	▲ 1,041,050
保険料	3,650,000	3,346,260	▲ 303,740
諸経費	26,092,000	21,004,719	▲ 5,087,281
雑損金	3,592,000	1,896,191	▲ 1,695,809
営業利益 ⑤=③-④	1,355,000	▲ 62,224,129	▲ 63,579,129
【営業外収益】 ⑥	2,698,000	13,628,589	10,930,589
受取利息	0	17,754	17,754
退職給付戻入	0	7,640,811	7,640,811
貸与引当金戻入	1,290,000	427,308	▲ 862,692
雑収入	1,408,000	5,542,716	4,134,716
【営業外費用】 ⑦	811,000	356,506	▲ 454,494
支払利息	20,000	56,506	36,506
退職金引当繰入	0	0	0
貸与引当繰入	641,000	0	▲ 641,000
その他営業外費用	150,000	300,000	150,000
経常利益 ⑧=⑤+⑥-⑦	3,242,000	▲ 48,952,046	▲ 52,194,046
当期利益 ⑨	3,242,000	▲ 48,952,046	▲ 52,194,046
前期繰越正味財産額 ⑩	▲ 88,126,388	▲ 88,126,388	
期末正味財産合計額 ⑪=⑨+⑩	▲ 84,884,388	▲ 137,078,434	▲ 52,194,046

※1 販売費及び一般管理費中「経費」とは、「委託料」「水道光熱費」「燃料費」の合計です。
 ※2 「差額」は、「決算額」-「予算額」です。

貸 借 対 照 表 (特別会計)

(平成15年3月31日現在)
(単位:円)

科 目	金 額	金 額	金 額
I 資産の部			
1 流動資産			
当座資産	38,887,045		
現金	2,223,644		
預 金	32,167,256		
売掛金	4,496,145		
棚卸資産	268,986		
商品	187,746		
原材料	81,240		
その他流動資産	102,728		
立 替 金	0		
未収入金	102,728		
流動資産合計	39,268,759		
2 固定資産			
有形固定資産	4,190,245		
建物	167,254		
構築物	1,314,190		
車両運搬具	18,039		
工具器具備品	2,690,762		
投資等	0		
出資金	0		
森林組合預け金	0		
固定資産合計	4,190,245		
資 産 合 計			43,449,004

(単位:円)

科 目	金 額	金 額	金 額
II 負債の部			
1 流動負債			
買掛金	13,328,045		
短期借入金	100,000,000		
未払金	2,083,800		
未払費用	63,815,161		
預り金	1,150,432		
未払法人税	150,000		
流動負債合計	180,527,438		
2 固定負債			
退職給付引当金	0		
固定負債合計	0		
負 債 合 計			180,527,438
III 正味財産の部			
正味財産		▲ 137,078,434 (▲48,952,046)	
(うち当期正味財産増加額)			
正味財産合計			▲ 137,078,434
負債及び正味財産合計			43,449,004

(注) 期中返済短期借入金 借入額 150,000,000円 借入先 宮城県
借入期間 平成14年4月1日～平成15年3月31日 利率 無利子

財 産 目 録 (特別会計)

(平成15年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金	額
I 資産の部		
1 流動資産		
当座資金	38,887,045	
現金	2,223,644	
預金	32,167,256	
売掛金	4,496,145	
棚卸資産	268,986	
商品	187,746	
原材料	81,240	
その他流動資産	102,728	
立替金	0	
未収入金	102,728	
流動資産合計	39,258,759	
2 固定資産		
基本財産		
有形固定資産	4,190,245	
無形固定資産	0	
固定資産合計	4,190,245	0
資産合計		43,449,004

1 適用会計基準 計算書類に対する注記 企業会計基準

2 重要な会計方針 (1) 固定資産の減価償却方法 定額法

(2) 引当金の計上基準 法人税法施行令第106条による。

① 退職給与引当金 法人税法施行令第103条による。

② 貸与引当金

(3) 資金の範囲 資金の範囲には、現金・預金・未収金・未払金・売掛金・買掛金・立替金

預り金・仮払金及び仮受金を含めている。

(4) 棚卸資産の評価方法 最終仕入原価法

3 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物	3,345,049	3,177,796	167,254
構築物	4,682,000	3,367,810	1,314,190
車両運搬具	15,820,780	15,802,741	18,039
器具・備品	21,700,597	19,009,835	2,690,762
合 計	45,548,426	41,358,181	4,190,245

(単位：円)

科 目	金	額
II 負債の部		
1 流動負債		
買掛金	13,328,045	
短期借入金	100,000,000	
未払金	2,083,800	
未払費用	63,815,161	
預り金	1,150,432	
未払法人税	150,000	
賞与引当金	0	
流動負債合計	180,527,438	
2 固定負債		
退職給与引当金	0	
固定負債合計	0	
負債合計		180,527,438
III 期末資産の総額		▲ 137,078,434
前期末資産の総額		▲ 88,126,388
差引増減		▲ 48,952,046

財 産 目 録 総 括 表

(平成15年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	合 計	一般会計	特別会計
I 資産の部			
1 流動資産			
当座資金	44,144,023	5,256,978	38,887,045
現金	2,223,644	0	2,223,644
預金	37,424,234	5,256,978	32,167,256
売掛金	4,496,145		4,496,145
棚卸資産	268,986		268,986
商品	187,746		187,746
原材料	81,240		81,240
その他流動資産	102,728		102,728
立替金	0		0
未収入金	102,728		102,728
流動資産合計	44,516,737	5,256,978	39,258,759
2 固定資産			
基本財産	30,000,000	30,000,000	
有形固定資産	4,190,245		4,190,245
無形固定資産	0		0
固定資産合計	34,190,245	30,000,000	4,190,245
資産合計	78,706,982	35,256,978	43,449,004

(単位:円)

科 目	合 計	一 般 会 計	特 別 会 計
II 負債の部			
1 流動負債			
買掛金	13,328,045		13,328,045
短期借入金	100,000,000		100,000,000
未払金	2,083,800		2,083,800
未払費用	63,815,161		63,815,161
預り金	1,150,432		1,150,432
未払法人税	150,000		150,000
流動負債合計	180,527,438		180,527,438
2 固定負債			
退職給与引当金	0		0
固定負債合計	0		0
負債合計	180,527,438		180,527,438
III 期末資産の総額	▲ 101,821,456	35,256,978	▲ 137,078,434
前期末資産の総額	▲ 52,695,874	35,430,514	▲ 88,126,388
差引増減	▲ 49,125,582	▲ 173,536	▲ 48,952,046

財団法人 グリーンピア岩沼
代表清算人 川 村 幸 宏 殿

平成15年 5月22日

財団法人 グリーンピア岩沼

監 事 菅 原 敏 光

監 事 渡 辺 守

私たちは、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの平成14年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

(1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財産状態を正しく表示していると認める。

(2) 事業報告書の内容は真実であると認める。

(3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは寄付行為に違反する事項はないと認める。

以 上

(別添四)

(財) グリーンピア二本松

平成13年度 財務書類
平成14年度 財務書類 (4/1～12/26)

(注)・南東北基地 (二本松地区) を運営

平成 1 3 年 度

収 支 決 算 書

財団法人グリーンピア二本松

平成13年度保養基地収支計算書 雑括表
(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)

(単位:円)

1 収入の部			
科 目	合 計	一般会計	特別会計
基本財産運用収入	13,536	13,536	0
事業収入	539,942,251	0	539,942,251
補助金等収入	522,775	522,775	0
雑収入	4,256,022	200,461	4,055,561
借入金収入	304,000,000	0	304,000,000
当期収入合計	848,734,584	736,772	847,997,812
前期繰越収支差額	43,909,452	1,752,269	42,157,183
収入合計	892,644,036	2,489,041	890,154,995
2 支出の部			
科 目	合 計	一般会計	特別会計
事業費	546,093,384	522,775	545,570,609
事務費	183,949	183,949	0
管理費	152,037	0	152,037
固定資産取得支出	5,225,639	0	5,225,639
借入金返済支出	474,000,000	0	474,000,000
予備費	0	0	0
当期支出合計	1,025,655,009	706,724	1,024,948,285
当期収支差額	△ 176,920,425	30,048	△ 176,950,473
前期繰越収支差額	△ 133,010,973	1,782,317	△ 134,793,290

平成13年度保養基地一般会計収支計算書
(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
I 収入の部				
1 基本財産運用収入	13,000	13,536	△ 536	
基本財産利息収入	13,000	13,536	△ 536	
2 補助金等収入	523,000	522,775	225	
利用促進事業収入	523,000	522,775	225	
3 雑収入	194,000	200,461	△ 6,461	
受取利息	54,000	60,461	△ 6,461	
雑収入	140,000	140,000	0	
当期収入合計(a)	730,000	736,772	△ 6,772	
前期繰越収支差額	1,752,000	1,752,269	△ 269	
収入合計(b)	2,482,000	2,489,041	△ 7,041	
II 支出の部				
1 事業費	523,000	522,775	225	
利用促進事業費	523,000	522,775	225	
2 事務費	205,000	183,949	21,051	
会議費	55,000	54,663	337	
旅費交通費	25,000	21,850	3,150	
食糧費	17,000	16,835	165	

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
通信運搬費	13,000	12,557	443	
消耗品費	5,000	1,524	3,476	
租税公課	80,000	74,000	6,000	
雑費	10,000	2,520	7,480	
予備費	1,000	0	1,000	
予備費	1,000	0	1,000	
当期支出合計 (c)	729,000	706,724	22,276	
当期収支差額 (a)-(c)	1,000	30,048	△ 29,048	
次期繰越収支差額 (b)-(c)	1,753,000	1,782,317	△ 29,317	

平成13年度保業基地特別会計収支計算書
(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)
(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 収入の部				
1 事業収入	537,866,000	539,942,251	△ 2,076,251	
宿泊収入	312,079,000	313,303,450	△ 1,224,450	
飲食収入	65,760,000	65,976,206	△ 216,206	
施設利用収入	83,208,000	83,480,841	△ 272,841	
売店収入	55,794,000	56,280,582	△ 486,582	
その他収入	21,035,000	20,901,172	133,828	
2 雑収入	11,464,000	4,055,561	7,408,439	
受取利息	269,000	283,899	△ 14,899	
雑収入	11,195,000	3,771,662	7,423,338	
3 借入金収入	304,000,000	304,000,000	0	
短期借入金収入	304,000,000	304,000,000	0	
県借入金収入	203,000,000	203,000,000	0	
市借入金収入	101,000,000	101,000,000	0	
当期収入合計 (a)	853,330,000	847,997,812	5,332,188	
前期繰越収支差額	42,344,000	42,157,183	186,817	
収入合計 (b)	895,674,000	890,154,995	5,519,005	

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
II 支出の部				
1 事業費	556,785,000	545,570,609	11,214,391	
人件費	551,240,000	540,039,909	11,200,091	
材料費	195,242,000	195,347,016	△ 105,016	
燃料費	122,915,000	122,390,157	524,843	
経費	207,225,000	195,111,082	12,113,918	
維持修費	25,607,000	25,442,937	164,063	
諸経費	2,689,000	2,699,711	△ 10,711	
営業損害補填金	△ 2,438,000	△ 950,994	△ 1,487,006	
租税公課	405,000	400,700	4,300	
負債金	5,130,000	5,130,000	0	
雑費	10,000	0	10,000	
2 管理費	136,000	152,037	△ 16,037	
支払利息	35,000	34,928	72	
租税公課	62,000	56,770	5,230	
雑費	39,000	60,339	△ 21,339	
3 固定資産取得支出	5,226,000	5,225,639	361	
什器備品購入支出	1,800,000	1,800,000	0	
車両運搬具購入支出	3,426,000	3,425,639	361	
4 借入金返済支出	474,000,000	474,000,000	0	
短期借入金返済支出	474,000,000	474,000,000	0	
果借入金返済支出	203,000,000	203,000,000	0	
市借入金返済支出	101,000,000	101,000,000	0	
市中国行借入金返済支出	170,000,000	170,000,000	0	

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
5 予備費	10,000	0	10,000	
予備費	10,000	0	10,000	
当期支出合計 (c)	1,036,157,000	1,024,948,285	11,208,715	
当期収支差額 (a)-(c)	△ 182,827,000	△ 176,950,473	△ 5,876,527	
次期繰越収支差額 (b)-(c)	△ 140,483,000	△ 134,793,290	△ 5,689,710	

平成13年度保養基地貸借対照表総括表
(平成14年3月31日現在)

(単位:円)

1 資産の部			
科 目	合 計	一 般 会 計	特 別 会 計
流 動 資 産	71,495,482	2,375,092	69,120,390
固 定 資 産	99,152,418	85,154,869	13,997,549
資 産 合 計	170,647,900	87,529,961	83,117,939
2 負債の部			
科 目	合 計	一 般 会 計	特 別 会 計
流 動 負 債	204,506,455	592,775	203,913,680
負 債 合 計	204,506,455	592,775	203,913,680
3 正味財産の部			
科 目	合 計	一 般 会 計	特 別 会 計
正 味 財 産	△ 33,858,555	86,937,186	△120,795,741
負債及び正味財産合計	170,647,900	87,529,961	83,117,939

平成13年度保養基地一般会計貸借対照表
(平成14年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	金 額	金 額
I 資産の部			
1 流動資産	2,374,801		
普通預金	291		
未収金			
流動資産合計		2,375,092	
2 固定資産			
基 本 財 産	30,000,000		
普通預金	30,000,000		
その他の固定資産	55,154,869		
投資有価証券	25,000,000		
事業対策積立預金	30,154,869		
固定資産合計		85,154,869	
資産合計			87,529,961
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	592,775		
流動負債合計		592,775	
負債合計			592,775
III 正味財産の部			
正 味 財 産			86,937,186
(うち基本財産)	(県出資 2,000万)	市出資 1,000万)	(30,000,000)
(うち運用財産)	(県" 1,670万)	市" 830万)	(25,000,000)
(うち当期正味財産増加額)			(30,048)
負債及び正味財産合計			87,529,961

平成13年度保養基地特別会計貸借対照表
(平成14年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金	額	増 加
I 資産の部			
1 流動資産			
普通預金	9,260,262		
未収金	59,860,128		
流動資産合計		69,120,390	
2 固定資産			
建物等	7,537,500		
減価償却累計額	△ 4,377,473		
什器備品	20,638,644		
減価償却累計額	△16,161,637		
車両運搬具	13,929,834		
減価償却累計額	△ 7,569,319		
固定資産合計		13,997,549	
資産合計			83,117,939
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	203,060,630		
預り金	853,050		
流動負債合計		203,913,680	
負債合計			203,913,680
III 正味財産の部			
正味財産			△ 120,795,741
(※当期正味財産増加額)			(△ 4,655,422)
負債及び正味財産合計			83,117,939

平成13年度保養基地正味財産増減計算書総括表
(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)

(単位:円)

1 増加の部			
科 目	合 計	一般会計	特別会計
資産増加額	5,255,687	30,048	5,225,639
負債減少額	474,000,000	0	474,000,000
合 計	479,255,687	30,048	479,225,639
2 減少の部			
科 目	合 計	一般会計	特別会計
資産減少額	179,881,061	0	179,881,061
負債増加額	304,000,000	0	304,000,000
合 計	483,881,061	0	483,881,061
当期正味財産増加額	△ 4,625,374	30,048	△ 4,655,422
前期繰越正味財産額	△ 29,233,181	86,907,138	△116,140,319
期末正味財産合計額	△ 33,858,555	86,937,186	△120,795,741

平成13年度保養基地一般会計正味財産増減計算書
(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	金 額	額
I 増加の部		
1 資産増加額		
当期収支差額	30,048	30,048
増 加 額 合 計		30,048
当期正味財産増加額		30,048
前期繰越正味財産額		86,907,138
期末正味財産合計額		86,937,186

平成13年度保養基地特別会計正味財産増減計算書
(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	金 額	額
I 増加の部		
1 資産増加額		
什器備品購入額	1,800,000	
車両運搬具購入額	3,425,639	5,225,639
2 負債減少額		
短期借入金返済額	474,000,000	474,000,000
増 加 額 合 計		479,225,639
II 減少の部		
1 資産減少額		
当期収支差額	176,950,473	
建物等減価償却額	519,975	
什器備品減価償却額	1,029,412	
車両運搬具減価償却額	1,381,201	179,881,061
2 負債増加額		
短期借入金増加額	304,000,000	304,000,000
減 少 額 合 計		483,881,061
当期正味財産増加額		△ 4,655,422
前期繰越正味財産額		△116,140,319
期末正味財産合計額		△120,795,741

平成13年度保養基地特別会計損益計算書
(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	金	額
I 営業損益		
1 営業収益		639,942,251
基地売上高		
2 営業費用		
諸費用	195,347,016	
人件費	122,390,157	
材料費	195,111,082	
維持修費	25,442,937	
諸費	2,699,711	
営業売上損害補填金	△ 950,994	540,039,909
租税公課	400,700	
負債担保金	5,130,000	
建物等減価償却額	519,975	
什器備品減価償却額	1,029,412	
車両運搬具減価償却額	1,381,201	548,501,197
営業収益		△ 8,558,946

科 目	金	額
II 営業外損益		
1 営業外収益		
受取利息	283,899	
雑収入	3,771,662	4,055,561
2 営業外費用		
支払利息	34,928	
租税公課	56,770	
雑費	60,339	152,037
經常収益		△ 4,655,422
税引前当期収益		△ 4,655,422
法人税等充当額		0
当期収益		△ 4,655,422

(単位:円)

平成13年度保養基地特別会計欠損金処理計算書

(単位:円)

1 前期繰越欠損金	116,140,319
2 当期収益金	△ 4,655,422
3 次期繰越欠損金	<u>120,795,741</u>

平成13年度財産目録
(平成14年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
普通預金 東邦銀行県庁支店(2口)	3,278,007
東邦銀行二本松支店	8,357,056
未収金 13年度基地売上金収入外	59,860,419
流動資産合計	71,495,482
2 固定資産	
1 基本財産	
普通預金 東邦銀行県庁支店	30,000,000
基本財産合計	30,000,000
2 その他の固定資産	
建物等 多目的広域手廻り外	3,160,027
什器備品 エアコン・パソコン・カメラ	4,477,007
車両運搬具 トラクター・自動車等	6,360,515
投資有価証券 純ドレベラニホ	25,000,000
事業対策積立預金 東邦銀行県庁支店	30,154,869
その他の固定資産合計	69,152,418
固定資産合計	99,152,418
資 産 合 計	170,647,900

(単位：円)

科	目	金	額
Ⅱ 負債の部	1 流動負債		
	未払金	203,653,405	
	預り金	853,050	
	流動負債合計	204,506,455	
	負債合計	204,506,455	
	正味財産	△	33,858,555

監査報告書

平成14年 5月30日

株式会社グリーンピア二本松

代表取締役社長 松岡 幸三郎 殿

監査役

後藤 公彦

私は、株式会社グリーンピア二本松の平成13年4月1日から平成14年

3月31日までの第15期営業年度の貸借対照表、損益計算書、営業報告書、

利益の処分に關する議案および附屬明細書を監査しました結果、いずれも適

法かつ正確であると認めます。

以 上

平成 14 年度

収 支 決 算 書

(平成14年4月1日～平成14年12月26日まで)

財団法人グリーンピアニホ松

平成14年度保養基地収支決算書
(平成14年4月1日～平成14年12月26日)

(単位: 円)

1 収入の部			
科 目	合 計	一 般 会 計	特 別 会 計
基本財産運用収入	154	154	0
事 業 収 入	123,827,723	0	123,827,723
補 助 金 等 収 入	93,432	93,432	0
雑 収 入	1,242,488	91,621	1,150,867
固定資産売却収入	5,015,621	0	5,015,621
借 入 金 収 入	304,000,000	0	304,000,000
当 期 収 入 合 計	434,179,418	185,207	433,994,211
前期繰越収支差額	△ 133,010,973	1,782,317	△ 134,793,290
収 入 合 計	301,168,445	1,967,524	299,200,921
2 支出の部			
科 目	合 計	一 般 会 計	特 別 会 計
事 業 費	143,308,029	93,432	143,214,597
事 務 費	106,342	106,342	0
管 理 費	204,176	0	204,176
借入金返済支出	155,000,000	0	155,000,000
予 備 費	0	0	0
当 期 支 出 合 計	298,618,547	199,774	298,418,773
当 期 収 支 差 額	135,560,871	△ 14,567	135,575,438
次期繰越収支差額	2,549,898	1,767,750	782,148

平成14年度保養基地一般会計収支決算書
(平成14年4月1日～平成14年12月26日)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
(単位:円)				
I 収入の部				
1 基本財産運用収入	0	154	△ 154	
基本財産利息収入	0	154	△ 154	
2 補助金等収入	94,000	93,432	568	
利用促進事業収入	94,000	93,432	568	
3 雑 収 入	90,000	91,621	△ 1,621	
受 取 利 息	0	164	△ 164	
雑 収 入	90,000	91,457	△ 1,457	
当 期 収 入 合 計 a	184,000	185,207	△ 1,207	
前 期 繰 越 収 支 差 額	1,782,000	1,782,317	△ 317	
収 入 合 計 b	1,966,000	1,967,524	△ 1,524	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
(単位:円)				
II 支出の部				
1 事 業 費	94,000	93,432	568	
利用促進事業費	94,000	93,432	568	
2 事 務 費	110,000	106,342	3,658	
会 議 費	17,000	16,512	488	
旅 費 交 通 費	20,000	19,560	440	
食 糧 費	12,000	11,198	802	
通 信 運 送 費	3,000	3,000	0	
兩 輪 品 費	1,000	302	698	
賃 借 料	0	0	0	
租 税 公 課	0	0	0	
雑 費	57,000	55,780	1,220	
3 予 備 費	0	0	0	
予 備 費	0	0	0	
当 期 支 出 合 計 c	204,000	199,774	4,226	
当 期 収 支 差 額 a-c	△ 20,000	△ 14,567	△ 5,433	
次 期 繰 越 収 支 差 額 b-c	1,762,000	1,767,760	△ 5,760	

平成14年度保養基地特別会計収支決算書
(平成14年4月1日～平成14年12月26日)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
(単位:円)				
I 収入の部				
1 事 業 収 入	123,827,000	123,827,723	△ 723	
普 通 収 入	68,390,000	68,390,425	△ 425	
款 金 収 入	16,452,000	16,452,368	△ 368	
施設利用収入	20,706,000	20,706,938	938	
売 却 収 入	13,064,000	13,064,062	△ 62	
その他収入	5,233,000	5,233,940	940	
2 雑 収 入	1,150,000	1,150,867	△ 867	
受 取 利 息	1,000	1,318	△ 318	
雑 収 入	1,149,000	1,149,551	△ 551	
3 固定資産売却収入	5,015,000	5,015,821	△ 821	
什 物 等 売 却 収 入	1,343,000	1,343,144	△ 144	
車両運搬具売却収入	3,672,000	3,672,677	△ 677	
4 借 入 金 収 入	304,000,000	304,000,000	0	
国庫借入金収入	304,000,000	304,000,000	0	
国庫借入金収入	303,000,000	303,000,000	0	
市借入金収入	101,000,000	101,000,000	0	
市中央銀行借入金収入	0	0	0	
当 期 収 入 合 計 a	433,992,000	433,994,211	△ 2,211	
前 期 繰 越 収 支 差 額	△ 134,793,000	△ 134,793,290	290	
収 入 合 計 b	299,199,000	299,200,921	△ 1,921	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
(単位:円)				
II 支出の部				
1 事 業 費	143,217,000	143,214,597	2,403	
普 通 費	143,083,000	142,082,849	361	
人 件 費	50,923,000	50,923,116	△ 116	
材 料 費	28,516,000	28,515,969	51	
運 送 費	56,632,000	55,631,539	1,000	
維持管理費	6,393,000	6,392,867	133	
修繕費	619,000	619,138	△ 138	
施設整備費	57,000	57,007	△ 7	
会議費	336,000	335,829	171	
旅 費 交 通 費	321,000	320,300	700	
食 糧 費	306,000	306,000	0	
雑 費	115,000	114,112	888	
2 事 務 費	206,000	204,176	1,824	
文 書 費	138,000	137,650	350	
旅 費 交 通 費	1,000	258	742	
雑 費	67,000	66,268	732	
3 借入金元金返済	155,000,000	155,000,000	0	
国庫借入金元金返済	155,000,000	155,000,000	0	
市借入金元金返済	103,500,000	103,500,000	0	
市中央銀行借入金元金返済	51,500,000	51,500,000	0	
4 予 備 費	0	0	0	
予 備 費	0	0	0	
当 期 支 出 合 計 c	298,423,000	298,418,773	4,227	
当 期 収 支 差 額 a-c	135,569,000	135,575,438	△ 6,438	
次 期 繰 越 収 支 差 額 b-c	776,000	782,148	△ 6,148	

平成14年度保養基地正味財産増減計算書総括表
(平成14年4月1日～平成14年12月26日)

(単位:円)

1 増加の部			
科 目	合 計	一 般 会 計	特 別 会 計
資 産 増 加 額	135,575,438	0	135,575,438
負 債 減 少 額	155,000,000	0	155,000,000
合 計	290,575,438	0	290,575,438
2 減少の部			
科 目	合 計	一 般 会 計	特 別 会 計
資 産 減 少 額	39,012,116	25,014,567	13,997,549
負 債 増 加 額	304,000,000	0	304,000,000
合 計	343,012,116	25,014,567	317,997,549
当期正味財産増加額	△ 52,436,678	△ 25,014,567	△ 27,422,111
前期繰越正味財産額	△ 33,858,555	86,937,186	△ 120,795,741
期末正味財産合計額	△ 86,295,233	61,922,619	△ 148,217,852

平成14年度保養基地一般会計正味財産増減計算書
(平成14年4月1日～平成14年12月26日)

(単位:円)

科 目	金 額		
II 減少の部			
1 資産減少額			
当期収支差額	14,567		
投資有価証券減少額	25,000,000	25,014,567	
減少額合計			25,014,567
当期正味財産増加額			△ 25,014,567
前期繰越正味財産額			86,937,186
期末正味財産合計額			61,922,619

平成14年度保養基地特別会計正味財産増減計算書
(平成14年4月1日～平成14年12月26日)

(単位:円)

科 目	金 額		
I 増加の部			
1 資産増加額			
当期収支差額	135,575,438	135,575,438	
2 負債減少額			
短期借入金返済額	155,000,000	155,000,000	
増加額合計			290,575,438
II 減少の部			
1 資産減少額			
建物等減価償却額	259,991		
什器備品減価償却額	250,879		
車両運搬具減価償却額	479,535		
什器備品売却額	2,034,026		
車両運搬具売却額	5,880,980		
建物等除却額	2,900,036		
什器備品除却額	2,192,102	13,997,549	
2 負債増加額			
短期借入金増加額	304,000,000	304,000,000	
減少額合計			317,997,549
当期正味財産増加額			△ 27,422,111
前期繰越正味財産額			△ 120,795,741
期末正味財産合計額			△ 148,217,852

平成14年度保養基地貸借対照表総括表
(平成14年12月26日現在)

(単位:円)

1 資産の部			
科 目	合 計	一 般 会 計	特 別 会 計
流 動 資 産	2,549,898	1,767,750	782,148
固 定 資 産	60,154,869	60,154,869	0
資 産 合 計	62,704,767	61,922,619	782,148
2 負債の部			
科 目	合 計	一 般 会 計	特 別 会 計
流 動 負 債	149,000,000	0	149,000,000
負 債 合 計	149,000,000	0	149,000,000
3 正味財産の部			
科 目	合 計	一 般 会 計	特 別 会 計
正 味 財 産	△ 86,295,233	61,922,619	△ 148,217,852
負債及び正味財産合計	62,704,767	61,922,619	782,148

平成14年度保養基地一般会計貸借対照表
(平成14年12月26日現在)

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流 動 資 産			
普通預金	1,767,750		
流動資産合計		1,767,750	
2 固 定 資 産			
基本財産	30,000,000		
普通預金	30,000,000		
その他の固定資産	30,154,869		
事業対策預立預金	30,154,869		
固定資産合計		60,154,869	
資産合計			61,922,619
II 負債の部			
1 流 動 負 債			
流動負債合計	0	0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
正 味 財 産			61,922,619
(うち基本財産)			(30,000,000)
(うち当期正味財産増加額)			(△ 25,014,567)
負債及び正味財産合計			61,922,619

平成14年度保養基地特別会計貸借対照表
(平成14年12月26日現在)

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流 動 資 産			
現金	75,904		
未収金	706,244		
流動資産合計		782,148	
2 固 定 資 産			
固定資産合計	0	0	
資産合計			782,148
II 負債の部			
1 流 動 負 債			
短期借入金	149,000,000		
流動負債合計		149,000,000	
負債合計			149,000,000
III 正味財産の部			
正 味 財 産			△ 148,217,852
(うち当期正味財産増加額)			(△ 27,422,111)
負債及び正味財産合計			782,148

平成14年度保養基地特別会計損益計算書
(平成14年4月1日～平成14年12月26日)

(単位: 円)

科 目	金 額		
I 営 業 損 益			
1 営 業 収 益			123,827,723
基地売上高			
2 営 業 費 用			
請 負 費			
人 件 費	50,923,116		
材 料 費	28,515,989		
経 費	65,631,539		
維持補修費	6,392,867		
経 費	619,138	142,082,649	
通 信 運 搬 費		57,007	
光 熱 水 費		335,629	
電 報 公 課		320,200	
負 担 金		305,000	
雑 費		114,112	
建物等減価償却費		259,991	
什器備品減価償却費		250,879	
車両運搬具減価償却費		479,535	
什器備品売却損		690,882	
車両運搬具売却損		2,208,503	
建物等除却費		2,900,036	
什器備品除却費		2,192,102	152,196,525
営 業 収 益			△ 28,368,802

科 目	金 額		
II 営 業 外 損 益			
1 営 業 外 収 益			
受 取 利 息		1,316	
雑 収 入		1,149,551	1,150,867
2 営 業 外 費 用			
支 払 利 息		137,660	
租 税 公 課		258	
雑 費		66,268	204,176
経 常 収 益			△ 27,422,111
税 引 前 当 期 収 益			△ 27,422,111
法 人 税 等 充 当 額			0
当 期 収 益			△ 27,422,111

平成14年度保養基地特別会計欠損金処理計算書

(単位: 円)

1 前 期 繰 越 欠 損 金	120,795,741
2 当 期 収 益 金	△ 27,422,111
3 次 期 繰 越 欠 損 金	148,217,852

平成 14 年度 財産 目 録
(平成14年12月26日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	額
I 資 産 の 部		
1 流 動 資 産		
現 金	75,904	
普通預金	1,767,750	
未 収 金	706,244	
流動資産合計	2,549,898	
2 固 定 資 産		
(1) 基 本 財 産		
普通預金	30,000,000	
基本財産合計	30,000,000	
(2) 他 の 資 産		
普通預金	30,154,869	
その他の固定資産	30,154,869	
固定資産合計	60,154,869	
資産合計		62,704,767
II 負 債 の 部		
1 流 動 負 債		
短期借入金	99,500,000	
福島県借入金	49,500,000	
二本松市借入金		
流動負債合計	149,000,000	
負債合計		149,000,000
正 味 財 産		△ 86,295,233

財団法人グリーンピア二本松青附行為第12条の規定により、平成15年2月4日及び平成15年2月6日の同日において、平成14年度事業報告書及び決算関係書類等を監査したところ、その内容が正確であることを認め、ここに報告します。

平成15年2月6日提出

財団法人グリーンピア二本松

監事

山本 未吉

(印)

監事

水田 茂樹

(印)

(別添五)

(財) グリーンピア恵那

平成11年度 財務書類
平成12年度 財務書類 (4/1～4/30)

(注)・中央高原基地を運営

平成十六年四月十三日 衆議院会議録第二十三号 議長の報告

収 支 計 算 書 總 括 表
(平成11年4月1日から平成12年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	合 計	一 般 会 計	保養基地特別会計	備 考
I 収入の部				
基本財産運用収入	65,000	65,000	0	
補助金等収入	1,617,000	1,617,000	0	
負担金収入	693,000	693,000	0	
委託金収入	1,523,153	1,523,153	0	
事業収入	428,174,359	0	428,174,359	
借入金収入	120,000,000	0	120,000,000	
雑収入	2,014,406	88,562	1,925,844	
当期収入合計 (A)	554,086,918	3,986,715	550,100,203	
前期繰越収支差額	△ 86,180,466	614,367	△ 86,794,833	
収入合計 (B)	467,906,452	4,601,082	463,305,370	
II 支出の部				
管理費	2,578,158	2,508,158	70,000	
生きがい対策事業費	1,523,153	1,523,153	0	
営業防費	415,857,694	0	415,857,694	
報償費	1,050,000	0	1,050,000	
委託料	1,617,000	0	1,617,000	
借入金返済支出	0	0	0	
予備費	0	0	0	
当期支出合計 (C)	422,626,005	4,031,311	418,594,694	
当期収支差額 (A)-(C)	131,460,913	△ 44,596	131,505,509	
次期繰越収支差額 (B)-(C)	45,280,447	569,771	44,710,676	

正味財産増減計算書補括表

(平成11年4月1日から平成12年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	合 計	一 般 会 計	保養基地特別会計	備 考
I 増加の部				
1 資産増加額	131,505,509	0	131,505,509	
2 負債減少額	0	0	0	
増加額合計	131,505,509	0	131,505,509	
II 減少の部				
1 資産減少額	44,596	44,596	0	
2 負債増加額	120,000,000	0	120,000,000	
減少額合計	120,044,596	44,596	120,000,000	
当期正味財産増加額	11,460,913	△ 44,596	11,505,509	
前期繰越正味財産額	△ 137,953,466	35,614,367	△ 173,567,833	
期末正味財産合計額	△ 126,492,553	35,569,771	△ 162,062,324	

貸借対照表補括表

(平成12年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	合 計	一 般 会 計	保養基地特別会計	備 考
I 資産の部				
1 流動資産	52,231,691	35,613,321	51,618,370	
2 固定資産	35,000,000	35,000,000	0	
資産合計	87,231,691	35,613,321	51,618,370	
II 負債の部				
1 流動負債	6,951,244	43,550	8,907,684	
2 固定負債	206,773,000	0	206,773,000	
負債合計	213,724,244	43,550	213,680,684	
III 正味財産の部				
正味財産	△ 126,492,553	35,569,771	△ 162,062,324	
負債及び正味財産合計	87,231,691	35,613,321	51,618,370	

[一般会計]

収 支 計 算 書

(平成11年4月1日から平成12年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予 算 額 (a)	決 算 額 (b)	差 異 (a)-(b) (c)	備 考
I 収入の部				
1 基本財産運用収入	65,000	65,000	0	貸付借付利息 0.65%
基本財産利息収入	65,000	65,000	0	
2 補助金等収入	1,617,000	1,617,000	0	人件費補助金
県補助金収入	1,617,000	1,617,000	0	
3 負担金収入	693,000	693,000	0	人件費負担金
市負担金収入	693,000	693,000	0	
4 委託金収入	1,524,000	1,523,153	847	年金保険協会 委託事業
生まがいの月間事務委託収入	1,524,000	1,523,153	847	
5 雑収入	100,000	88,562	11,438	年金福祉事業団 より収入
施設整備事務費収入	80,000	80,000	0	
納付金収入	10,000	7,726	2,274	雇用保険料給付金
受取利息	10,000	836	9,164	
当期収入合計 (A)	3,999,000	3,966,715	12,285	
前期繰越収支差額	615,000	614,367	633	
収入合計 (B)	4,614,000	4,601,082	12,918	

科 目	予 算 額 (a)	決 算 額 (b)	差 異 (a)-(b) (c)	備 考
II 支出の部				
1 管 理 費	2,555,000	2,506,158	48,842	事務職員等給与
給 与	1,991,000	1,990,870	130	
福利厚生費	327,000	326,922	78	県職員等共済費
会 費	17,000	15,444	1,556	
旅費交通費	190,000	173,922	16,078	理事会等旅費
通信運搬費	10,000	1,000	9,000	
消耗品費	10,000	0	10,000	(株)アール・エス・ 重部へ委託
印刷製本費	10,000	0	10,000	
2 生かがいの事業費	1,524,000	1,523,153	847	(株)アール・エス・ 重部へ委託
委託費	1,524,000	1,523,153	847	
3 予 備 費	0	0	0	
予 備 費	0	0	0	
当期支出合計 (C)	4,079,000	4,031,311	47,689	
当期収支差額(A)-(C)	△ 80,000	△ 44,596	△ 35,404	
次期繰越収支差額(B)-(C)	535,000	569,771	△ 34,771	

[一般会計]

正味財産増減計算書

(平成11年4月1日から平成12年3月31日まで)

(単位: 円)

科 目	金	額
I 増加の部		
1 資産増加額	0	
資産増加額合計		0
2 負債減少額	0	
負債減少額合計		0
増加額合計		0
II 減少の部		
1 資産減少額		
当期収支差額	44,596	
資産減少額合計		44,596
2 負債増加額	0	
負債増加額合計		0
減少額合計		44,596
当期正味財産減少額		44,596
前期繰越正味財産額		35,614,367
期末正味財産合計額		35,569,771

貸借対照表

(平成12年3月31日現在)

(単位: 円)

科 目	金	額
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	613,321	
未収金	0	
流動資産合計		613,321
2 固定資産		
基本財産		
投資有価証券	10,000,000	
基本財産合計	10,000,000	
その他の固定資産		
運営会社株式	25,000,000	
その他の固定資産合計	25,000,000	
固定資産合計		35,000,000
資産合計		35,613,321
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	17,675	
預り金	25,875	
流動負債合計		43,550
負債合計		43,550
III 正味財産の部		
正味財産		35,569,771
(うち基本金)		(10,000,000)
(うち当期正味財産減少額)		(44,596)
負債及び正味財産合計		35,613,321

[一般会計]

財 産 目 録

(平成12年3月31日現在)

(単位: 円)

科 目	金	額
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	613,321	
普通預金(一般会計)	0	
未収金		
十六銀行県庁支店		
流動資産合計		613,321
2 固定資産		
基本財産		
投資有価証券	10,000,000	
投資有価証券		
東洋信託銀行		
基本財産合計	10,000,000	
その他の固定資産		
運営会社株式	25,000,000	
(株)グリーンエコー 500株(1株 50,000円)		
その他の固定資産合計	25,000,000	
固定資産合計		35,000,000
資産合計		35,613,321
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	17,675	
預り金	25,875	
福利厚生費(3月分保険料)		
源泉所得税、社会保険料		
流動負債合計		43,550
負債合計		43,550
正味財産		35,569,771

[保養基地特別会計]

収 支 計 算 書
(平成11年4月1日から平成12年3月31日まで)

(単位: 円)

科 目	予 算 額 (a)	決 算 額 (b)	差 異 (a)-(b) (c)	備 考
I 収入の部				
1 営業収入	430,500,000	428,174,359	2,325,641	
入園料収入	11,000,000	10,321,872	678,128	
宿泊料収入	231,000,000	229,779,475	1,220,525	
飲食料収入	105,000,000	106,208,759	△ 1,208,759	
教養文化施設収入	5,500,000	4,877,688	622,312	
保健体育施設収入	24,000,000	23,083,878	916,122	
売店等収入	54,000,000	53,902,687	97,313	
2 雑収入	1,877,000	1,925,844	△ 48,844	
受取利息	31,000	30,368	632	運用利息
雑収入	1,846,000	1,895,476	△ 49,476	精算控除金
3 借入金収入	120,000,000	120,000,000	0	
短期借入金収入	120,000,000	120,000,000	0	県借入金
当期収入合計 (A)	552,377,000	550,100,203	2,276,797	
前期繰越収支差額	△ 86,795,000	△ 86,794,833	△ 167	
収入合計 (B)	465,582,000	463,305,370	2,276,630	

科 目	予 算 額 (a)	決 算 額 (b)	差 異 (a)-(b) (c)	備 考
II 支出の部				
1 営業諸費用	428,000,000	415,857,694	4,142,306	(株)グリーンビ へ支出
給与費	158,000,000	156,286,705	1,713,295	
材料費	117,600,000	116,637,395	962,605	
営業経費	144,400,000	142,933,594	1,466,406	
2 報償費	1,050,000	1,050,000	0	
成功報酬	1,050,000	1,050,000	0	2000年度に30,000
3 受託料	1,617,000	1,617,000	0	特別顧問費
基地受託料	1,617,000	1,617,000	0	計10,000
4 管理費	100,000	70,000	30,000	
金庫費	0	0	0	
旅費交通費	0	0	0	
通信運搬費	10,000	0	10,000	
消耗品費	10,000	0	10,000	
印刷製本費	10,000	0	10,000	
公租公課費	70,000	70,000	0	法人税、法人住民税
5 借入金返済支出	0	0	0	
短期借入金返済支出	0	0	0	県借入金
6 予備費	0	0	0	
予備費	0	0	0	
当期支出合計 (C)	422,767,000	418,594,694	4,172,306	
当期収支差額(A)-(C)	129,610,000	131,505,509	△ 1,895,509	
次期繰越収支差額(B)-(C)	△ 42,815,000	△ 44,710,676	△ 1,895,676	

[保養基地特別会計]

正味財産増減計算書
(平成11年4月1日から平成12年3月31日まで) (単位: 円)

科 目	金	額
I 増加の部		
1 資産増加額		
当期収支差額	131,505,509	
資産増加額合計		131,505,509
2 負債減少額		
短期借入金返済額	0	
負債減少額合計		0
増加額合計		131,505,509
II 減少の部		
1 資産減少額	0	
資産減少額合計		0
2 負債増加額		
短期借入金増加額	120,000,000	
負債増加額合計		120,000,000
減少額合計		120,000,000
当期正味財産増加額		11,505,509
前期繰越正味財産額		△ 173,567,833
期末正味財産合計額		△ 162,062,324

貸 借 対 照 表

(平成12年3月31日現在) (単位: 円)

科 目	金	額
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	36,299,084	
未収金	15,319,286	
流動資産合計		51,618,370
資産合計		51,618,370
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	6,907,694	
流動負債合計		6,907,694
2 固定負債		
短期借入金	120,000,000	
長期借入金	86,773,000	
固定負債合計		206,773,000
負債合計		213,680,694
III 正味財産の部		
正味財産		△ 162,062,324
(うち当期正味財産増加額)		(11,505,509)
負債及び正味財産合計		51,618,370

〔保養基地特別会計〕

財 産 目 録

(平成12年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	金 額	金 額
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
普通預金(特別会計)	十六銀行県庁支店	36,299,084	
未収金			
営業収入	平成12年3月分	15,319,286	
流動資産合計		51,618,370	
資産合計			51,618,370
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金			
営業請負費		5,857,694	
成功報酬		1,050,000	
流動負債合計		6,907,694	
2 固定負債			
短期借入金	県からの借入金(無利息)	120,000,000	
長期借入金	県からの借入金(無利息)	86,773,000	
固定負債合計		206,773,000	
負債合計			213,680,694
正味財産			△ 162,062,324

計 算 書 類 の 注 記

1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法について
投資有価証券…移動平均法による原価法を採用している。
- (2) 資金の範囲について
資金の範囲には、現金預金、未収金、未払金、預り金を含めている。なお、前期末及び当期末残高は下記3に記載するとおりである。
- (3) 消費税等の会計処理について
消費税等の会計処理については、税込方式によっている。

2 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
投資有価証券	10,000,000	0	0	10,000,000
合 計	10,000,000	0	0	10,000,000

4 期末正味財産の内容

期末正味財産の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	合 計	一般会計	特別会計
基 本 財 産	10,000,000	10,000,000	0
運 営 会 社 株 式	25,000,000	25,000,000	0
短 期 借 入 金	△ 120,000,000	0	△ 120,000,000
長 期 借 入 金	△ 86,773,000	0	△ 86,773,000
期末資産残高(次期繰越収支差額)	45,280,447	569,771	44,710,676
期 末 正 味 財 産 合 計	△ 126,492,553	35,569,771	△ 162,062,324

3 次期繰越収支差額の内容

次期繰越収支差額の内容は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	前 期 末 残 高		当 期 末 残 高	
	一般会計	特別会計	一般会計	特別会計
現 金 預 金	772,304	11,737,745	613,321	36,299,084
未 収 金	0	18,470,906	0	15,319,286
合 計	772,304	30,208,651	613,321	51,618,370
未 払 金	55,323	117,003,484	17,675	6,907,694
預 り 金	102,614	0	25,875	0
合 計	157,937	117,003,484	43,550	6,907,694
次期繰越収支差額	614,367	△ 86,794,833	569,771	44,710,676
	△ 86,180,466		45,280,447	

付 属 明 細 書

1 預金明細書

種 別	金融機関名	金 額(円)	期 間	利 率	摘 要
普 通 預 金	十六銀行 県庁支店	613,321	—	0.05%	一 般 会 計
		36,299,084	—	0.05%	特 別 会 計
合 計		36,912,405			

2 基本財産明細書

種 別	金融機関名	金 額(円)	期 間	利 率	団体別出資金額及び出資割合
投資有価証券	長野銀行	10,000,000	H8.9.24 ～ H13.9.20	0.65%	岐阜県 7百万円 70% 恵那市 3百万円 30%
合 計		10,000,000			

3 その他の固定資産明細書

種 別	金 額(円)	摘 要
運 営 会 社 株 式	25,000,000	株式会社グリーンピア恵那 1株50,000円×500株
合 計	25,000,000	

4 未収金明細書

科 目	未 収 先	金 額(円)	摘 要
営業収入 (特別会計)	株式会社グリーンピア恵那	15,319,286	営業収入 3月残り分(3/21～3/31)
合 計		15,319,286	

5 未払金明細書

科 目	未 払 先	金 額(円)	摘 要
管理費 (一般会計)	岐阜南社会保険事務所	17,675	福利厚生費 3月分保険料
小 計		17,675	
営業請負費 (特別会計)	株式会社グリーンピア恵那	5,857,694	営業請負費
報 償 費 (特別会計)	株式会社グリーンピア恵那	1,050,000	成功報酬
小 計		6,907,694	
合 計		6,925,369	

6 預り金明細書

種 別	未 払 先	金 額(円)	摘 要
源泉所得税 (一般会計)	岐阜南税務署	8,392	1～3月分所得税
社会保険料 (一般会計)	岐阜南社会保険事務所	17,483	3月分本人負担分
合 計		25,875	

監 査 報 告 書

財団法人グリーンピア恵那寄附行為第12条の規定により、平成11年度の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録について、関係諸帳簿、証拠書類等と照合し監査した結果、当該事業年度の収支の状況及び期末日現在の財産の状態を正しく示しているものと認めます。

平成12年5月22日

監 事 伊 藤 和 徳

監 事 柳 瀬 文 晴

収 支 計 算 書 総 括 表

(平成12年4月1日から平成12年4月30日まで)

(単位：円)

科 目	合 計	一 般 会 計	保養基地特別会計	備 考
I 収入の部				
基本財産運用収入	0	0	—	
補助金等収入	100,160,000	160,000	100,000,000	
負担金収入	0	0	0	
委託金収入	0	0	—	
営業収入	43,869,127	—	43,869,127	
借入金収入	0	—	0	
雑収入	269	269	0	
当期収入合計 (A)	144,029,396	160,269	143,869,127	
前期繰越収支差額	45,280,447	569,771	44,710,676	
収 入 合 計 (B)	189,309,843	730,040	188,579,803	
II 支出の部				
管理費	154,087	154,087	0	
生かぎ対策事業費	0	0	—	
営業諸費	37,912,869	—	37,912,869	
報償費	777,290	—	777,290	
受託料	0	—	0	
借入金返済支出	120,000,000	—	120,000,000	
予備費	0	0	0	
当期支出合計 (C)	158,844,246	154,087	158,690,159	
当期収支差額 (A)-(C)	△ 14,814,850	6,182	△ 14,821,032	
次期繰越収支差額 (B)-(C)	30,465,597	575,953	29,889,644	

正味財産増減計算書総括表
(平成12年4月1日から平成12年4月30日まで)

(単位:円)

科 目	合 計	一 般 会 計	保養基地特別会計	備 考
I 増加の部				
1 資産増加額	6,182	6,182	0	
2 負債減少額	120,000,000	0	120,000,000	
増加額合計	120,006,182	6,182	120,000,000	
II 減少の部				
1 資産減少額	14,821,032	0	14,821,032	
2 負債増加額	0	0	0	
減少額合計	14,821,032	0	14,821,032	
当期正味財産増加額	105,185,150	6,182	105,178,968	
前期繰越正味財産額	△ 126,492,553	35,569,771	△ 162,062,324	
期末正味財産合計額	△ 21,307,403	35,575,953	△ 56,883,356	

貸借対照表総括表

(平成12年4月30日現在)

(単位:円)

科 目	合 計	一 般 会 計	保養基地特別会計	備 考
I 資産の部				
1 固定資産	50,364,496	654,289	49,710,207	
2 流動資産	35,000,000	35,000,000	0	
資産合計	85,364,496	35,654,289	49,710,207	
II 負債の部				
1 流動負債	19,898,899	78,336	19,820,563	
2 固定負債	86,773,000	0	86,773,000	
負債合計	106,671,899	78,336	106,593,563	
III 正味財産の部				
正味財産	△ 21,307,403	35,575,953	△ 56,883,356	
負債及び正味財産合計	85,364,496	35,654,289	49,710,207	

[一般会計]

収支計算書

(平成12年4月1日から平成12年4月30日まで)

(単位:円)

科 目	予 算 額 (a)	決 算 額 (b)	差 異 (a)-(b) (c)	備 考
I 収入の部				
1 基本財産運用収入	40,000	0	40,000	
基本財産利息収入	40,000	0	40,000	
2 補助金等収入	1,065,000	160,000	905,000	
県補助金収入	1,065,000	160,000	905,000	人件費補助金
3 負担金収入	456,000	0	456,000	
市負担金収入	456,000	0	456,000	
4 委託金収入	0	0	0	
生きた川川河事業委託収入	0	0	0	
5 雑収入	20,000	269	18,731	
施設整備事務費	0	0	0	
納付金	10,000	269	9,731	雇用保険料納付金
雑収入	10,000	0	10,000	
当期収入合計 (A)	1,581,000	160,269	1,420,731	
前期繰越収支差額	535,000	569,771	△ 34,771	
収入合計 (B)	2,116,000	730,040	1,385,960	

科 目	予 算 額 (a)	決 算 額 (b)	差 異 (a)-(b) (c)	備 考
II 支出の部				
1 管理費	1,751,000	154,067	1,596,913	
給与	1,338,000	136,620	1,201,380	日・定期退職金
福利厚生費	183,000	17,467	165,533	日・定期退職金
会費	50,000	0	50,000	
旅費交通費	150,000	0	150,000	
通信運搬費	10,000	0	10,000	
消耗品費	10,000	0	10,000	
印刷製本費	10,000	0	10,000	
2 生きた川川河事業費	0	0	0	
委託費	0	0	0	
3 予備費	10,000	0	10,000	
予備費	10,000	0	10,000	
当期支出合計 (C)	1,761,000	154,067	1,606,913	
当期収支差額 (A)-(C)	△ 180,000	6,182	△ 186,182	
次期繰越収支差額 (B)-(C)	355,000	575,953	△ 220,953	

〔一般会計〕

正味財産増減計算書
(平成12年4月1日から平成12年4月30日まで)

(単位:円)

科 目	金	額
I 増加の部		
1 資産増加額		
当期収支差額	6,182	
資産増加額合計		6,182
2 負債減少額	0	
負債減少額合計		0
増加額合計		6,182
II 減少の部		
1 資産減少額	0	
資産減少額合計		0
2 負債増加額	0	
負債増加額合計		0
減少額合計		0
当期正味財産増加額		6,182
前期繰越正味財産額		35,589,771
期末正味財産合計額		35,575,953

貸 借 対 照 表

(平成12年4月30日現在)

(単位:円)

科 目	金	額
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	654,289	
未収金	0	
流動資産合計		654,289
2 固定資産		
基本財産		
投資有価証券	10,000,000	
基本財産合計	10,000,000	
その他の固定資産		
運営会社株式	25,000,000	
その他の固定資産合計	25,000,000	
固定資産合計		35,000,000
資産合計		35,654,289
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	35,142	
預り金	43,194	
流動負債合計		78,336
負債合計		78,336
III 正味財産の部		
正味財産		35,575,953
(うち基本金)		(10,000,000)
(うち当期正味財産増加額)		(6,182)
負債及び正味財産合計		35,654,289

〔一般会計〕

財 産 目 録

(平成12年4月30日現在)

(単位:円)

科 目	金	額
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
普通預金(一般会計)	十六銀行県庁支店	654,289
未収金		0
流動資産合計		654,289
2 固定資産		
基本財産		
投資有価証券	投資有価証券 東洋信託銀行	10,000,000
基本財産合計		10,000,000
その他の固定資産		
運営会社株式	(株)グリーンエコー 500株(1株 50,000円)	25,000,000
その他の固定資産合計		25,000,000
固定資産合計		35,000,000
資産合計		35,654,289
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	福利厚生費(3、4月分保険料)	35,142
預り金	源泉所得税、社会保険料	43,194
流動負債合計		78,336
負債合計		78,336
正味財産		35,575,953

[保養基地特別会計]

収 支 計 算 書
(平成12年4月1日から平成12年4月30日まで)

(単位:円)

科 目	予 算 額 (a)	決 算 額 (b)	差 異 (a)-(b) (c)	備 考
I 収入の部				
1 営業収入	31,500,000	43,883,127	△ 12,383,127	
入園料収入	735,000	674,350	60,650	
宿泊料収入	18,900,000	24,946,488	△ 5,046,488	
飲食料収入	8,400,000	11,929,198	△ 3,529,198	
教養文化施設収入	105,000	134,251	△ 29,251	
保健体育施設収入	1,050,000	1,263,203	△ 213,203	
売店等収入	2,310,000	4,921,637	△ 2,611,637	
2 補助金等収入	147,000,000	100,000,000	47,000,000	
県補助金収入	147,000,000	100,000,000	47,000,000	
3 負担金収入	62,000,000	0	62,000,000	
市負担金収入	62,000,000	0	62,000,000	
4 雑収入	40,800	0	40,800	
受取利息	30,000	0	30,000	
繰入金収入	10,000	0	10,000	
5 借入金収入	0	0	0	
短期借入金収入	0	0	0	
当期収入合計(A)	240,540,000	143,883,127	96,656,873	
前期繰越収支差額	42,815,000	44,710,076	△ 1,895,076	
収 入 合 計 (B)	283,355,000	188,593,203	94,761,797	

科 目	予 算 額 (a)	予 算 外 額 (b)	予 算 外 額 (a)+(b) (c)	決 算 額 (d)	差 異 (c)-(d) (e)	備 考
II 支出の部						
1 営業時費用	74,500,000	0	74,500,000	37,912,888	36,587,112	(株)「サトウ」へ支出
給料	19,000,000	0	19,000,000	13,866,378	5,133,622	
材料	13,500,000	0	13,500,000	12,866,147	633,853	
営業経費	17,000,000	0	17,000,000	11,347,844	5,652,156	
基地管理費	25,000,000	0	25,000,000	0	25,000,000	
2 報償費	0	777,290	777,290	777,290	0	0
成功報酬	0	777,290	777,290	777,290	0	0
3 委託料	0	0	0	0	0	0
基地委託料	0	0	0	0	0	0
4 管理費	70,000	532,700	602,700	0	602,700	0
会議費	0	0	0	0	0	0
旅費	0	0	0	0	0	0
通信費	0	0	0	0	0	0
福利費	0	0	0	0	0	0
印刷製本費	0	0	0	0	0	0
公租公課費	70,000	532,700	602,700	0	602,700	0
5 借入金返済支出	208,773,000	0	208,773,000	128,000,000	86,773,000	0
短期借入金返済支出	128,000,000	0	128,000,000	128,000,000	0	0
長期借入金返済支出	86,773,000	0	86,773,000	0	86,773,000	0
6 予備費	1,500,000	△ 1,308,990	190,010	0	190,010	0
予備費	1,500,000	△ 1,308,990	190,010	0	190,010	0
当期支出合計(C)	282,843,000	0	282,843,000	158,680,159	124,162,841	
当期収支差額(A)-(C)	△ 42,303,000	0	△ 42,303,000	△ 14,821,032	△ 27,481,968	
次期繰越収支差額(B)-(C)	512,000	0	512,000	28,889,644	△ 28,377,644	

[保養基地特別会計]

正味財産増減計算書
(平成12年4月1日から平成12年4月30日まで)

(単位:円)

科 目	金 額	金 額	金 額
I 増加の部			
1 資産増加額	0		
資産増加額合計		0	
2 負債減少額	120,000,000		
短期借入金返済額		120,000,000	
負債減少額合計			120,000,000
II 減少の部			
1 資産減少額	14,821,032		
当期収支差額		14,821,032	
資産減少額合計			14,821,032
2 負債増加額	0		
短期借入金増加額		0	
負債増加額合計			0
減少額合計			14,821,032
当期正味財産増加額			105,178,968
前期繰越正味財産額			△ 162,062,324
期末正味財産合計額			△ 56,883,356

貸 借 対 照 表

(平成12年4月30日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	金 額	金 額
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	18,737,837		
未収金	32,972,370		
流動資産合計		49,710,207	
資産合計			49,710,207
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	19,820,563		
流動負債合計		19,820,563	
2 固定負債			
長期借入金	86,773,000		
固定負債合計		86,773,000	
負債合計			106,593,563
III 正味財産の部			
正味財産			△ 56,883,356
(うち当期正味財産増加額)			(105,178,968)
負債及び正味財産合計			49,710,207

〔保養基地特別会計〕

財 産 目 録

(平成12年4月30日現在)

(単位：円)

科		目	金		額
I 資産の部					
1	流動資産				
	現金	預金			
	普通預金(特別会計)	十六銀行県庁支店	16,737,837		
	未収金				
	営業収入	平成12年4月分	32,972,370		
	流動資産合計			49,710,207	
	資産合計				49,710,207
II 負債の部					
1	流動負債				
	未払金				
	営業諸負債		18,770,563		
	成功報酬		1,050,000		
	流動負債合計			19,820,563	
2	固定負債				
	長期借入金	県からの借入金(無利息)	86,773,000		
	固定負債合計			86,773,000	
	負債合計				106,593,563
	正味財産				△ 56,883,356

計算書類の注記

1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法について
投資有価証券は、移動平均法による原価法を採用している。
- (2) 資金の範囲について
資金の範囲には、現金預金、未収金、未払金、預り金を含んでいる。なお、貸倒未及び当期末残高は下記3に記載するとおりである。
- (3) 消費税等の会計処理について
消費税等の会計処理については、税込方式によっている。

2 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
投資有価証券	10,000,000	0	0	10,000,000
合 計	10,000,000	0	0	10,000,000

4 期末正味財産の内容

期末正味財産の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	合 計	一般会計	特別会計
基 本 財 産	10,000,000	10,000,000	0
運 営 会 社 株 式	25,000,000	25,000,000	0
短 期 借 入 金	0	0	0
長 期 借 入 金	△ 86,773,000	0	△ 86,773,000
期末資産残高(次期繰越収支差額)	30,465,597	575,953	29,889,644
期末正味財産合計	△ 21,307,403	25,575,953	△ 56,883,356

3 次期繰越収支差額の内容

次期繰越収支差額の内容は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	前期末残高		当期末残高	
	一般会計	特別会計	一般会計	特別会計
現金預金	613,321	26,293,064	654,269	16,737,873
未収金	0	15,318,286	0	32,972,370
合 計	613,321	51,611,350	654,269	49,710,207
未払金	17,675	6,907,694	35,142	19,820,563
未預り金	25,875	0	43,194	0
合 計	43,550	6,907,694	78,336	19,820,563
次期繰越収支差額	569,771	44,710,576	575,953	29,889,644
	45,280,447		30,465,597	

付 属 明 細 書

1 預金明細書

種 別	金融機関名	金 額(円)	期 間	利 率	摘 要
普 通 預 金	十六銀行 県庁支店	654,289	—	0.05%	一 般 会 計
		16,737,837	—	0.05%	特 別 会 計
合 計		17,392,126			

2 基本財産明細書

種 別	金融機関名	金 額(円)	期 間	利 率	団体別出資金額及び出資割合
投資有価証券	群馬新報社	10,000,000	H8.8.24 ～ H13.8.20	0.40%	岐阜県 7百万円 70% 恵那市 3百万円 30%
合 計		10,000,000			

3 その他の固定資産明細書

種 別	金 額(円)	摘 要
運営会社株式	25,000,000	株式会社グリーンピア恵那 1株50,000円×500株
合 計	25,000,000	

4 未収金明細書

科 目	未 収 先	金 額(円)	摘 要
営業収入 (特別会計)	株式会社グリーンピア恵那	32,972,370	営業収入 4月残り分(4/21～4/30)
合 計		32,972,370	

5 未払金明細書

科 目	未 払 先	金 額(円)	摘 要
管理費 (一般会計)	岐阜南社会保険事務所	35,142	福利厚生費 3、4月分保険料
小 計		35,142	
営業諸負債 (特別会計)	株式会社グリーンピア恵那	18,770,563	営業諸負債
報 償 費 (特別会計)	株式会社グリーンピア恵那	1,050,000	成功報酬
小 計		19,820,563	
合 計		19,855,705	

6 預り金明細書

種 別	未 払 先	金 額(円)	摘 要
源泉所得税 (一般会計)	岐阜南税務署	8,392	1～4月分所得税
社会保険料 (一般会計)	岐阜南社会保険事務所	34,802	3、4月分本人負担分
合 計		43,194	

(別添六)

(財) グリーンピア南紀

平成14年度 財務書類

(注)・紀南基地を運営

財団法人グリーンピア南紀

平成14年度 収支決算

(1) 一般会計収支決算

(2) 特別会計収支決算

一般会計
収支計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで(単位:円)

項 目	金 額	備 考
I 収 入		
(1) 受 託 収 入	737,816	(財)年金保養協会より
(2) 預 金 利 息	0	
収 入 合 計	737,816	
II 支 出		
(1) 生 き が い 対 策 事 業 費		開催期間 6月15～30日
1) あ じ さ い 主 要 費	25,462	利用人数 940名
消 通 信 費	15,500	内容 福祉施設関係者招待 おしるこ等のサ・エス
広 告 宣 伝 費	87,150	
	128,112	
(2) 第17回財団法人グリーン・ジェ7南紀 杯 杯 金 賞 費	3,307	10月8日
理 事 長 木 村 良 樹 氏 参 加 人 数 176名		
ゲ ー ト ボ ー ル 大 会 賞 費	164,557	
会 費 品 賞 費	720	
消 通 信 費	18,930	
賞 金 賞 料 費	3,600	
賞 金 賞 料 費	191,114	
3) 第14回グリーン・ジェ7南紀 杯 杯 金 賞 費	367,500	11月27日～28日
第14回グリーン・ジェ7南紀 杯 杯 金 賞 費		参加人数 13名
旅 費 交 通 費	367,500	朝陽チーム 和歌チーム
4) 第5回財団法人グリーン・ジェ7南紀 杯 杯 金 賞 費	36,830	11月21日
消 通 信 費	1,760	参加人数 230名
賞 金 賞 料 費	8,000	
賞 金 賞 料 費	4,500	
賞 金 賞 料 費	51,090	
支 出 合 計	737,816	
当 期 収 支 差 額	0	
次 期 繰 越 収 支 差 額	0	

正味財産増減計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで(単位:円)

項 目	金 額	額
I 増加の部		
(1) 資 産 増 加 額	0)	
当 期 収 入 差 額	0	
(2) 負 債 減 少 額	0)	
増 加 合 計	0	0
II 減少の部		
(1) 資 産 減 少 額	0)	
基 本 金 等 利 息 引 当 預 金 減 少 額	0	
特 別 会 計 繰 入 預 金 減 少 額	0	
(2) 負 債 増 加 額	0)	
減 少 合 計	0	0
当 期 正 味 財 産 増 減 額	0	0
前 期 繰 越 正 味 財 産 額	10,000,000	
期 末 正 味 財 産 合 計 額	10,000,000	

一般会計
貸借対照表

平成15年3月31日(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I. 流動資産 普 通 預 金	(0)	IV. 流動負債	(0)
II. 固定資産 基本金引当預金	(10,000,000) 10,000,000	V. 固定負債	(0)
		VI. 正味財産 合計	0
		(1) 基 本 金	10,000,000
		(2) 収 入	10,000,000
		(3) 増 減	0
資 産 合 計	10,000,000	正味財産合計	10,000,000
		負債・正味財産合計	10,000,000

財産目録

平成15年3月31日(単位:円)

科 目	金 額	金 額
(1) 普 通 預 金 紀陽銀行勝浦支店(口座293072)	0	0
(2) 基 本 金 引 当 預 金 紀陽銀行勝浦支店(口座351738)	10,000,000	10,000,000
合 計		10,000,000

特別会計
收支計算書

平成14年4月1日から15年3月31日まで(単位:円)

I 売上高	1. 入園料 2. 本館施設収入 3. 飲食料 4. 奉仕料 5. 商品売上 6. 体育施設収入 7. 雑収入	2,638 98,185,310 144,933,688 20,054,785 16,623,136 7,569,542 7,529,993	294,899,092
II 売上原価	1. 期首商品棚卸 2. 期首貯蔵品棚卸 3. 飲食材料 4. 商品仕入 5. 体育施設材料 6. 宿泊材料費 売上総利益	1,295,543 1,337,965 54,287,341 12,517,210 83,746 2,783,273	72,305,078 222,594,014
III 販売費及び一般管理費	1. 役員報酬 2. 給料手当 3. 賞与 4. 法定福利費 5. 厚生費 6. 退職金 7. 水道料 8. 電力料 9. 重油 10. 力入料 11. 広告宣伝費 12. 通信費 13. 装飾費 14. 洗濯料 15. 旅費交通費 16. 交際費 17. 送客手数料 18. サニタリ用品 19. 販売顧客費 20. 自動車費 21. 事務費 22. 消耗品費 23. 器具備品費	10,500 47,176,781 68,488,144 16,701,750 906,040 32,196,500 17,650,924 25,220,004 9,215,820 1,907,653 694,081 1,166,685 823,837 4,397,917 415,738 326,644 3,531,102 2,097,704 431,375 1,794,506 820,673 2,918,202 171,886	

24. 修繕費	2,215,549	
25. 印刷製本費	1,066,740	
26. 会費負担費	1,288,506	
27. 租税公課	4,591,832	
28. 被服費	42,750	
29. 保険料	2,765,430	
30. 園地管理費	688,817	
31. 委託管理費	48,225,164	
32. 基地受託料	1,412,000	
33. 減価償却費	0	
34. 警備委託費	3,948,000	
35. 会議費	14,695	
36. 雑費	1,118,561	306,442,510
營業利益		△ 83,848,496
IV 營業外収益		
1. 受取利息	3,882	
2. 雑収入	119,884,476	
3. 退職引当金戻入	2,214,000	122,102,358
V 營業外費用		
1. 支払利息	4,172,114	37,460,533
2. 固定資産売却費	33,288,419	
経常利益		793,329
VI 特別利益		
特別損失		0
税引前当期利益		793,329
法人税等充当額		120,000
当期利益		673,329
前期繰越利益		37,738,651
当期繰越利益		38,412,180

特 別 会 計 表
貸 借 対 照 表

平成15年3月31日 (単位:円)

資産の部		
I 流動資産		
1. 預 金	99,587,827	
2. 未 収 金	18,180,974	
3. 売 掛 金	20,954,058	
II 固定資産		138,722,859
1. 建物	65,078,036	
2. 建物付属設備	9,905,270	
3. 構築物	104,020,448	
4. 車輦運搬具	8,404,222	
5. 器具備品	18,059,853	
6. 電話加入権	66,800	
資産合計	205,534,629	344,257,488

負債の部

I 流動負債		
1. 未払費用	96,854,805	
2. 未払税金	13,481,762	
3. 法人税等充当金	120,000	
4. 短期借入金	879,741	
5. 短期借入金	117,000,000	
II 固定負債		228,336,308
長期借入金		
負債合計	77,509,000	77,509,000
負債合計		305,845,308

正味財産の部

I 剰余金		
1. 当期末処分利益	38,412,180	
(内 当期利益)	(673,329)	
負債及び正味財産合計		344,257,488

(注) 減価償却累計 204,104,127

特 別 会 計 表
資 産 目 録

平成15年3月31日(単位:円)

資 産		
I 流動資産		
1 預 金	99,587,827	
2 未 収 金	18,180,974	
3 売 掛 金	20,954,058	
II 固定資産		138,722,859
1 建 物	65,078,036	
2 建物付属設備	9,905,270	
3 構 築 物	104,020,448	
4 車輦運搬具	8,404,222	
5 器具備品	18,059,853	
6 電 話 加 入 権	66,800	
資産合計	205,534,629	344,257,488

平成15年3月31日(単位:円)

監事監査報告

平成14年度財団法人グリーンピア南紀の決算について、財務諸表及び証拠書類等を監査したところ、適正に処理されていることを確認しました。

平成15年5月22日

監事 新 舎 昭 

監事 新 舎 昭 

監事 大 平 勝 之 

負債			平成15年3月31日(単位:円)
I 流動負債費用			
1	未払費用	96,854,805	
2	未払金	13,481,762	
3	法人税等充当金 法人市町民税(2町)税 法人市町民業	(120,000) 0 20,000 100,000 0	
4	預入源の泉のり湯所得金 預入源その他	(879,741) 515,064 298,069 66,608	
5	短期借入金 紀陽銀行借入支店	(117,000,000) 117,000,000	228,336,308
II 固定負債			
	長期借入金 紀陽銀行借入支店	77,509,000	77,509,000
	負債合計		305,845,308
	正味財産		38,412,180
	負債及び正味財産合計		344,257,488

財団法人グリーンピア南紀

平成 14 年度 剰余金処理

利益処分計算書

項 目	金 額
1. 前 期 繰 越 金 金 計	37,738,851
2. 当 期 繰 越 金 金 計	673,329
合 計	38,412,180

(別添七)

(財) グリーンピア安浦

平成14年度 財務書類

(注)・安浦基地を運営

第3号議案

平成14年度財団法人グリーンピア安浦収支決算

財団法人グリーンピア安浦寄附行為第11条の規定により、平成14年度財団法人グリーンピア安浦収支決算について、次のとおり理事会の承認を求める。

平成15年6月16日提出

財団法人グリーンピア安浦理事長 田 口 尚 文

- 1 平成14年度財団法人グリーンピア安浦収支決算書
- 2 平成14年度財団法人グリーンピア安浦損益計算書
- 3 平成14年度財団法人グリーンピア安浦貸借対照表
- 4 平成14年度財団法人グリーンピア安浦欠損金処理計算書

損益計算書総括表

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

財団法人グリーンピア安浦

I 収益の部

(単位:円)

科 目	合 計	一 般 会 計	特 別 会 計 (グリーンピア安浦)	特 別 会 計 (サンパブリック 安浦)
1 運営事業収入	834,053,758	0	834,053,758	0
2 営業外収入	270,482	10,936	259,546	0
3 特別収入	8,000,000	8,000,000	0	0
4 事業受託収入	32,622,757	0	0	32,622,757
当期収益合計(A)	874,946,997	8,010,936	834,313,304	32,622,757
	(8,000,000)	(8,000,000)		
前期繰越損失	△ 46,345,700	630,672	△ 46,976,372	0
収益合計(B)	828,601,297	8,641,608	787,336,932	32,622,757

II 費用の部

1 基地等運営費	774,045,597	0	774,045,597	0
2 管理費	30,585,271	7,869,801	22,715,470	0
3 特別支出	8,000,000	0	8,000,000	4
4 事業等運営費	32,622,757	0	0	32,622,757
当期費用合計(C)	845,253,625	7,869,801	804,761,067	32,622,757
	(8,000,000)		(8,000,000)	
当期利益(A)-(C)	29,693,372	141,136	29,552,237	0
次期繰越損失(B)-(C)	△ 16,652,328	771,807	△ 17,424,136	0

() は、内部取引額であり内数。

損益計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

財団法人グリーンピア安浦一般会計

I 収益の部

(単位:円)

科 目	本年度決算額	前年度決算額	差 引 増 減	備 考
1 営業外収入	10,936	24,312	△ 13,376	
(1) 基本財産運用収入	10,000	24,000	△ 14,000	
(2) 利息収入	36	312	△ 276	
(3) 雑収入	900	0	900	
2 特別収入	8,000,000	7,500,000	500,000	
(1) 寄付金収入	8,000,000	7,500,000	500,000	
当期収益合計(A)	8,010,936	7,524,312	486,624	
前期繰越利益	630,672	486,547	144,125	
収益合計(B)	8,641,608	8,010,859	630,749	

II 費用の部

1 管理費	7,869,801	7,380,187	489,614	
(1) 役員報酬	30,000	20,000	10,000	
(2) 給与手当	6,765,443	6,181,299	584,144	
(3) 会議費	953	953	0	
(4) 法定福利費	746,884	774,201	△ 27,317	
(5) 旅費交通費	131,739	201,448	△ 69,709	
(6) 通信運搬費	81,056	85,811	△ 4,755	
(7) 光熱水費	10,926	11,117	△ 191	
(8) 諸謝金	100,000	100,000	0	
(9) 雑費	2,800	5,358	△ 2,558	
当期費用合計(C)	7,869,801	7,380,187	489,614	
当期利益(A)-(C)	141,136	144,125	△ 2,990	
次期繰越利益(B)-(C)	771,807	630,672	141,136	

II 費用の部

(単位: 円)

科 目	本 年 度 決 算 額	前 年 度 決 算 額	差 引 増 減	備 考
1 基地等運営費	774,045,597	781,772,512	△ 7,726,915	
(1) 売上原価	196,665,950	244,159,265	△ 47,493,315	
(2) 直接経費	145,627,717	135,651,511	9,976,206	
(3) 人件費	306,771,039	287,666,454	19,104,585	
(4) 営業管理費	56,965,790	56,183,660	782,130	
(5) 販売促進費	36,459,948	29,749,798	6,710,150	
(6) 一般管理費	27,724,845	25,060,227	2,664,618	
(7) 手数料・諸経費	3,830,308	3,301,697	528,711	
2 管理費	22,715,470	20,468,935	2,246,535	
(1) 一般管理調整費	22,715,470	20,468,935	2,246,535	
3 特別支出	8,000,000	7,500,000	500,000	
(1) 寄付金支出	8,000,000	7,500,000	500,000	
当期費用合計(C)	804,761,067	809,741,447	△ 4,980,380	
当期利益(A)-(C)	29,652,237	25,174,724	4,377,513	
次期繰越損失(B)-(C)	△ 17,424,135	△ 46,976,372	29,552,237	

損益計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

財団法人グリーンピア安浦特別会計(グリーンピア安浦)

I 収益の部

(単位: 円)

科 目	本 年 度 決 算 額	前 年 度 決 算 額	差 引 増 減	備 考
1 運営事業収入	834,053,758	833,497,540	556,218	
(1) 入園料収入	29,333,791	32,527,074	△ 3,193,283	
(2) 宿泊料収入	421,734,877	411,945,162	9,789,715	
(3) 飲食施設収入	163,016,906	174,778,188	△ 11,761,282	
(4) 教養文化施設収入	3,273,696	3,599,702	△ 326,006	
(5) 保健体育施設収入	80,039,737	83,841,344	△ 3,801,607	
(6) 売店等収入	136,654,751	126,806,070	9,848,681	
2 営業外収入	259,546	1,418,631	△ 1,159,085	
(1) 受託収入	257,143	1,406,690	△ 1,149,547	
(2) 利息収入	2,403	11,937	△ 9,534	
(5) 特別会計繰入金収入	0	4	△ 4	
当期収益合計(A)	834,313,304	834,916,171	△ 602,867	
前期繰越損失	△ 46,976,372	△ 72,151,096	25,174,724	
収益合計(B)	787,336,932	762,765,075	24,571,857	

損益計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

財団法人グリーンピア安浦特別会計（サンパブリックやすら）

(単位：円)

I 収益の部						
科 目	本年度決算額	前年度決算額	差引増減	備 考		
1 事業受託収入	32,622,757	34,110,368	△	1,487,611		
(1) 受託収入	32,622,757	34,110,368	△	1,487,611		
2 営業外収入	0	4	△	4		
(1) 利息収入	0	4	△	4		
当期収益合計(A)	32,622,757	34,110,372	△	1,487,615		
前期繰越利益	0	0		0		
収益合計(B)	32,622,757	34,110,372	△	1,487,615		

II 費用の部						
科 目	本年度決算額	前年度決算額	差引増減	備 考		
1 事業等運営費	32,622,757	34,110,368	△	1,487,611		
(1) 直接経費	5,543,283	6,808,256	△	1,264,973		
(2) 人件費	17,995,717	17,147,438		848,279		
(3) 営業管理費	7,067,152	8,265,587	△	1,198,435		
(4) 販売促進費	1,816,095	974,742		841,353		
(5) 一般管理費	200,510	914,345	△	713,835		
2 特別支出	0	4	△	4		
(1) 特別会計繰入金支出	0	4	△	4		
当期費用合計(C)	32,622,757	34,110,372	△	1,487,615		
当期利益(A)-(C)	0	0		0		
次期繰越利益(B)-(C)	0	0		0		

貸借対照表総括表

平成15年3月31日現在

財団法人グリーンピア安浦

(単位：円)

I 資産の部

(単位：円)

科 目	合 計	一 般 会 計	特 別 会 計 (グリーンピア費)	特 別 会 計 (サンパブリック やすら)
1 流動資産				
(1) 普通預金	65,785,423	866,878	62,374,045	2,544,500
(2) 特別会計勘定	16,341	16,341	0	0
(3) 未収売上金	26,212,752	0	26,212,752	0
(4) 未収金	286,606	0	0	286,606
流動資産合計	92,301,122 (16,341)	883,219 (16,341)	88,586,797	2,831,106
2 固定資産				
(1) 基本財産引当金	20,000,000	20,000,000	0	0
(2) グリーンピア費	30,000,000	30,000,000	0	0
(3) 工具器具備品	2,404,467	0	2,404,467	0
固定資産合計	52,404,467	50,000,000	2,404,467	0
資産合計	144,705,589	50,883,219	90,991,264	2,831,106

※減価償却累計額 44,844,852円

() は、内部取引額であり内数。

II 負債の部

(単位: 円)

科 目	合 計	一 般 会 計	特 別 会 計 (グリーンピア)	特 別 会 計 (サンパブリック)
1 流動負債				
(1) 短期借入金	60,000,000	0	60,000,000	0
(2) 未払金	22,768,367	20,509	22,747,858	0
(3) 所得税預り金	70,751	70,751	0	0
(4) 未払法人税等	10,890,100	0	10,890,100	0
(5) 未払事業税	3,668,500	0	3,668,500	0
(6) 未払消費税	1,092,600	0	1,092,600	0
(7) 一般会計勘定	16,341	0	16,341	0
(8) その他預り金	2,851,258	20,152	0	2,831,106
流動負債合計	101,357,917	111,412	98,415,399	2,831,106
	(16,341)		(16,341)	
2 固定負債				
(1) 長期借入金	5,000,000	0	5,000,000	0
(2) 償還引当金	5,000,000	0	5,000,000	0
固定負債合計	10,000,000	0	10,000,000	0
負債合計	111,357,917	111,412	108,415,399	2,831,106

III 基本金の部

1 基本金	50,000,000	50,000,000	0	0
2 当期末処理損失	△ 16,652,328	771,807	△ 17,424,135	0
基本金合計	33,347,672	60,771,807	△ 17,424,135	0
負債及び基本金合計	144,705,589	50,883,219	90,991,264	2,831,106

() は、内部取引額であり内数。

貸借対照表

平成15年3月31日現在

財団法人グリーンピア安浦一般会計

I 資産の部

(単位: 円)

科 目	本 年 度 残 高	前 年 度 残 高	差 引 増 減	備 考
1 流動資産				
(1) 普通預金	866,878	683,671	183,207	
(2) 特別会計勘定	16,341	20,202	△ 3,861	
流動資産合計	883,219	703,873	179,346	
2 固定資産				
(1) 基本財産	20,000,000	20,000,000	0	
(2) グリーンピア株式	30,000,000	30,000,000	0	
固定資産合計	50,000,000	50,000,000	0	
資産合計	50,883,219	50,703,873	179,346	

II 負債の部

1 流動負債				
(1) 未払金	20,509	5,087	15,422	
(2) 所得税預り金	70,751	68,114	2,637	
(3) その他預り金	20,152	0	20,152	
流動負債合計	111,412	73,201	38,211	
負債合計	111,412	73,201	38,211	

III 基本金の部

1 基本金	50,000,000	50,000,000	0	
(1) 基本財産基本金	20,000,000	20,000,000	0	
(2) 運用財産基本金	30,000,000	30,000,000	0	
2 当期末処分利益	771,807	630,672	141,135	
基本金合計	50,771,807	50,630,672	141,135	
負債及び基本金合計	50,883,219	50,703,873	179,346	

貸借対照表
平成15年3月31日現在
財団法人グリーンピア安浦特別会計（グリーンピア安浦）

I 資産の部		(単位：円)			
科 目	本 年 度 残 高	前 年 度 残 高	差 引 増 減	備 考	
1 流動資産					
(1) 普通預金	62,374,045	29,817,718		32,556,327	
(2) 未収金	26,212,752	26,250,064	△	2,824,881	
(3) 未収金	0	2,824,881	△	37,312	
流動資産合計	88,586,797	58,892,663		29,694,134	
2 固定資産					
(1) 固定資産	2,404,467	2,404,467		0	
固定資産合計	2,404,467	2,404,467		0	
資産合計	90,991,264	61,297,130		29,694,134	
II 負債の部					
1 流動負債					
(1) 短期借入金	60,000,000	80,000,000	△	20,000,000	
(2) 未払金	22,747,858	0		22,747,858	
(3) 未払法人税等	10,890,100	9,114,600		1,775,500	
(4) 未払事業税	3,668,500	3,021,200		647,300	
(5) 未払消費税	1,092,600	1,117,500	△	24,900	
(6) 未払会費	16,341	20,202	△	3,861	
流動負債合計	98,415,399	93,273,502		5,141,897	
2 固定負債					
(1) 長期借入金	5,000,000	10,000,000	△	5,000,000	
(2) 償還引当金	5,000,000	5,000,000		0	
固定負債合計	10,000,000	15,000,000	△	5,000,000	
負債合計	108,415,399	108,273,502		141,897	
III 基本金の部					
1 当期末処理損失	△ 17,424,135	△ 46,976,372		29,552,237	
基本金合計	△ 17,424,135	△ 46,976,372		29,552,237	
負債及び基本金合計	90,991,264	61,297,130		29,694,134	

— 9 —

貸借対照表

平成15年3月31日現在

財団法人グリーンピア安浦特別会計（サンパブリックやすうら）

I 資産の部		(単位：円)			
科 目	本 年 度 残 高	前 年 度 残 高	差 引 増 減	備 考	
1 流動資産					
(1) 普通預金	2,544,500	6,050,261	△	3,505,761	
(2) 未収金	286,606	596,714	△	310,108	
流動資産合計	2,831,106	6,646,975	△	3,815,869	
資産合計	2,831,106	6,646,975	△	3,815,869	
II 負債の部					
1 流動負債					
(1) その他預り金	2,831,106	6,646,975	△	3,815,869	
流動負債合計	2,831,106	6,646,975	△	3,815,869	
負債合計	2,831,106	6,646,975	△	3,815,869	
III 基本金の部					
1 当期末処分利益	0	0		0	
基本金合計	0	0		0	
負債及び基本金合計	2,831,106	6,646,975	△	3,815,869	

— 10 —

欠損金計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

財団法人グリーンピア安浦

(単位:円)

科 目	合 計	一 般 会 計	特 別 会 計 (グリーンピア費)	特 別 会 計 (サンパブリック 等)
I 前期末処理損失	△ 46,345,700	630,672	△ 46,976,372	0
II 前期繰越損失	△ 46,345,700	630,672	△ 46,976,372	0
III 当期利益	29,693,372	141,135	29,552,237	0
当期末処理損失	△ 16,652,328	771,807	△ 17,424,135	0

欠損金処理計算書

平成15年3月31日

I 当期末処理損失	△ 16,652,328	771,807	△ 17,424,135	0
II 次期繰越損失	△ 16,652,328	771,807	△ 17,424,135	0

第4号議案

平成15年度財団法人グリーンピア安浦財産目録

財団法人グリーンピア安浦寄附行為第11条の規定により、平成14年度財団法人グリーンピア安浦財産目録について、次のとおり定めることについて、理事会の承認を求める。

平成15年6月16日

財団法人グリーンピア安浦理事長 田 口 尚 文

1 平成14年度財団法人グリーンピア安浦財産目録

財産目録		平成15年3月31日現在		(単位:円)
財団法人グリーンピア安浦一般会計				
科	目	金	額	
I	資産の部			
1	流動資産			
(1)	普通預金 広島銀行支店普通預金	866,878		
(2)	特別会計勘定 仮払消費税を特別会計に振替	16,341		
	流動資産合計		883,219	
2	固定資産			
(1)	基本財産引当定期預金 広島銀行支店自由資金利殖大口定期預金	20,000,000		
(2)	グリーンピア安浦株式 (株)グリーンピア安浦株式 額面5万円100株等5枚	30,000,000		
	固定資産合計		50,000,000	
	資産合計			50,883,219
II	負債の部			
1	流動負債			
(1)	未払金 健康保険料(事業主負担分)	20,509		
(2)	所得税預り金 広島県税務署への事業関係員等に係る源泉所得税	70,751		
(3)	その他預り金 健康保険料(自己負担分)	20,152		
	流動負債合計		111,412	
	負債合計			111,412
	基本金合計			50,771,807

財産目録		平成15年3月31日現在		(単位:円)
財団法人グリーンピア安浦特別会計(グリーンピア安浦)				
科	目	金	額	
I	資産の部			
1	流動資産			
(1)	普通預金 広島銀行支店普通預金	62,374,045		
(2)	未収売上金 (株)グリーンピア安浦からの3月下半分賃金事業収入	26,212,752		
	流動資産合計		88,586,797	
2	固定資産			
(1)	工具器具備品 財団法人所有の備品類	2,404,467		
	固定資産合計		2,404,467	
	資産合計			90,991,264
II	負債の部			
1	流動負債			
(1)	短期借入金 広島銀行支店 利率1.625%	60,000,000		
(2)	未払金 (株)グリーンピア安浦への繰上未払金	22,747,858		
(3)	未払法人税等 広島県税務署への法人税納付額	9,039,500		
	広島地域事務所への県民税納付額	471,900		
	広島市中区税務所への市民税納付額	1,378,700		
(4)	未払事業税 広島地域事務所への事業税納付額	3,668,500		
(5)	未払消費税 広島県税務署への消費税納付額	1,092,600		
(6)	一般会計勘定 仮払消費税を一般会計から振替	16,341		
	流動負債合計		98,415,399	
2	固定負債			
(1)	長期借入金 広島県 利率0%	5,000,000		
(2)	償還引当金 予備費	5,000,000		
	固定負債合計		10,000,000	
	負債合計			108,415,399
	基本金合計			△17,424,135

財産目録

平成15年3月31日現在

財団法人グリーンピア安浦特別会計（サンパブリックやすうら）

（単位：円）

科	目	金	額
I 資産の部			
1 流動資産			
(1) 普通預金	広島銀行県庁支店普通預金	2,644,500	
(2) 未収金	(株)グリーンピア安浦からの 事業等運営費貸付金 (株)グリーンピア安浦からの 3月分利用料未納分	204,106 82,500	
	流動資産合計		2,831,106
	資産合計		2,831,106
II 負債の部			
1 流動負債			
(1) その他預り金	広島県企業局への3月分利用料未納分 広島県企業局への事業受託収入勘定金	2,627,000 204,106	
	流動負債合計		2,831,106
	負債合計		2,831,106
	基本金合計		0

財団法人グリーンピア安浦に係る

平成14年度決算監査報告書

財団法人グリーンピア安浦寄附行為第11条及び財団法人グリーンピア安浦財務
規程第56条の規定により、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの
平成14年度決算について、事業報告書、収支決算書、財産目録等の決算書類及び
総勘定元帳等の関係帳簿を監査した結果、適正であると認められます。

平成15年6月6日

財団法人グリーンピア安浦

理事長 田口尚文 様

財団法人グリーンピア安浦

監事

予田 誠

財団法人グリーンピア安浦

監事

河野ニハ夫

(別添ハ)

(財) グリーンピア土佐横浪

平成14年度 財務書類

(注)・横浪基地を運営

平成14年度決算報告について

収 支 計 算 書 総 括 表

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(単位:円)

科 目	合 計	一般会計	特別会計
【収入の部】			
基本財産運用収入	8,003	8,003	0
事業収入	261,301,749	0	261,301,749
補助金等収入	171,429	171,429	0
雑 収 入	1,071,330	118	1,071,212
借入金収入	1,101,910,000	0	1,101,910,000
当期収入合計 (A)	1,364,462,511	179,550	1,364,282,961
前期繰越収支差額	17,596,161	3,227,531	14,368,630
収入合計 (B)	1,382,058,672	3,407,081	1,378,651,591
【支出の部】			
事業支出	313,503,435	0	313,503,435
管理費	198,250	198,250	0
借入金返済支出	1,042,940,000	0	1,042,940,000
当期支出合計 (C)	1,356,641,685	198,250	1,356,443,435
当期収支差額 (A) - (C)	7,820,826	-18,700	7,839,526
次期繰越収支差額 (B) - (C)	25,416,987	3,208,831	22,208,156

収 支 計 算 書

(一般会計)

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(収入の部)

(単位:円)

勘 定 科 目	当 初	取 引・予 備	最終予算額	決算額	差 額
大 科 目	予算額①	費立当額②	③(②①-②)	④	⑤-④
1 基本財産運用収入	40,000	0	40,000	8,003	31,997
基本財産運用収入	40,000	0	40,000	8,003	31,997
2 補助金等収入	171,000	0	171,000	171,429	-429
年金資金運用基金受託収入	171,000	0	171,000	171,429	-429
3 雑 収 入	11,000	0	11,000	118	10,882
雑収入	1,000	0	1,000	0	1,000
受取利息	10,000	0	10,000	118	9,882
4 仮受消費税	8,000	0	8,000	0	8,000
仮受消費税	8,000	0	8,000	0	8,000
当 期 収 入 合 計 (A)	231,000	0	231,000	179,550	51,450
前 期 繰 越 収 支 差 額	0	0	0	3,227,531	0
収 入 合 計 (B)	231,000	0	231,000	3,407,081	51,450

※ 「前期繰越収支差額」については決算時のみ表示することとして処理している。

収 支 計 算 書
(一 般 会 計)

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(支出の部)

勘 定 科 目	当 初	流用・予備	最終予算額	決算額	差額	
大 科 目	中 科 目	予算額①	費下減額②(①-②)	③	④-③	
1 管 理 費		491,000	0	491,000	198,250	292,750
	会議費	10,000	0	10,000	0	10,000
	旅費交通費	111,000	0	111,000	58,895	52,105
	通信運搬費	60,000	0	60,000	0	60,000
	賃借料	30,000	0	30,000	0	30,000
	研修費	60,000	0	60,000	13,905	46,095
	支払手数料	200,000	0	200,000	120,450	79,550
	雑費	20,000	0	20,000	5,000	15,000
2 仮払消費税		38,000	0	38,000	0	38,000
	仮払消費税	38,000	0	38,000	0	38,000
3 予 備 費		200,000	0	200,000	0	200,000
	予備費	200,000	0	200,000	0	200,000
当 期 支 出 合 計 (C)		729,000	0	729,000	198,250	530,750
当期収支差額 (A) - (C)		-	-	-	-18,700	-
次期繰越収支差額 (B) - (C)		-	-	-	3,208,831	-

(単位：円)

収 支 計 算 書 (特 別 会 計)

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(収入の部)

勘 定 科 目	当 初	第1年度	第2年度	最終予算額	決算額	差額
大 科 目	中 科 目	予算額①	②(14.5.30付)	③(15.3.31付)	④(①-③)	⑤-④
1 事業収入		354,000,000	0	354,000,000	281,301,749	92,698,251
	営業収入	354,000,000	0	354,000,000	280,831,079	93,168,921
	増付料収入	98,882,000	0	98,882,000	98,338,048	543,951
	飲食収入	132,838,000	0	132,838,000	118,882,781	64,075,219
	売店収入	39,000,000	0	39,000,000	15,674,500	23,325,500
	施設利用料収入	3,810,000	0	3,810,000	3,388,744	221,256
	トロッコ乗車収入	4,180,000	0	4,180,000	6,138,688	-1,958,688
	その他利用料収入	25,580,000	0	25,580,000	27,239,982	-1,659,982
	配管受取収入	0	0	0	137,345	-137,345
	営業外収入	0	0	0	470,670	-470,670
2 繰入金		40,000	0	40,000	1,071,212	-1,031,212
	繰 入 金	40,000	0	40,000	1,071,212	-1,031,212
	受取利息	0	0	0	2,089	-2,089
3 補助金収入		0	0	0	0	0
	学費助成金等収入	0	0	0	0	0
4 仮受消費税		17,700,000	0	17,700,000	0	17,700,000
	仮受消費税	17,700,000	0	17,700,000	0	17,700,000
5 借入金収入		1,738,000,000	0	1,738,000,000	1,101,910,000	636,090,000
	短期借入金収入	1,738,000,000	0	1,738,000,000	528,000,000	1,210,000,000
	営業借入金収入	1,738,000,000	0	1,738,000,000	528,000,000	1,210,000,000
	長期借入金収入	0	0	0	573,910,000	-573,910,000
当期収入合計 (A)		2,107,740,000	0	2,107,740,000	1,984,332,981	123,407,019
前期繰越収支差額		0	0	0	14,389,530	-14,389,530
収入合計 (B)		2,107,740,000	0	2,107,740,000	2,000,722,511	107,017,489

(単位：円)

※「前期繰越収支差額」については決算時のみ表示することとして処理している。

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

5

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

16

(単位:円)

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

科 目	金 額	額
【増加原因の部】		
1 基本財産運用収入		
基本財産利息収入	8,003	8,003
2 補助金等収入		
年金資金運用基金受託収入	171,429	171,429
3 雑収入		
受取利息		
普通預金利息	118	118
雑収入	118	118
合 計		179,550
【減少原因の部】		
1 管理費		
旅費交通費	58,895	
支払手数料	120,450	
研究研修費	13,905	
雑費	5,000	198,250
2 減価償却額		
工具器具備品減価償却額	23,106	23,106
合 計		221,356
当期正味財産増加額		-41,806
前期繰越正味財産額		53,452,131
期末正味財産合計額		53,410,325

(單位:円)

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

項目	金額
【増減原因の部】	
1 事業収入	
当座収入	89,338,049
預金収入	118,662,781
売上収入	15,674,500
施設使用料収入	3,386,744
r-口シ運賃収入	6,188,668
その他使用料収入	27,238,992
RCP収受収入	137,345
営業外収入	260,831,079
職員用食費売上等収入	470,670
年金保険連合会委託事業収入	470,670
2 補助金等収入	0
3 雑収入	0
受取利息	2,009
普通預金利息	2,009
雑収入	78,444
消費税還付	990,759
雑収入(労働保険料還付等)	1,088,203
【減少原因の部】	
1 事業支出	
人件費	44,000
法定福利費	317,442
臨時雇労費	1,953,677
諸経費	2,315,119
保守・外注費	48,000
通信運送費	256,304
新築設備費	2,105
消耗品費	10,924
広告宣伝費	278,152
支払手数料	231,601
支払公課	836,710
修繕費	345,580
贈答促進費	508,200
庶務費	13,000
販売促進費	5,500
支払利息	7,600
負担金・支出	2,543,698
共同事業費負担金	8,301,916
管理・運営費材料	773,334
受託料	773,334
共同事業費負担金	897,143
管理・運営費材料	297,672,227
2 減価償却費	
少額減価償却資産償却額	104,334
半減率適用資産償却額	145,853
車輿運搬具減価償却額	186,261
機械器具減価償却額	2,130,321
構築物減価償却額	29,160
繰延資産減価償却額	166,000
工事費減価償却額	855,555
3 当座増減	
前期正味増減	317,222,919
当期正味増減	-54,849,956
前期正味増減合計	-978,038,242
前期正味増減合計	-1,032,868,200

貸借対照表 総括表

平成15年3月31日現在

(単位:円)

勘定科目	合計	一般会計	特別会計
【資産の部】			
1 流動資産	77,571,221	23,354,871	54,216,350
2 固定資産	38,985,693	30,055,454	8,930,239
3 繰延資産	36,277,485	0	36,277,485
資 産 合 計	152,834,399	53,410,325	99,424,074
【負債の部】			
1 流動負債	544,402,274	0	544,402,274
2 固定負債	587,910,000	0	587,910,000
負 債 合 計	1,132,312,274	0	1,132,312,274
【正味財産の部】			
正味財産	-979,477,875	53,410,325	-1,032,888,200
当期正味財産増加額	-54,891,764	-41,806	-54,849,958
前期繰越正味財産額	-924,586,111	53,452,131	-978,038,242
負債及び正味財産合計	152,834,399	53,410,325	99,424,074

貸借対照表

平成15年3月31日現在

(一般会計)

(単位:円)

資産の部	負債の部	決算額
勘定科目	勘定科目	決算額
【資産の部】		
1 流動資産	1 流動負債	
現金預金	未払費用	0
未収入金	流動負債合計	0
流動資産合計	負債合計	0
23,354,871		
【負債の部】		
2 固定資産	正味財産	53,410,325
工具器具備品	(うち基本金)	(20,000,000)
その他の固定資産	当期正味財産増加額	-41,806
固定資産合計	前期繰越正味財産額	53,452,131
30,055,454		
資 産 合 計	負債及び正味財産合計	53,410,325
53,410,325		

貸 借 対 照 表
平成15年 3月31日現在
(特 別 会 計)

資 産 の 部		負 債 の 部	
勘 定 科 目	決 算 額	勘 定 科 目	決 算 額
【資産の部】			
1 流動資産		1 流動負債	
現金預金	48,660,655	買掛金	28,142
前払費用	185,523	短期借入金	528,000,000
立替金	2,596	未払金	600
未収入金	5,343,595	未払費用	15,784,408
仮払金	23,981	前受金	25,830
流動資産合計	54,216,350	預り金	482,028
		仮受金	81,266
2 固定資産		流動負債合計	544,402,274
少額資産	51,000		
機械器具	534,440	2 固定負債	
車両運搬具	395,613	長期借入金	573,910,000
工具器具備品	4,821,356	預り保証金	14,000,000
構築物	277,830	固定負債合計	587,910,000
その他の固定資産	2,850,000	負 債 合 計	1,132,312,274
固定資産合計	8,930,239		
3 繰延資産		【正味財産の部】	
固定資産取得支出	46,000	正味財産	-1,032,888,200
駐車場建設負担金	36,231,485	当期正味財産増加額	-54,849,958
(繰延資産償却累計額)		前期繰越正味財産額	-978,038,242
繰延資産合計	36,277,485		
資 産 合 計	99,424,074	負債及び正味財産合計	99,424,074

財 産 目 録
(総括表)
平成15年3月31日現在

科 目	合 計	一般会計	特別会計
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	20,667	0	20,667
預金	91,923,902	23,353,781	68,570,121
売掛金	8,900,747	0	8,900,747
RCP預貸勘定	71,080,788	0	71,080,788
本店勘定	-208,078,946	0	-208,078,946
支店勘定	137,485,003	0	137,485,003
一般会計勘定	-30,041,015	0	-30,041,015
商品	743,390	0	743,390
未収入金	5,344,685	1,090	5,343,595
立替金	2,596	0	2,596
前払費用	185,523	0	185,523
仮払金	23,981	0	23,981
流動資産合計	77,571,221	23,354,871	54,216,350
2 固定資産			
機械器具	4,878,610	55,454	4,821,356
車両運搬具	534,440	0	534,440
構築物	277,830	0	277,830
少額備品	51,000	0	51,000
車両運搬具	395,613	0	395,613
その他の固定資産	32,850,000	30,000,000	2,850,000
固定資産合計	38,985,693	30,055,454	8,930,239
3 繰延資産			
工具器具備品	46,000	0	46,000
駐車場建設負担金	36,231,485	0	36,231,485
繰延資産合計	36,277,485	0	36,277,485
資 産 合 計(A)	152,834,399	53,410,325	99,424,074
II 負債の部			
1 流動負債			
買掛金	28,142	0	28,142
未払金	600	0	600
未払費用	15,784,408	0	15,784,408
前受金	25,830	0	25,830
預り金	482,028	0	482,028
仮受金	81,266	0	81,266
短期借入金	528,000,000	0	528,000,000
長期借入金	573,910,000	0	573,910,000
流動負債合計	1,118,312,274	0	1,118,312,274
2 固定負債			
預り保証金	14,000,000	0	14,000,000
固定負債合計	14,000,000	0	14,000,000
負 債 合 計(B)	1,132,312,274	0	1,132,312,274
正 味 財 産 (A)-(B)	-978,477,875	53,410,325	-1,032,888,200

財 產 目 録
(特 別 金 計)
平成15年3月31日現在

(特別會計)
平成15年3月31日現在

平成15年3月31日現在

(單位:円)

[illegible]

(別添九)

収支計算書摘要

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(単位：円)

(財) グリーンピア八女

平成14年度 財務書類

(注)・北九州基地(八女地区)を運営

科 目	合 計	一般会計	特別会計
1 収入の部			
基本財産運用収入	11,250	11,250	
営業収入	433,807,040		433,807,040
補助金等収入	14,284,000	14,284,000	
受託事業収入	1,011,482	1,011,482	
繰入金収入	1,820,000	1,820,000	
雑収入	2,720	702	2,018
当期収入合計 (A)	450,936,482	17,127,434	433,809,068
前期繰越収支差額	9,744,794	100,775	9,644,019
収入合計 (B)	460,681,286	17,228,209	443,453,077
1 支出の部			
事業費	379,878,680	2,092,866	377,785,824
管理費	25,401,028	14,061,749	11,349,279
借入金返済支出	16,800,000		16,800,000
法人税等支出	11,106,800		11,106,800
特定預金支出	282,205	282,205	
繰入金支出	1,820,000		1,820,000
当期支出合計 (C)	435,288,723	16,426,820	418,861,903
当期収支差額 (A) - (C)	15,647,769	700,614	14,947,165
次期繰越収支差額 (B) - (C)	25,392,563	801,389	24,591,174

(一般合計)

収 支 計 算 書
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(單位：円)

種 目	当初予算額	補正額	補正後予算額	決算額	差異	備考
Ⅰ 収入の部						
1 基本財産運用収入	12,000	0	12,000	11,260	750	
1 基本財産運用収入	12,000		12,000	11,260	750	
2 補助金等収入	14,284,000		14,284,000	14,284,000	0	
2 補助金等収入	14,284,000		14,284,000	14,284,000	0	
3 委託金等収入	2,000,000		2,000,000	12,284,000	0	
3 委託金等収入	2,000,000		2,000,000	12,284,000	0	
4 利用促進事業委託収入	750,000		950,000	1,011,482	△ 61,482	
4 利用促進事業委託収入	750,000		950,000	997,196	62,894	
5 雑収入	1,820,000		200,000	314,286	△ 114,286	
5 雑収入	1,820,000		200,000	314,286	△ 114,286	
6 特別会計繰入金収入	1,820,000		1,820,000	1,820,000	0	
6 特別会計繰入金収入	1,820,000		1,820,000	1,820,000	0	
7 雑収入	2,000		2,000	702	1,298	
7 雑収入	2,000		2,000	702	1,298	
8 雑収入	2,000		2,000	666	1,334	
8 雑収入	2,000		2,000	666	1,334	
9 雑収入	0		0	36	△ 36	
9 雑収入	0		0	36	△ 36	
当期収入合計 (A)	17,066,000	0	17,066,000	17,127,434	△ 59,434	
当期収入合計 (A)	17,066,000	0	17,066,000	17,127,434	△ 59,434	
前期繰越収支差額 (B)	71,000	0	71,000	100,775	△ 29,775	
前期繰越収支差額 (B)	71,000	0	71,000	100,775	△ 29,775	
収入合計	17,139,000	0	17,139,000	17,228,209	△ 89,209	
収入合計	17,139,000	0	17,139,000	17,228,209	△ 89,209	
Ⅱ 支出の部						
1 事業費	2,176,000		2,176,000	2,092,866	82,134	
1 事業費	2,176,000		2,176,000	2,092,866	82,134	
2 経費	60,000		60,000	42,867	17,133	
2 経費	60,000		60,000	42,867	17,133	
3 経費	675,000	△ 11,000	664,000	653,117	7,883	
3 経費	675,000	△ 11,000	664,000	653,117	7,883	
4 経費	30,000		42,000	41,640	360	
4 経費	30,000		42,000	41,640	360	
5 経費	420,000		420,000	354,624	35,376	
5 経費	420,000		420,000	354,624	35,376	
6 経費	450,000	25,000	475,000	474,426	576	
6 経費	450,000	25,000	475,000	474,426	576	
7 経費	20,000		20,000	18,371	1,629	
7 経費	20,000		20,000	18,371	1,629	
8 経費	80,000	5,000	85,000	84,784	216	
8 経費	80,000	5,000	85,000	84,784	216	
9 経費	460,000	△ 31,000	429,000	400,000	18,000	
9 経費	460,000	△ 31,000	429,000	400,000	18,000	
10 経費	14,423,000		14,423,000	14,051,749	371,251	
10 経費	14,423,000		14,423,000	14,051,749	371,251	
11 経費	7,200,000		7,200,000	7,200,000	0	
11 経費	7,200,000		7,200,000	7,200,000	0	
12 経費	4,715,000		4,715,000	4,715,000	0	
12 経費	4,715,000		4,715,000	4,715,000	0	
13 経費	1,539,000		1,539,000	1,454,636	84,364	
13 経費	1,539,000		1,539,000	1,454,636	84,364	
14 経費	100,000		100,000	34,738	65,264	
14 経費	100,000		100,000	34,738	65,264	
15 経費	600,000		600,000	353,880	146,120	
15 経費	600,000		600,000	353,880	146,120	
16 経費	80,000		80,000	71,753	8,247	
16 経費	80,000		80,000	71,753	8,247	
17 経費	20,000		20,000	3,676	16,320	
17 経費	20,000		20,000	3,676	16,320	
18 経費	26,000		26,000	10,324	15,676	
18 経費	26,000		26,000	10,324	15,676	
19 経費	200,000		200,000	189,819	10,181	
19 経費	200,000		200,000	189,819	10,181	
20 経費	3,000		3,000	3,000	0	
20 経費	3,000		3,000	3,000	0	
21 経費	40,000		40,000	14,931	25,069	
21 経費	40,000		40,000	14,931	25,069	
22 経費	330,000		330,000	282,205	47,795	
22 経費	330,000		330,000	282,205	47,795	
23 経費	330,000		330,000	282,205	47,795	
24 経費	211,000		211,000	0	211,000	
24 経費	211,000		211,000	0	211,000	
25 経費	211,000		211,000	0	211,000	
25 経費	211,000		211,000	0	211,000	
当期支出合計 (C)	17,139,000	0	17,139,000	16,426,820	712,180	
当期支出合計 (C)	17,139,000	0	17,139,000	16,426,820	712,180	
当期収支差額 (A)-(C)	△ 71,000	0	△ 71,000	700,614	△ 771,614	
当期収支差額 (A)-(C)	△ 71,000	0	△ 71,000	700,614	△ 771,614	
前期繰越収支差額 (B)-(C)	0	0	0	801,389	△ 801,389	
前期繰越収支差額 (B)-(C)	0	0	0	801,389	△ 801,389	

(特別会計)

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(單位：円)

科 目	当初予算額	補正額	補正後予算額	決算額	差異	備考
I 収入の部						
1 営業収入	503,505,000	0	503,505,000	433,807,040	69,697,960	
宿泊料収入	127,975,000		127,975,000	112,446,674	15,528,326	
飲食収入	264,434,000		264,434,000	219,410,581	45,023,419	
売店収入	45,944,000		45,944,000	44,849,858	1,094,142	
施設利用収入	63,594,000		63,594,000	65,966,240	7,627,760	
その他の営業収入	1,558,000		1,558,000	1,133,687	424,313	
2 雑収入	20,000		20,000	2,018	17,982	
受取利息	20,000		20,000	1,802	18,198	
雑収入	0		0	216	△ 216	
当期収入合計 (A)	503,525,000	0	503,525,000	433,809,058	69,715,942	
前期繰越収支差額	8,117,000		8,117,000	9,644,019	△ 1,527,019	
収入合計 (B)	511,642,000	0	511,642,000	443,453,077	68,188,923	
II 支出の部						
1 事業費	463,833,000	△ 6,032,000	457,801,000	377,785,824	80,015,176	
営業料負担費	463,773,000	△ 6,082,000	457,691,000	377,711,727	79,979,273	
旅費交通費	60,000	50,000	110,000	74,097	35,903	
2 給料手当	9,458,000	1,958,000	11,416,000	11,349,279	96,721	
給料手当	2,557,000	390,000	2,947,000	2,977,922	9,078	
金融費	30,000		30,000	0	30,000	
保険料	2,095,000		2,095,000	2,053,500	41,500	
法人事業税	1,031,000	1,561,000	3,775,000	3,774,600	400	
負担金等	1,028,000	3,000	1,031,000	1,030,478	522	
負担金支出	1,504,000		1,504,000	1,504,000	0	
負担金支出	20,000	△ 3,000	17,000	2,300	14,700	
雑費	16,800,000	7,000	16,800,000	6,479	521	
雑損失	16,800,000	0	16,800,000	16,800,000	0	
差額入金返済支出	7,033,000	4,074,000	11,107,000	11,106,800	200	
法人税等支出	7,033,000	4,074,000	11,107,000	11,106,800	200	
法人税及び住民税	1,820,000	0	1,820,000	1,820,000	0	
繰入金支出	1,820,000	0	1,820,000	1,820,000	0	
一般会計繰入金支出	100,000	0	100,000	0	100,000	
予備費	100,000	0	100,000	0	100,000	
予備費	12,568,000	0	12,568,000	24,591,174	△ 12,023,174	
当期支出合計 (C)	499,074,000	0	499,074,000	418,861,903	80,212,097	
当期収支差額 (A)-(C)	4,451,000	0	4,451,000	14,947,155	△ 10,496,155	
前期繰越収支差額(B)-(C)	12,568,000	0	12,568,000	24,591,174	△ 12,023,174	

正味財産増減計算書総括表：フロー式
(損益計算書)

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(単位：円)

科 目	合 計	一般会計	特別会計
増加原因の部			
基本財産運用収入	11,260	11,260	433,807,040
借入金収入	433,807,040		
補助金等収入	14,284,000	14,284,000	
受託事業収入	1,011,482	1,011,482	
繰入金収入	36	36	
雑収入	1,822,664	1,820,666	2,018
合 計	450,936,482	17,127,434	433,809,058
減少原因の部			
事業費	379,878,680	2,092,866	377,785,824
管理費	25,418,063	14,051,749	11,366,314
減価償却費	279,522		279,522
引当金繰入額	282,205	282,205	
法人税等支出	11,106,800		11,106,800
繰入金支出	1,820,000		1,820,000
合 計	418,785,280	16,426,820	402,358,460
当期正味財産増加額	32,151,212	700,614	31,450,598
前期繰越正味財産額	△ 18,860,542	25,464,775	△ 44,315,317
期末正味財産合計額	13,300,670	26,165,389	△ 12,864,719

正味財産増減計算書：フロー式
(損益計算書)

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(一般会計)

(単位：円)

科 目	合 計	額
I 増加原因の部		
1 基本財産運用収入	11,260	11,260
2 補助金等収入	12,284,000	14,284,000
3 受託事業収入	2,000,000	1,011,482
4 繰入金収入	897,196	36
5 雑収入	314,286	1,820,666
合 計	17,127,434	
II 減少原因の部		
1 事業費	42,667	377,785,824
2 管理費	683,117	11,366,314
3 減価償却費	41,840	279,522
4 引当金繰入額	384,624	
5 法人税等支出	474,426	
6 繰入金支出	1,629	
7 雑収入	84,764	
合 計	400,000	2,092,866
当期正味財産増加額	7,300,000	700,614
前期繰越正味財産額	4,715,000	25,464,775
期末正味財産合計額	1,454,636	26,165,389

正味財産増減計算書：フロー式
(損益計算書)
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
(特別会計)

科 目	金 額	額	(単位：円)
I 増加原因の部			
1 営業収入			
宿泊料収入	112,446,674		
飲食収入	219,410,581		
売店収入	44,849,858		
施設利用収入	55,966,240		
その他の営業収入	1,133,687	433,807,040	
2 雑収入			
受取利息	1,802		
雑収入	216	2,018	
合 計		433,809,058	
II 減少原因の部			
1 事業費			
営業諸費	377,711,727		
旅費交通費	74,097	377,785,824	
2 管理費			
給料手当	2,977,922		
保険料	2,053,500		
法人事業税	3,774,600		
負担金支出	1,030,478		
基盤委託料	1,504,000		
雑費	2,300		
雑損失	23,514	11,366,314	
3 減価償却額			
構築物減価償却額	279,522	279,522	
4 法人税等支出			
法人税及び住民税	11,106,800	11,106,800	
5 繰入金支出			
一般会計繰入金支出	1,820,000	1,820,000	
合 計		402,358,450	
当期正味財産増加額		31,450,598	
前期繰越正味財産額		△ 44,315,317	
期末正味財産合計額		△ 12,864,719	

貸借対照表総括表
平成16年3月31日現在

科 目	合 計	一般会計	特別会計	(単位：円)
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金	63,802,726	44,613	63,758,113	
未収金	13,987,387	2,161,563	11,825,824	
流動資産合計	77,800,113	2,206,176	75,593,937	
2 固定資産				
基本財産	58,326,817	27,758,992	30,567,925	
その他の固定資産	25,000,000	25,000,000		
固定資産合計	33,326,817	2,758,992	30,567,926	
資産合計	58,326,817	27,758,992	30,567,926	
負債の部				
1 流動負債				
未払金	51,759,037	1,348,372	50,410,665	
預り金	648,513	56,415	592,098	
流動負債合計	62,407,550	1,404,787	61,002,763	
2 固定負債				
退職給付引当金	2,394,892	2,394,892		
長期借入金	68,023,818		68,023,818	
固定負債合計	70,418,710	2,394,892	68,023,818	
負債合計	122,826,260	3,799,679	119,026,581	
正味財産の部				
正味財産	13,300,670	26,166,389	△ 12,864,719	
(うち基本金)	(25,000,000)	(25,000,000)		
(うち当期正味財産増加額)	(32,151,212)	(700,614)	(31,450,598)	
負債及び正味財産合計	136,126,930	29,965,068	106,161,862	

(一般会計)

貸借対照表

平成15年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金	額	額
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	44,613		
未収金	2,161,563		
流動資産合計		2,206,176	
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産定期預金	25,000,000		
基本財産合計	25,000,000		
(2) その他の固定資産			
退職給付引当預金	2,394,892		
電託加入権	364,000		
その他の固定資産合計	2,758,892		
固定資産合計		27,758,892	
資産合計			29,965,068
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,348,372		
預り金	66,416		
流動負債合計		1,404,787	
2 固定負債			
退職給付引当金	2,394,892		
固定負債合計		2,394,892	
負債合計			3,799,679
III 正味財産の部			
正味財産			26,165,389
(うち基本金)			(25,000,000)
(うち当期正味財産増加額)			(700,614)
負債及び正味財産合計			29,965,068

(特別会計)

貸借対照表

平成15年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金	額	額
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	1,679,533		
預金	62,178,580		
未収金・顧客	11,755,657		
未収金	80,167		
流動資産合計		76,693,937	
2 固定資産			
建物	438,500		
建物減価償却累計額	△ 416,575		
構築物	6,400,000	21,926	
構築物減価償却累計額	△ 6,080,000	320,000	
機械及び装置	4,520,000	225,000	
機械及び装置減価償却累計額	△ 4,294,000	30,000,000	
投資有価証券			
固定資産合計		30,667,925	
資産合計			106,161,862
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	60,410,665		
預り金	582,098		
流動負債合計		61,002,763	
2 固定負債			
長期借入金	68,023,818		
固定負債合計		68,023,818	
負債合計			119,026,581
III 正味財産の部			
正味財産			△ 12,864,719
(うち当期正味財産増加額)			(31,450,598)
負債及び正味財産合計			106,161,862

監 査 月 報
平成16年5月31日現在

平成14年度会計監査報告

科 目	金 額	(単位:円)
1 資産の部		
1 流動資産		
現金	1,579,533	
預金 (普通預金)	44,613	
福岡銀行・県庁内支店 (一)	23,655,053	
" "	25,550,127	
" "	12,524,240	
西日本銀行・黒木支店	449,160	
" "	2,151,653	
消費税込入金等 (一)	11,755,657	
未収金	80,167	
繰越未収金		
流動資産合計	77,800,113	
2 固定資産		
(1) 基本財産		
定期預金	15,000,000	
西日本銀行・千代町支店 (一)	10,000,000	
基本財産合計	25,000,000	
(2) その他の固定資産		
建物	438,500	
建物減価償却累計額	△ 415,575	
構築物	1,050,000	
浄化槽設置費国庫工事	5,350,000	
浄化槽設置費国庫計画	△ 6,080,000	
機械及び装置	4,520,000	
機械及び装置減価償却累計額	△ 4,294,000	
投資有価証券	30,000,000	
電話加入権	364,000	
5 当	2,394,892	
福岡銀行・県庁内支店 (一)	33,326,817	
その他の固定資産合計		
固定資産合計	68,326,817	
1 負債の部		
1 流動負債		
未払金	1,348,372	
印刷製本費他	50,410,665	
預り金	56,415	
源泉徴収費・社会保険料	592,098	
入浴税、雑費委託料他		
流動負債合計	52,407,550	
2 固定負債		
長期借入金	68,023,818	
引当金	2,394,892	
福岡県 退職給付引当金		
固定負債合計	70,418,710	
負債合計		
正味財産	122,826,260	
正味財産	13,300,670	

※ (一) は、一般会計その間は特別会計

財団法人グリーンピア八女の平成14年度収支決算について、青附行為第11条の規定に基づき、関係帳簿並びに証拠書類等により会計監査を行いました結果、いずれも適正に処理され正確でありました。

また、現金預金残額は、福岡銀行県庁内支店、黒木支店及び西日本銀行黒木支店、県庁前出張所の預金残高と相違ないことを確認しました。

平成15年5月21日

監 事

山下 信 治



本 松 弘 成



(別添十)

(財) グリーンピア南阿蘇

平成14年度 財務書類

(注)・北九州基地(久木野地区)を運営

平成14年度事業報告及び収支決算について

平成14年度 収支計算書

収支計算書総括表

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(単位:円)

科 目	合 計	一般会計	基 地 特別会計	アスベクタ 特別会計
I 収入の部				
1 基本財産運用収入	8,014	8,014	0	0
2 事業収入	546,733,825	0	539,912,625	6,821,200
3 補助金等収入	93,287,180	31,635,786	0	61,651,394
4 雑収入	1,435,080	247,974	3,024	1,184,082
5 基本財産取崩収入	20,000,000	20,000,000	0	0
6 借入金収入	11,000,000		11,000,000	0
当期収入合計 (A)	672,464,099	51,891,774	550,915,649	69,656,676
前期繰越収支差額	82,276,804	1,326,061	51,559,456	9,391,287
収入合計 (B)	734,740,903	53,217,835	602,475,105	79,047,963

平成14年度 収支計算書

収支計算書総括表

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(単位:円)

科 目	合 計	一般会計	基 地 特別会計	アスベクタ 特別会計
II 支出の部				
1 事業費	569,167,963	0	540,413,304	28,754,659
2 管理費	61,269,442	30,313,047	3,479,342	27,477,053
3 買付金支出	11,000,000	11,000,000	0	0
4 基本財産預金支出	9,000,000	9,000,000	0	0
5 その他支出	7,651,708	830,508	0	6,821,200
当期支出合計 (C)	658,089,113	51,143,555	543,892,646	63,052,912
当期収支差額 (A) - (C)	14,374,986	748,219	7,023,003	6,603,764
次期繰越収支差額 (B) - (C)	76,651,790	2,074,280	58,582,459	15,995,051

一般会計

収支計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差異	備考
I 収入の部				
1 基本財産運用収入	36,000	8,014	27,986	
基本財産運用収入	36,000	8,014	27,986	基本財産運用収入の増減収入
2 補助金等収入	33,438,000	31,835,786	1,602,214	
地方公共団体補助金収入	28,168,000	27,386,278	1,801,722	国庫補助金の増減収入
地方公共団体補助金収入	3,438,000	3,438,000	0	公本等からの補助金収入
国庫補助金収入	831,000	830,508	492	国庫補助金の増減収入
3 雑収入	228,000	247,874	-18,874	
雑収入	2,000	223	1,777	預金利息
雑収入	7,000	1,080	5,920	特定預金(定期)の預金利息
雑収入	220,000	246,871	-26,871	特定預金(定期)の預金利息 他
4 基本財産取得収入	20,000,000	20,000,000	0	
基本財産取得収入	20,000,000	20,000,000	0	基本財産取得収入の増減収入
5 貸付金回収収入	20,000,000	0	20,000,000	
貸付金回収収入	20,000,000	0	20,000,000	上取付金の返済収入(今年度は全額返済できなかったため、収入なし)
6 特定預金取得収入	3,200,000	0	3,200,000	
特定預金取得収入	700,000	0	700,000	一般会計の運用資金として取り崩すもの(今年度においては取り崩しなし)
特定預金取得収入	2,500,000	0	2,500,000	基本財産への貸付金返済金となるために取り崩すもの(運用資金のため取り崩しなし)
7 雑入金収入	6,500,000	0	6,500,000	
雑入金収入	6,500,000	0	6,500,000	基本財産からの雑入金(今年度は基本財産の運用資金不足のため繰り入れなし)
当期収入合計(A)	83,403,000	51,891,774	31,511,226	
前期繰越収支差額	1,326,081	1,326,081	0	
収入合計(B)	84,729,081	53,217,855	31,511,226	

一般会計

収支計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差異	備考
II 支出の部				
1 管理費	33,492,000	30,313,047	3,178,953	
人件費	28,278,000	25,938,112	2,339,888	派遣職員の手当等
経費	72,000	67,800	4,200	役員報酬
福利厚生費	60,000	60,000	0	0 公費貸付士への経費
旅費	3,033,000	2,933,350	99,640	社会保険料の事業主負担支出等
旅費	1,222,000	860,255	361,745	臨時職員の賃金
旅費	310,000	212,055	97,945	役員及び職員旅費
旅費	121,000	54,651	66,349	福利厚生費
旅費	152,000	83,853	68,147	福利厚生費
旅費	82,000	37,274	44,726	FAX機リース代等
旅費	82,000	61,687	20,313	選挙資金増額り上げ代
旅費	70,000	1,000	69,000	印刷代
旅費	30,000	3,000	27,000	雑費
2 貸付金支出	20,000,000	11,000,000	9,000,000	
貸付金支出	20,000,000	11,000,000	9,000,000	基本財産取得収入として基本会計への貸付金支出
3 基本財産運用支出	20,000,000	9,000,000	11,000,000	
基本財産運用支出	20,000,000	9,000,000	11,000,000	基本財産運用支出の増減収入
4 借入金返済支出	9,000,000	0	9,000,000	
借入金返済支出	9,000,000	0	9,000,000	返済延期に伴い、今年度は返済支出なし
5 その他支出	831,000	830,508	492	
生かめい河原事務所費	831,000	830,508	492	(財)年金保険協会との共同事業による生かめい河原事務所費(共同事業開始年度収入と同額)
6 雑費	80,000	0	80,000	
当期支出合計(C)	83,403,000	51,143,555	32,259,445	
当期収支差額(A)-(C)	0	748,219	-748,219	
次期繰越収支差額(B)-(C)	1,326,081	2,074,280	-748,219	

基地特別会計

収支計算書
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 収入の部				
1 事業収入	666,324,000	539,912,625	126,411,375	
ホテル売上収入	603,884,000	493,010,254	110,873,746	前年度(628,674,438円)比 78.4%
施設売上収入	64,440,000	46,902,371	17,537,629	前年度(63,754,864円)比 73.6%
2 雑収入	25,000	3,024	21,976	
受取利息	15,000	3,024	11,976	預金利息収入
雑収入	10,000	0	10,000	
3 借入金収入	30,463,000	11,000,000	19,463,000	
短期借入金収入	30,463,000	11,000,000	19,463,000	当会計における基地直営事業(国庫費支出)の資金不足を補うため、一般会計より借り入れたもの
当期収入合計(A)	696,812,000	550,915,649	147,896,351	
前期繰越収支差額	51,559,456	51,559,456	0	
収入合計(B)	750,371,456	602,475,105	147,896,351	

基地特別会計

収支計算書
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
II 支出の部				
1 事業費	651,938,000	540,413,304	111,524,696	
基地直営事業費	650,718,000	540,293,614	110,424,386	グリーンピアの運営費として神戸リーベンピア所へ支出するもの
施設運営費	500,000	0	500,000	
園地整備費	100,000	0	100,000	
「グリーン」土地利用計画事業費	620,000	119,690	500,310	「グリーン」253カ所への経費
2 管理費	6,238,000	3,479,342	2,758,658	
施設公費	755,000	753,842	1,158	H13年度清算費支払
委託料	2,200,000	2,176,000	24,000	「大規模年金受給者基地委託料」に関する協定に基づく委託料
雑費	550,000	514,500	35,500	決算に付会計士報酬
法人税、住民税及び事業税	2,733,000	35,000	2,698,000	H14年度法人税等の支払(今年度は均等割のみ)
3 借入金返済支出	30,463,000	0	30,463,000	
短期借入金返済支出	30,463,000	0	30,463,000	一般会計からの貸付金の返済支出(今年度は均等割)
4 借入金支出	6,500,000	0	6,500,000	一般会計への借入金(今年度は基地会計の運用資金不足のため借入支出なし)
5 予備費	8,000	0	8,000	
当期支出合計(C)	695,147,000	543,882,646	151,264,354	
当期収支差額(A)-(C)	3,665,000	7,023,003	-3,358,003	
次期繰越収支差額(B)-(C)	55,224,456	58,582,459	-3,358,003	

アスベツタ特別会計

収支計算書

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異	備 考
I 収入の部				
1 事業収入	6,822,000	6,821,200	800	
施設使用料収入	6,822,000	6,821,200	800	アスベツタの施設使用料収入
2 補助金等収入	62,452,000	61,651,394	800,606	
地方公共団体補助金収入	22,298,000	21,497,994	800,006	熊本県野外運動場利用促進事業に付する県からの補助金収入(イベント)補助及び施設整備上料補助)
地方公共団体委託収入	34,134,000	34,133,400	600	アスベツタ管理運営に付する県からの委託収入
地方公共団体財産収入	5,020,000	5,020,000	0	久木野村からの財産運営費及びイベントの助成金収入
その他団体財産収入	1,000,000	1,000,000	0	イベント(アスベツタ)開催に伴う、くももと観光推進協議会からの助成金収入
3 雑収入	1,232,000	1,184,082	47,918	
受取利息	10,000	729	9,271	受取利息収入
雑収入	1,222,000	1,183,353	38,647	H13年度消費税還付金 雑
4 貸付金回収収入	10,463,000	0	10,463,000	
貸付金回収収入	10,463,000	0	10,463,000	当年度貸付金への貸付金の返却収入(今年度は返却されず)
当期収入合計(A)	80,969,000	69,656,678	11,312,324	
前期繰越収支差額	9,391,287	9,391,287	0	
収入合計(B)	90,360,287	79,047,965	11,312,324	

アスベツタ特別会計

収支計算書

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異	備 考
II 支出の部				
1 事業費	29,560,000	28,754,559	805,341	
企画運営経費	1,340,000	1,335,559	4,441	企画運営に付する雑費他
広報宣伝事業費	3,420,000	3,419,100	900	アスベツタ(イベント)実施に伴う広告掲載及びラジオ伝達費
イベント事業費	24,800,000	24,000,000	800,000	熊本県野外運動場利用促進事業に付するイベント補助金
2 管理費	33,002,000	27,477,053	5,524,947	
人件費	2,320,000	2,311,969	8,031	職員報酬外手当等
福利厚生費	589,000	449,253	119,747	社会保険料の事業主負担支出等
賃借料	1,802,000	1,710,496	91,504	臨時雇員の賃金
雑費	30,000	28,666	3,334	イベント用印刷料
消耗品費	350,000	108,878	241,122	職員旅費
電光費	6,854,000	5,213,397	1,440,603	アスベツタ照明水費、消耗品購入代 他
収支費	470,000	463,117	6,883	電報料金 他
委託料	17,821,000	14,966,350	2,854,650	アスベツタ管理運営の受託管理委託及び管理・清掃委託料
使用料賃上料	2,249,000	2,149,804	99,196	FVA(福岡)一ツ代等
負担金支出	33,000	33,000	0	(注)本会公立文化施設使用金 会費等
租税公課	255,000	6,000	249,000	財団法人等からの補助金等 年会費
雑費	50,000	6,000	44,000	久木野村観光協会 年会費
法人税、住民税及び事業税	600,000	35,143	564,857	H14年度法人税等の支払(今年度は均等割のみ)
3 貸付金支出	10,463,000	0	10,463,000	
貸付金支出	10,463,000	0	10,463,000	当年度貸付金としての貸付金計への貸付金支出(今年度貸付なし)
4 その他支出	6,822,000	6,821,200	800	
施設使用料	6,822,000	6,821,200	800	アスベツタ施設使用料の県への支出
5 予備費	50,000	0	50,000	
当期支出合計(C)	79,897,000	63,052,912	16,844,088	
当期収支差額(A)-(C)	1,072,000	6,603,764	-5,531,764	
前期繰越収支差額(B)-(C)	10,463,287	15,995,051	-5,531,764	

正味財産増減計算書総括表(ワロ一式)

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

科 目	(単位:円)			
	合 計	一般会計	道 地 特別会計	アスベクタ 特別会計
I 増加原因の部				
基本財産運用収入	8,014	8,014	0	0
事業収入	546,733,825	0	539,912,825	6,821,200
補助金等収入	93,287,180	31,635,786	0	61,651,394
雑収入	1,435,080	247,974	3,024	1,184,082
合 計	641,464,099	31,881,774	539,915,649	68,656,676
II 減少原因の部				
事業費	569,167,963	0	540,413,304	28,754,659
管理費	61,269,442	30,313,047	3,479,342	27,477,053
減価償却額	2,523,720	0	2,404,056	119,664
その他支出	7,651,708	830,508	0	6,821,200
合 計	640,612,833	31,143,555	546,296,702	63,172,576
当期正味財産増加額	851,266	748,219	-6,381,053	6,484,100
前期繰越正味財産額	101,866,944	28,126,061	64,076,391	9,664,492
期末正味財産合計額	102,718,210	28,874,280	57,695,338	16,148,592

正味財産増減計算書(ワロ一式)

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(単位:円)			
一般会計			
科 目	金	額	
I 増加原因の部			
1 基本財産運用収入	8,014	8,014	
基本財産利息収入			
2 補助金等収入	27,366,278		
地方公共団体補助金収入	3,439,000		
地方公共団体助成金収入	830,508		
保費協金助成金収入		31,635,786	
3 雑収入	223		
受取利息	1,080		
繰越金利息収入	246,871	247,974	
雑収入			
合 計		31,881,774	
II 減少原因の部			
1 管理費	25,938,112		
人件費	67,800		
報酬金	80,000		
福利厚生費	2,933,360		
賃借料	860,255		
需用費	212,055		
役務費	54,651		
使用料及び賃借料	83,653		
金租税公費	37,274		
雑税公費	61,887		
雑費	1,000		
3,000			
2 その他支出		30,313,047	
生支がい対策事業費	830,508	830,508	
合 計		31,143,555	
当期正味財産増加額		748,219	
前期繰越正味財産額		28,126,061	
期末正味財産合計額		28,874,280	

正味財産増減計算書(ワロ一式)
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

基地特別会計		(単位:円)	
目	金	額	
I 増加原因の部			
1 事業収入			
ホテル売上収入	483,010,254	539,912,625	
施設売上収入	46,802,371		
2 雑収入			
受取利息	3,024	3,024	
合 計		539,915,649	
II 減少原因の部			
1 事業費			
基地運営費	540,293,614		
イベント事業費	119,690		
4-7-7-7-土地利用計画事業費		540,413,304	
2 管理費			
租税公課	753,842		
委託料	2,176,000		
報償費	514,500		
法人・住民及び事業税	35,000	3,479,342	
3 減価償却額			
構築物減価償却額	1,496,810		
車両運搬具減価償却額	636,548		
什器備品減価償却額	268,998	2,404,056	
合 計		546,296,702	
当期正味財産減少額		6,381,053	
前期繰越正味財産額		64,076,391	
期末正味財産合計額		57,695,338	

正味財産増減計算書(ワロ一式)
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

アスベクト特別会計		(単位:円)	
目	金	額	
I 増加原因の部			
1 事業収入			
施設使用料収入	6,821,200	6,821,200	
2 補助金等収入			
地方公共団体補助金収入	21,487,994		
地方公共団体委託収入	34,133,400		
地方公共団体助成金収入	5,020,000		
その他団体助成金収入	1,000,000	61,651,394	
3 雑収入			
受取利息	729		
雑収入	1,183,353	1,184,082	
合 計		69,656,676	
II 減少原因の部			
1 事業費			
企画運営活動費	1,335,559		
広報宣伝費	3,419,100		
イベント事業費	24,000,000	28,754,659	
2 管理費			
人権厚生費	2,311,969		
賃借料	449,253		
報償費	1,710,498		
常務費	26,866		
施設使用料	106,878		
材料費	521,397		
委託料	463,117		
役務費	14,968,330		
使用料	2,148,804		
使用料増上料	6,000		
使用料増上料	33,000		
雑収入	6,000		
法人・住民及び事業税	35,143	27,477,053	
3 減価償却額			
車両運搬具減価償却額	119,664	119,664	
4 その他支出			
施設使用料	6,821,200	6,821,200	
合 計		53,172,576	
当期正味財産増加額		6,484,100	
前期繰越正味財産額		9,864,492	
期末正味財産合計額		16,148,592	

貸借対照表総括表

平成15年3月31日現在

科 目	合 計	一 般 会 計	基 地 特 別 会 計	アスベクタ 特 別 会 計
(単位:円)				
I 資産の部				
流動資産	95,659,985	7,762,911	58,617,459	29,279,615
基本財産	20,000,000	20,000,000	0	0
その他の固定資産	40,266,420	30,000,000	10,112,879	153,541
資産合計	155,926,405	57,762,911	68,730,338	29,433,156
II 負債の部				
流動負債	25,208,195	888,631	11,035,000	13,284,564
固定負債	28,000,000	28,000,000	0	0
負債合計	53,208,195	28,888,631	11,035,000	13,284,564
III 正味財産の部				
正味財産	102,718,210	28,874,280	57,695,338	16,148,592
負債及び正味財産合計	155,926,405	57,762,911	68,730,338	29,433,156

貸借対照表

平成15年3月31日現在

科 目	金	債
(単位:円)		
I 資産の部		
1 流動資産	2,962,911	
現金預金	3,800,000	
公益事業積立預金	1,200,000	
運営費積立預金		7,762,911
流動資産合計		
2 固定資産		
基本財産	9,000,000	
普通預金		
貸付金	11,000,000	
基本財産合計	20,000,000	
その他の固定資産	30,000,000	
投資有価証券	30,000,000	
その他の固定資産合計		50,000,000
固定資産合計		57,762,911
資産合計		
II 負債の部		
1 流動負債	635,031	
未払金	253,600	
預り金		888,631
流動負債合計		
2 固定負債		
長期借入金	28,000,000	
固定負債合計		28,000,000
負債合計		28,888,631
III 正味財産の部		
正味財産	28,874,280	
(うち基本金)	(20,000,000)	
(うち当期正味財産増加額)	748,219	
負債及び正味財産合計	57,762,911	

貸借対照表

平成15年3月31日現在

基礎特別会計			(単位:円)
目	金	額	
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	345,682		
事業未収金	58,271,777		
流動資産合計		58,617,459	
2 固定資産			
その他の固定資産			
構築物	6,356,012		
機械装置	136,483		
車両運搬具	1,736,366		
什器備品	1,880,018		
その他の固定資産合計		10,112,879	
固定資産合計			68,730,338
資産合計			
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金	11,000,000		
未払法人税等	35,000		
流動負債合計		11,035,000	
負債合計			11,035,000
III 正味財産の部			
正味財産			57,695,338
(うち基本金)			(0)
(うち当期正味財産減少額)			(8,381,052)
負債及び正味財産合計			68,730,338

貸借対照表

平成15年3月31日現在

アスベクト特別会計			(単位:円)
科目	金	額	
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	19,051,863		
未収金	10,227,752		
流動資産合計		29,279,615	
2 固定資産			
その他の固定資産			
車両運搬具	153,541		
その他の固定資産合計		153,541	
固定資産合計			29,433,156
資産合計			
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	13,240,428		
未払法人税等	35,000		
預り金	9,136		
流動負債合計		13,284,564	
負債合計			13,284,564
III 正味財産の部			
正味財産			16,148,592
(うち基本金)			(0)
(うち当期正味財産増加額)			(6,484,100)
負債及び正味財産合計			29,433,156

財 産 目 録

平成15年3月31日現在

一般会計

科 目	金 額	額	(単位:円)
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	2,962,911		
普通預金 肥後銀行高森支店			
公共事業積立預金			
定期預金 肥後銀行高森支店	3,600,000		
通算積立預金			
定期預金 肥後銀行高森支店	1,200,000		
流動資産合計		7,762,911	
2 固定資産			
基本財産			
普通預金 肥後銀行高森支店	9,000,000		
貸付金			
基地特別会計	11,000,000		
その他の固定資産	20,000,000		
投資有価証券			
(株)リ-ソ-ツ南阿蘇 株式600株	30,000,000		
その他の固定資産合計	30,000,000		
固定資産合計		50,000,000	
資産合計		57,762,911	
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金 熊本県	311,796		
(財)熊本リ-サ-他	323,235		
預り金 阿蘇税務署 他	253,600		
流動負債合計		888,631	
2 固定負債			
長期借入金 熊本県	28,000,000		
固定負債合計		28,000,000	
負債合計		28,888,631	
正味財産		28,874,280	

財 産 目 録

平成15年3月31日現在

基地特別会計

科 目	金 額	額	(単位:円)
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	345,682		
普通預金 肥後銀行高森支店			
事業未収金(株)リ-ソ-ツ南阿蘇	58,271,777		
流動資産合計		58,617,459	
2 固定資産			
その他の固定資産			
構 築 物 別紙明細			
機械装置	6,358,012		
車両運搬具	138,483		
什 器 備 品	1,736,366		
"	1,880,018		
その他の固定資産合計	10,112,879		
固定資産合計		10,112,879	
資産合計		68,730,338	
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金(一般会計)	11,000,000		
未払法人税等 熊本県他	35,000		
流動負債合計		11,035,000	
負債合計		11,035,000	
正味財産		57,695,338	

財産目録

平成15年3月31日現在

アスパクト特別会計

(単位:円)

科目	金額	積	正味財産
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
普通預金 肥後銀行高森支店	18,794,336		
普通預金 NO.1148508	297,527		
普通預金 肥後銀行高森支店 NO.1148864	10,227,732		
未収金 熊本県他	29,279,615		
流動資産合計			29,433,156
2 固定資産			
その他の固定資産	153,541		
車両運搬具	153,541		
その他の固定資産合計	153,541		
固定資産合計			29,433,156
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	3,000,000		
熊本朝日放送㈱	2,400,000		
フアイービーエー実行委員会	1,900,000		
㈱テレビ熊本	5,940,428		
㈱熊本シティエフエム他	35,000		
未払法人税等	9,136		
預り金			
熊本県他			
阿蘇税務署他			
流動負債合計			13,284,564
負債合計			13,284,564
正味財産			16,148,592

計算書類に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法について

投資有価証券・・・総平均法による原価基準を採用している。

(2) 固定資産の減価償却について

構築物・機械装置・車両運搬具・什器備品・・・定率法による減価償却を実施している。

(3) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、未収金、未払金、事業未収金、事業未払金、預り金、未払消費税等及び未払法人税等を含めている。なお、前期末及び当期末残高は、下記3に記載するとおりである。

2 基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

一般会計

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
普通預金	0	9,000,000	0	9,000,000
定期預金	20,000,000	0	20,000,000	0
貸付金	0	11,000,000	0	11,000,000
合計(基本金)	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000

3 次期繰越収支差額の内部は、次のとおりである。

科 目	一 般 会 計		専 用 会 計		アスファルト特別会計	
	前期末 残高	当期末 残高	前期末 残高	当期末 残高	前期末 残高	当期末 残高
現金預金	1,775,915	2,982,911	34,699,123	345,682	11,777,028	19,051,863
未収金	527,080	0	0	0	5,205,888	10,227,752
事業未収金	0	0	43,629,096	58,271,777	0	0
合 計	2,302,995	2,982,911	78,328,219	58,617,459	16,982,917	29,279,615
未払金	927,512	635,031	0	0	6,992,694	13,240,428
事業未払金	0	0	24,234,733	0	0	0
預り金	49,422	253,800	0	0	9,136	9,136
未払法人税等	0	0	2,534,000	35,000	589,800	35,000
合 計	976,934	888,831	26,768,733	35,000	7,591,530	13,284,564
次期繰越収支差額	1,326,061	2,074,280	51,559,486	58,582,459	9,391,387	15,995,051

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額		減価償却 累計額		当期末残高
	前期末 残高	当期末 残高	前期末 残高	当期末 残高	当期末 残高
構築物	34,292,740	32,934,728	8,358,012		8,358,012
機械装置	2,799,670	2,631,187	138,483		138,483
車両運搬具	25,110,635	23,374,269	1,736,366		1,736,366
什器備品	22,218,404	20,336,386	1,880,018		1,880,018
合 計	84,391,449	74,278,570	10,112,879		10,112,879

アスファルト特別会計

科 目	取得価額		減価償却 累計額		当期末残高
	前期末 残高	当期末 残高	前期末 残高	当期末 残高	当期末 残高
車両運搬具	865,000	711,459	153,541		153,541
合 計	865,000	711,459	153,541		153,541

5 資産及び負債の重要な科目別増加額及び減少額

科 目		金 額		増 加 額
1 増 加 の 部				
(1) 資産増加額				
当期収支差額		14,374,986		
基本財産普通預金増加額		9,000,000		
貸付金増加額		11,000,000	34,374,986	
増 加 額 合 計				34,374,986
2 減 少 の 部				
(1) 資産減少額				
基本財産定期預金取崩額		20,000,000		
構築物減価償却額		1,496,810		
車両運搬具減価償却額		758,212		
什器備品減価償却額		288,698	22,523,720	
(2) 負債増加額				
短期借入金増加額		11,000,000	11,000,000	
減 少 額 合 計				33,523,720
当期正味財産増加額				851,266

(單位:円)

財団法人グリーンピア南阿蘇寄付行為第11条の規定に基づき、平成14年度の事業報告、収支計算及び財産目録について監査したところ、財務諸表は財団法人の財産及び収支の状況を正しく示しており、事業及び財務内容は、寄付行為、関係規定の定めるところにより適正に行われていると認めます。

財団法人グリーンピア南阿蘇

監事 今村 昭人



別表第一

(単位：千円)

保養基地名	維持管理費
大沼基地	1,146,155
田老基地	968,745
南東北基地 (岩沼地区)	675,787
南東北基地 (二本松地区)	745,391
津南基地	2,350,508
中央高原基地	1,100,238
三木基地	3,053,803
紀南基地	1,163,688
安浦基地	836,044
横浪基地	1,008,121
北九州基地 (八女地区)	915,147
北九州基地 (久木野地区)	859,652
指宿基地	2,007,571
合 計	16,830,858

(注1) 固定資産税、施設修繕費 (大規模修繕に要した費用を除く。) 、森林維持管理費、園地維持管理費、不動産関係経費、森林火災保険料 (保養基地数での按分により算出) 、施設解体費及び運営停止基地の管理経費の合計額である。

(注2) 単位未満切り捨てのため、合計額は一致しない。

別表第二

(単位：千円)

保養基地名	土地の取得費	建設費、修繕費等	合 計
大沼基地	3,558,116	17,760,458 (1,770,149)	21,318,574
田老基地	3,241,095	8,868,477 (5,890,191)	12,109,573
南東北基地 (岩沼地区)	1,200,260	6,683,139 (5,207,798)	7,883,399
南東北基地 (二本松地区)	1,467,628	6,606,920 (5,235,715)	8,074,549
津南基地	1,499,066	24,775,847 (15,782,681)	26,274,914
中央高原基地	2,828,240	7,080,189 (5,843,566)	9,908,429
三木基地	4,739,468	25,197,453 (14,324,950)	29,936,921
紀南基地	3,028,240	9,195,464 (5,810,896)	12,223,704
安浦基地	5,130,027	8,767,557 (5,716,337)	13,897,584
横浪基地	4,559,590	8,964,081 (5,794,707)	13,523,671
北九州基地 (八女地区)	2,542,309	8,132,862 (5,288,865)	10,675,172
北九州基地 (久木野地区)	906,840	7,761,577 (5,228,373)	8,668,417
指宿基地	3,653,769	17,117,529 (13,226,952)	20,771,298
合 計	38,354,652	156,911,560	195,266,212

(注1) 「建設費、修繕費等」については、同一の工事で建設と修繕等を一体的に行う場合があり、両者を区分することが困難であることから、合計額を記載している。

(注2) 「建設費、修繕費等」欄の括弧内の数値は、各保養基地の開業日の属する年度までの建設費を内数として記載している。

(注3) 単位未満切り捨てのため、合計額は一致しない。

(答弁通知書受領)

一、去る九日、内閣から、衆議院議員内山晃君提出社会保険庁のコンピュータシステムに関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年五月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る九日、内閣から、衆議院議員内山晃君提出ハローワークのコンピュータシステムに関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年五月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る九日、内閣から、衆議院議員内山晃君提出労働基準監督署のコンピュータシステムに関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年五月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る九日、内閣から、衆議院議員中根康浩君提出国民年金の健全な運営に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年五月十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る九日、内閣から、衆議院議員照屋寛徳君提出航空自衛隊恩納分屯基地に保管されているPCB汚泥の処理に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年四月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る九日、内閣から、衆議院議員照屋寛徳君提出船舶調整諸業務完了証明書と海砂積載基準等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年五月十二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る九日、内閣から、衆議院議員中根康浩君提出財団法人 社会保険健康事業財団の業務に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年四月二十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る九日、内閣から、衆議院議員中根康浩君提出公的年金業務の効率的執行に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年五月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る九日、内閣から、衆議院議員中根康浩君提出障害者雇用と公務員の健康に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年四月二十八

り、これに日時を要するため、平成十六年四月十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十六年三月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「二」を「いずれかに」に改め、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を削り、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 次に掲げる廃棄物の排出であつて、第十条の六第一項の許可を受けてするもの
イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第六条の二

第二項若しくは第三項又は第十二条第一項若しくは第十二条の二第一項の政令において海洋を投入処分する場所とすることができると定めた廃棄物
ロ 水底土砂(海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂(汚泥を含む。))

をいう。)で政令で定める基準に適合するもの

六 緊急に処分する必要があると認めて環境大臣が指定する廃棄物の排出であつて、排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準に従つてするもの

第十条第二項第二号の次に次の一号を加える。

三 輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物のうち政令で定めるものの排出であつて、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてするもの

第十条第三項を次のように改める。

三 環境大臣は、前項第六号の基準を定めたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通知するものとする。

第十条第四項から第六項までを削る。

第十条の五の次に次の七条を加える。

(船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可)
第十条の六 船舶から第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物の海洋における投入処分以下「海洋投入処分」という。)をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

二 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類

三 当該廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画

四 当該廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該廃棄物の海洋投入処分をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書類その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。	4 環境大臣は、第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その概要を公告するとともに、第二項の申請書及び前項の書類をその公告の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。	5 前項の公告があつたときは、第一項の許可の申請に係る廃棄物の排出に関し海洋環境の保全の見地からの意見を有する者は、前項の縦覧期間満了の日までに、環境大臣に意見書を提出することができる。	6 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。	7 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通知するものとする。	(許可の欠格条項) 第十条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。 一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者 二 第十条の十一の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者
三 法人で、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの (許可の基準等) 第十条の八 環境大臣は、第十条の六第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 排出海域及び排出方法が、環境省令で定める基準に適合するものであり、かつ、当該排出海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること。 二 海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであること。	2 環境大臣は、第十条の六第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。	(排出海域の監視) 第十条の九 第十条の六第一項の許可を受けた者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る同条第二項第四号の監視に関する計画(この計画について次条第一項の許可を受けたときは、変更後のものに従い、廃棄物の排出海域の汚染状況の監視をしなければならない。)	2 第十条の六第一項の許可を受けた者は、環境省令で定めるところにより、前項の監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。 (変更の許可等) 第十条の十 第十条の六第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の許可を受けなければならない。ただし、環境	省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。 3 第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七及び第十条の八の規定は、第一項の許可について準用する。 4 第十条の六第一項の許可を受けた者は、同条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。 (許可の取消し) 第十条の十一 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十条の六第一項の許可を取り消すことができる。 一 第十条の六第一項の許可に係る廃棄物の海洋投入処分が、当該許可に係る同条第二項第三号の実施計画(この計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のものに適合していないと認めるとき。 二 第十条の六第一項の許可を受けた者が、この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。 三 第十条の六第一項の許可を受けた者が、第十条の七第一号又は第三号に該当するに至つたとき。 四 第十条の六第一項の許可を受けた者が、偽りその他不正の行為により同項の許可又は前条第一項の許可を受けたとき。	省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。 3 第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七及び第十条の八の規定は、第一項の許可について準用する。 4 第十条の六第一項の許可を受けた者は、同条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。 (許可の取消し) 第十条の十一 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十条の六第一項の許可を取り消すことができる。 一 第十条の六第一項の許可に係る廃棄物の海洋投入処分が、当該許可に係る同条第二項第三号の実施計画(この計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のものに適合していないと認めるとき。 二 第十条の六第一項の許可を受けた者が、この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。 三 第十条の六第一項の許可を受けた者が、第十条の七第一号又は第三号に該当するに至つたとき。 四 第十条の六第一項の許可を受けた者が、偽りその他不正の行為により同項の許可又は前条第一項の許可を受けたとき。
(船舶からの廃棄物排出の確認) 第十条の十二 船舶から第十条第二項第五号イ若しくはロに掲げる廃棄物又は同項第六号に規定する廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶への積み込み前(当該廃棄物が当該船舶内において生じたものであるときは、その排出前に、その排出に関する計画がそれぞれ第十条の六第一項の許可に係る同条第二項第三号の実施計画(この計画について第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。又は第十条第二項第六号の環境大臣が定める基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。)	2 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その排出に関する計画がそれぞれ第十条の六第一項の許可に係る同条第二項第三号の実施計画又は第十条第二項第六号の環境大臣が定める基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に排出確認済証を交付しなければならない。	3 排出確認済証の交付を受けた者は、当該廃棄物の排出に従事する船舶内に、排出確認済証を備え置かなければならない。	4 前三項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、排出確認済証の様式その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。 第十一条及び第十四条中「第十条第二項第三号又は第四号」を「第十条第二項第四号又は第五号」に改める。 第十七条 削除	省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。 3 第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七及び第十条の八の規定は、第一項の許可について準用する。 4 第十条の六第一項の許可を受けた者は、同条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。 (許可の取消し) 第十条の十一 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十条の六第一項の許可を取り消すことができる。 一 第十条の六第一項の許可に係る廃棄物の海洋投入処分が、当該許可に係る同条第二項第三号の実施計画(この計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のものに適合していないと認めるとき。 二 第十条の六第一項の許可を受けた者が、この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。 三 第十条の六第一項の許可を受けた者が、第十条の七第一号又は第三号に該当するに至つたとき。 四 第十条の六第一項の許可を受けた者が、偽りその他不正の行為により同項の許可又は前条第一項の許可を受けたとき。	省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。 3 第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七及び第十条の八の規定は、第一項の許可について準用する。 4 第十条の六第一項の許可を受けた者は、同条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。 (許可の取消し) 第十条の十一 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十条の六第一項の許可を取り消すことができる。 一 第十条の六第一項の許可に係る廃棄物の海洋投入処分が、当該許可に係る同条第二項第三号の実施計画(この計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のものに適合していないと認めるとき。 二 第十条の六第一項の許可を受けた者が、この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。 三 第十条の六第一項の許可を受けた者が、第十条の七第一号又は第三号に該当するに至つたとき。 四 第十条の六第一項の許可を受けた者が、偽りその他不正の行為により同項の許可又は前条第一項の許可を受けたとき。

第十八条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「又は第十条第二項第四号に定める廃棄物（同条第三項の政令で定める廃棄物を除く。）」を削り、同項に次の一号を加える。

四 第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物の次条第一項の許可を受けてする排出
第十八条第三項中「一」を「いずれかに」に改める。

第十八条の二を第十八条の三とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（海洋施設からの廃棄物海洋投入処分の許可等）
第十八条の二 海洋施設から第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物の海洋投入処分をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 海洋施設から第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の海洋施設への積み込み前（当該廃棄物が当該海洋施設内において生じたものであるときは、その排出前）に、その排出に関する計画が前項の許可に係る次項において準用する第十条の六第二項第三号の実施計画（この計画について次項において準用する第十条の十一第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

3 第十条の六第二項から第七項まで及び第十条の七から第十条の十一までの規定は第一項の許可について、第十条の十二第二項から第四項までの規定は前項の確認について準用する。この

場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条の二十六第一項中「及び次条」及び「であつて、その焼却が海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるもの」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、船舶において、その焼却が海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める油等以外の油等であつて当該船舶において生ずる不要なもの（以下「船舶発生油等」という。）の焼却をする場合はこの限りでない。

第十九条の二十六第二項中「前項の政令で定める油等以外の油等であつて当該船舶において生ずる不要なもの（以下「船舶発生油等」という。）を「船舶発生油等」に改め、同条第五項から第九項までを削り、同条第十項中「及び第五項から第八項まで」を削り、第二号を削り、第三号を第二号とし、同項を同条第五項とする。

第十九条の二十七から第十九条の三十五までの次のように改める。

第十九条の二十七から第十九条の三十五まで 削除

第四十二条の二十五第二号中「第四十三條の二及び第四十三條の三」を「第四十三條の五及び第四十三條の六」に改める。

第四十三條第一項中「船舶等（政令で定めるものを除く。）を政令で定める廃棄海域及び廃棄方法に関する基準に従つて」を「海洋施設を次条第一項の許可を受けて」に改め、同条第二項から第五項までを削り、同条第六項を同条第二項とする。
第四十三條の六第二項中「第四十三條の六第二

項」を「第四十三條の九第二項」に改め、同条を第四十三條の九とし、第四十三條の二から第四十三條の五までを三条ずつ繰り下げる。

第四十三條の次に次の三条を加える。

（海洋施設廃棄物の許可）

第四十三條の二 海洋施設を海洋に捨てようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
二 海洋に捨てようとする海洋施設の概要
三 当該海洋施設の廃棄に関する実施計画
四 当該海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視に関する計画

（許可の基準）
第四十三條の三 環境大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 廃棄海域及び廃棄方法が、環境省令で定める基準に適合するものであり、かつ、当該廃棄海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること。
二 海洋に捨てる方法以外に適切な処分の方法がないものであること。

（準用）
第四十三條の四 第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七、第十条の八第二項及び第十条の九から第十条の十一までの規定は、第四十三

條の二第二項の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「排出海域」とあるのは「廃棄海域」と、「海洋投入処分」とあるのは「廃棄」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十八條第八項中「第四項から第六項まで」を「第五項から第八項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「前三項」を「第五項から前項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「要焼却確認廃棄物焼却設備」を削り、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十条の六第一項、第十八條の二第一項又は第四十三條の二第一項の許可を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第四十八條第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、環境省令で定めるところにより、第十条の六第一項、第十八條の二第一項又は第四十三條の二第一項の許可を受けた者に対し、許可を受けた廃棄物の海洋投入処分又は海洋施設の廃棄に関し報告させることができる。

第四十九條中「前条第五項」を「前条第七項」に改める。

第五十一條の三第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「要焼却確認廃棄物焼

却設備検査証を削り、同号を同項第七号とし、同項第九号中「第四十三條の六第一項」を「第四十三條の九第一項」に改め、同号を同項第八号とする。

第五十四條の五中「第四十三條の六第二項」を「第四十三條の九第二項」に、「第四十三條の六第一項」を「第四十三條の九第一項」に改める。

第五十五條第一項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同項第八号中「第十九條の二十六第一項、第二項又は第五項」を「第十九條の二十六第一項又は第二項」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 偽りその他不正の行為により第十條の六第一項、第十條の十第一項（第十八條の二第三項及び第四十三條の四において準用する場合を含む）、第十八條の二第一項又は第四十三條の二第一項の許可を受けた者

第五十五條第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

第五十六條中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り上げる。

第五十七條第十四号中「第四十三條の四第一項」を「第四十三條の七第一項」に改め、同号を同条第十五号とし、同条中第十三号を第十四号とし、第十五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第十條第三項、第十九條の二十六第六項又は第四十三條第二項」を「第十條の十二第一項又は第十八條の二第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第十條の九第二項（第十八條の二第三項及び第四十三條の四において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第五十八條第二号中「第十九條の二十六第三項又は第十九條の三十三第一項若しくは第三項」を「又は第十九條の二十六第三項」に改め、同条第三号中「第十九條第二項又は第十九條の三十三第二項」を「又は第十九條第二項」に、「廃棄物処理記録簿又は要焼却確認廃棄物焼却記録簿」を「又は廃棄物処理記録簿」に改め、同条第四号中「第十條第五項、第十九條の二十六第八項又は第四十三條第四項」を「第十條の十二第三項（第十八條の二第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第五号中「第十條第二項第三号又は第四号」を「第十條第二項第四号又は第五号」に改め、同条第七号中「第四十三條の六第二項」を「第四十三條の九第二項」に改め、同条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十六号中「第四十三條の五第二項」を「第四十三條の八第二項」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十七号中「第三項」を「第四項」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十八号中「第四十八條第四項から第六項まで」を「第四十八條第五項から第八項まで」に、「同条第五項」を「同条第六項若しくは第七項」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十九号を同条第十八号とする。

第五十八條の二第二項中「第四十三條の六第一項」を「第四十三條の九第一項」に、「第四十三條の六第二項」を「第四十三條の九第二項」に改める。

第六十條第二号中「第四十三條の六第二項」を「第四十三條の九第二項」に改める。

第六十一條中「第十七條、第十八條の二」を「第十條の十第四項（第十八條の二第三項及び第四十三條の四において準用する場合を含む。）、第十八條の三」に改める。

別表第三中「第四十三條の六」を「第四十三條の九」に改める。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(廃棄物海洋投入処分の許可及び海洋施設廃棄物の許可に関する経過措置)
第二条 この法律による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第十條の六第一項、第十八條の二第一項又は第四十三條の二第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新法第十條の六、第十八條の二又は第四十三條の二の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 環境大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第十條の六から第十條の八まで（これらの規定を新法第十八條の二第三項又は第四十三條の四において準用する場合を含む）、第十八條の二第一項又は第四十三條の二及び第四十三條の三の規定の例により、その許可をすることができ、この場合において、これらの規定の例により許可を受けたときは、施行日において新法第十條の六第一項、第十八條の二第一項又は第四十三條の二第一項の規定により許可を受けたものとみなす。

3 前項の場合において、新法第十條の六第四項（新法第十八條の二第三項又は第四十三條の四において準用する場合を含む。）の規定の例により公告があつたときは、第一項の許可の申請に係る廃棄物の排出又は海洋施設の廃棄に関し海洋環境の保全の見地からの意見を有する者は、施行日前においても、新法第十條の六第五項（新法第十八條の二第三項又は第四十三條の四において準用する場合を含む。）の規定の例により、環境大臣に意見書を提出することができ、

(罰則の適用に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正)
第四条 南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十六條中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

理由
海洋における廃棄物の処理に関する規制の一層の充実が求められている国際的動向等にかんがみ、船舶からの海洋への排出が認められる廃棄物の海洋投入処分を許可に係らしめる等の措置を講ずるとともに、廃棄物の海域における焼却の規制を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年四月十三日 衆議院會議録第二十三号 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

平成十六年四月十三日 衆議院會議録第二十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一五八

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、海洋における廃棄物の処理に関する規制の一層の充実が求められている国際的動向等にかんがみ、船舶からの海洋への排出が認められる廃棄物の海洋投入処分を許可に係らしめる等の措置を講ずるとともに、廃棄物の海域における焼却の規制を強化しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 船舶又は海洋施設から廃棄物の海洋投入処分をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならないこととする。

2 廃棄物の海洋投入処分及び海洋施設の廃棄物の許可を受けた者は、廃棄物の排出海域の汚染状況の監視を行い、その結果を環境大臣に報告しなければならないこととする。

3 船舶又は海洋施設から廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶又は海洋施設への積み込み前に、海上保安庁長官の確認を受けなければならないこととする。

4 何人も、船舶又は海洋施設において、船舶又は海洋施設において発生する油等以外の油等の焼却をしてはならないこととする。

5 環境大臣の許可を受けて海洋施設の廃棄物を除き、船舶等を海洋に捨ててはならないこととする。

6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、廃棄物の海洋投入処分及び海洋施設の廃棄物に関し、報告を求め、立入検査を行うことができることとする。

7 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、船舶からの海洋への排出が認められる廃棄物の海洋投入処分を許可に係らしめる等の措置を講ずるとともに、廃棄物の海域における焼却の規制を強化しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成十六年四月九日

環境委員長 小沢 鋭仁

衆議院議長 河野 洋平殿

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

右

平成十六年二月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「使用制限(第十五条)」を「使用制限等(第十五条―第十五条の三)」に改める。

第三条第三号中「及び第十二条の二第一号」を「第十二条の二第一号、第十五条の二第一号及び第十五条の三」に改める。

第三章の章名中「使用制限」を「使用制限等」に改める。

第十五条に見出しとして「(事務所の使用制限)」を付し、第三章中同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(指定暴力団の代表者等の損害賠償責任)

第十五条の二 指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団と他の指定暴力団との間に対立が生じ、これにより当該指定暴力団の指定暴力団員による暴力行為(凶器を使用するものに限る。以下この条において同じ。)が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2 一の指定暴力団に所属する指定暴力団員の集団の相互間に対立が生じ、これにより当該対立に係る集団に所属する指定暴力団員による暴力行為が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときも、前項と同様とする。

第十五条の三 指定暴力団の代表者等の損害賠償の責任については、前条の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。

第三十一条第一号中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

別表第三号中「第三十一章、第三十二章」を「第三十一章から第三十三章まで」に改め、同表第三十三号を第四十五号とし、第三十一号の二を第四十四号とし、第三十一号を第四十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

年法律第五号)第五編に規定する罪

四十三 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百六十六号)第六章に規定する罪

別表第三十号の二を削り、第三十号を第四十号とし、第二十九号を第三十九号とし、第二十八号を第三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第七章に規定する罪

別表第二十七号を第三十六号とし、第二十六号を第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十五 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第九章に規定する罪

別表第二十五号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三 外国証券業者に関する法律第五章に規定する罪

別表第二十四号を第三十一号とし、第二十九号から第二十三号までを七号ずつ繰り下げ、第十九号の二を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第九章に規定する罪

別表第十九号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第九章に規定する罪

別表第十八号を第二十二号とし、第十七号を第二十一号とし、第十六号を第十八号とし、

同号の次に次の二号を加える。

十九 港灣運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)第五章に規定する罪

二十 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第五編に規定する罪

別表中第十五号を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、第十二号の二を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 証券取引法第八章に規定する罪
別表に次の二号を加える。

四十六 著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号)第七章に規定する罪

四十七 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第八章に規定する罪

第二条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表中第四十号を削り、第四十一号を第四十号とし、第四十二号から第四十七号までを一号ずつ繰り上げ、同表に次の一号を加える。

四十七 信託業法(平成十六年法律第

号)第八章に規定する罪

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、信託業法の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(次条において「新法」という。)第十五条の二及び第十五条の三の規定は、第一条の規定の施行後に発生した暴力行為について適用する。

第三条 新法の規定の適用については、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第七章に規定する罪は、新法別表第四十二号に掲げる罪とみなす。

第四条 第二条の規定の施行前にした特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)第六章に規定する罪については、第二条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

最近における暴力団をめぐる情勢にかんがみ、指定暴力団の代表者等は、凶器を使用した対立抗争又は内部抗争によりその指定暴力団員が他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずることとするほか、暴力的不法行為等の範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における暴力団をめぐる情勢にかんがみ、指定暴力団の代表者等は、凶器を使用した対立抗争又は内部抗争によりその指定暴力団員が他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずることとするほか、暴力的不法行為等の範囲を拡大しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に関する規定の整備

指定暴力団を代表する者又はその運営を支配する地位にある者は、指定暴力団相互間又は指定暴力団内部の集団相互間の対立に伴う指定暴力団員の凶器を使用しての暴力行為により生じた損害を賠償する責めに任ずること。

2 暴力的不法行為等の追加等

刑法第二編第三十三章(略取及び誘拐の罪)、出入国管理及び難民認定法第九章等に規定する罪を暴力的不法行為等に追加する等の措置を講ずること。

3 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行すること。ただし、2のうち、信託業法第八章に規定する罪の追加及び特定債権等に係る事業の規制に関する法律第六章に規定する罪の削除に関する規定は、信託業法の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い

日から施行すること。

(二) 所要の経過措置を設けること。
議案の可決理由

本案は、最近における暴力団をめぐる情勢にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成十六年四月九日

内閣委員長 山本 公一
衆議院議長 河野 洋平殿

平成十六年四月十三日 衆議院会議録第二十三号

一六〇

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
（本体） 五七五円
本号一部 五五〇円